

(様式1号)

R4年度 事務事業評価書 (既存事業分)

事業名	ふくおか教育月間推進事業		部課(室)	教育庁教育総務部 総務企画課	事業 開始年度	R2
総合 計画	4つの柱	2	誰もが住み慣れたところで働き、長く元気に暮らし、子どもを安心して産み育てることができる	中項目	24	教育の充実
	小項目	2	豊かな心の育成	具体的な 取組	8	学校、家庭、地域の連携・協働体制の整備、家庭教育支援の充実

**1 事業のねらい・目的**

「ふくおか教育月間」を制定し、県民の教育に関する関心と理解を一層深めるとともに、家庭、学校及び地域社会が連携して本県教育の充実と発展を図る。

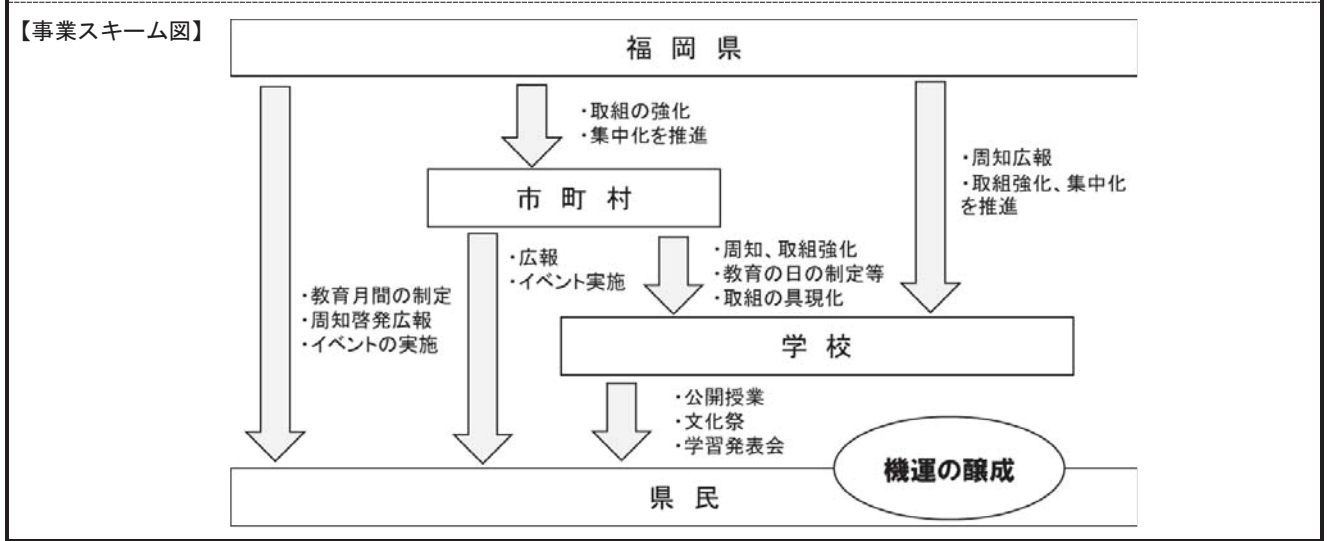
**2 事業概要**

「ふくおか教育月間」の取組  
 11月の「ふくおか教育月間」に、次の取組を実施。

(1) 啓発イベントの実施  
 ○内容：・教育をテーマとした著名人講演  
 ・児童生徒発表（オーケストラ、ボディパーカッション等）  
 ○場所：エルガーホール  
 ○時期：毎年11月に実施（年1回）  
 ○対象：児童生徒保護者、一般県民、教育関係者、学校関係者等

(2) 「ふくおか教育月間」の広報活動  
 ○内容：・街頭での宣伝活動  
 ・公共の場でのポスター掲示  
 ・イメージキャラクターを使用した広報  
 ・チラシ配布

(3) 「ふくおか教育月間」関連取組の実施  
 ○内容：公開授業、文化祭、ボランティア活動等を県や市町村の機関、学校等で実施



**3 事業目標等**

成果指標		R1	R2	R3	R4	目標値 (R8)	
PTAや地域住民が学校の諸活動に積極的に参加している学校の割合 [公立小中学校] (総合計画)	小学校	福岡県	97.0%	全国学力・学習状況調査中止	94.9%	94.0%	全国平均以上
		全国	97.8%		95.7%	94.6%	
	中学校	福岡県	90.3%		85.6%	77.2%	
		全国	90.4%		85.3%	77.5%	

**【指標の考え方】**  
 全国学力・学習状況調査における学校への質問（「保護者や地域の方が学校の美化、登下校の見守り、学習・部活動支援、放課後支援、学校行事の運営などの活動に参加していますか」）で、肯定的回答（「よく参加している」「参加している」）の割合を成果指標とする。

**【目標達成状況、未達成のときはその理由】**  
 新型コロナウイルス感染症の影響により保護者や地域の方が学校行事に参加する機会が減少しており、全国及び福岡県も減少傾向にある。

4 有効性・効率性	【事業の有効性】 県が「ふくおか教育月間」を設定し、期間中に市町村や関係団体が実施する取組（公開授業や文化祭、地域と連携・協力するボランティア活動等）を集中化することで、県民全体の教育に対する関心と理解を一層深めることができる。
	【事業の効率性】 県が「ふくおか教育月間」を設定し、期間中に市町村や関係団体が実施する取組（公開授業や文化祭、地域と連携・協力するボランティア活動等）を集約化し広報することで、県民に教育に関するイベントに参加する機会を提供することができる。

5 事業費（千円）	R3決算	R4当初	R5当初	人件費	R3	R4	R5
歳出	10,950	9,849	8,927	時間	290	258	258
（うち一般財源）	10,950	9,849	8,927	人件費（千円）	1,172	1,042	1,042

6 見直しの内容
<input checked="" type="checkbox"/> 継続 （ 拡充      改善（実施方法の大きな変更等を伴うもの） <input type="checkbox"/> 一部改善      縮小 ） <input type="checkbox"/> 終了 （ 完了      再構築（他の事業に組み替え）      廃止 ）
<p>【上記の理由】 学校・家庭・地域が一体となった体制づくりのためには、県民一人一人の教育への関心や、学校教育への理解が不可欠であり、そのための契機を提供し、機運の醸成を図る必要があることから、本事業の継続実施は必要である。</p>
<p>【見直し内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ イベント内容の見直しに伴う運営費の削減（▲250千円）</li> <li>・ 広報チラシの印刷枚数の見直しに伴う広報費の削減（▲672千円）</li> <li>・ 啓発イベント及び広報活動について、現在の公募型プロポーザルによる実施を継続しつつ、予算額の中で最も効果的に実行できるよう仕様書等の内容を検討する。</li> <li>・ 市町村や学校等に対し、引き続き「ふくおか教育月間」の取組への協力、イメージキャラクターの積極的な活用について依頼する。</li> </ul>

事業名	県立学校情報化推進事業		部課(室)	教育庁教育総務部 施設課	事業 開始年度	H20
総合計画	4つの柱	2	誰もが住み慣れたところで働き、長く元気に暮らし、子どもを安心して産み育てることができる	中項目	24	教育の充実
	小項目	4	教育環境づくり	具体的な取組	3	学校教育のICT化

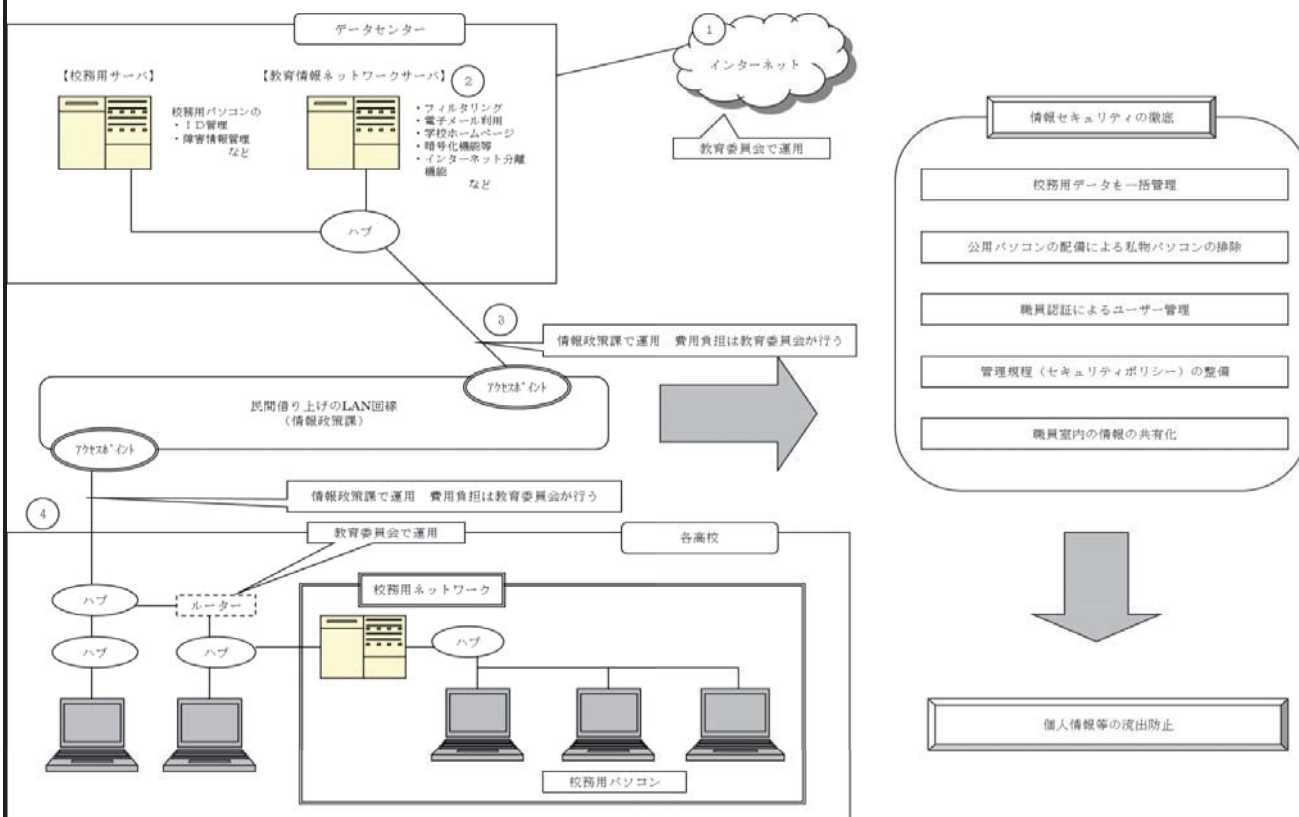
1 事業のねらい・目的

- 1 教員の情報共有化による業務効率の向上及び情報漏えいの対策
- 2 教員のパソコンの故障修理対応や安定した情報基盤環境の整備を行うとともに、計画的に更新を行っていく。
- 3 インターネットを使った情報教育を継続できるようにする。

2 事業概要

- 1 パソコンのリース
  - パソコンのリース費用
- 2 教育情報ネットワークの運用管理
  - サーバの保守費用
  - ネットワーク機器の運用管理費用
- 3 インターネットを使った情報教育を継続できるようにする。
  - プロバイダ接続料・・・①
  - データセンターからアクセスポイントへの接続料・・・③④
- 4 教員がインターネットに接続できる環境を整備
  - フィルタリング費用・・・②
- 5 アクセス制御によるセキュリティ対策
  - 自動暗号化及びファイル転送等機能の使用料・・・②
- 6 インターネット分離環境の構築
  - インターネット分離機能の使用料・・・②

【事業スキーム図】



### 3 事業目標等

成果指標		H21	H22～30	R1	R2	R3	R4	R5
生徒のインターネット利用可能学校の割合	目標	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%
	実績	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%
教員のインターネット利用可能学校の割合	目標	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%
	実績	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%

#### 【指標の考え方】

・インターネットの利用は、情報教育の推進及び教員の指導の充実を図るために必須であることから、生徒及び教員のインターネット利用が可能な学校の割合を指標とし、100%を目標とする。

#### 【目標達成状況、未達成のときはその理由】

・既に目標値を全て達成しているが、情報化の基盤を保つ上で今後も同じ事業目標を継続する。

4 有効性 ・ 効率性	<b>【事業の有効性】</b> ・情報を共有することによる効率的な業務の遂行、及びセキュリティが保たれた統一的な環境を整備することにより情報漏えいの防止を図っている。 ・インターネットを利用した情報教育の継続、メディアリテラシーについての指導の充実に参加している。 ・教科の内容・指導方法についての研究及び良質な教材の作成に参加している。
	<b>【事業の効率性】</b> ・パソコン等の故障対応を業者委託にすることで教員の業務軽減を図り、校務への支障が最小限となるよう努めている。

5 事業費（千円）	R3決算	R4当初	R5当初	人件費	R3	R4	R5
歳出	175,597	175,600	175,600	時間	3,840	3,840	3,840
（うち一般財源）	175,597	175,600	175,600	人件費（千円）	15,506	15,506	15,506

### 6 見直しの内容

継続（ 拡充      改善（実施方法の大きな変更等を伴うもの）       一部改善      縮小 ）  
 終了（ 完了      再構築（他の事業に組み替え）      廃止 ）

#### 【上記の理由】

・生徒及び教員がインターネットを利用できる環境は教育活動を行う上で必須であり、また教員が業務を効率的に遂行するためにはパソコンの利用環境を整備することが必要不可欠であるため、事業を継続する必要がある。  
 ・情報漏えいを防止するため、セキュリティが保たれた統一的な環境を保持する必要がある。

#### 【見直し内容】

業者委託によりセキュリティが保たれた統一的な環境を維持するとともに、毎年実施している情報セキュリティ研修会の内容を工夫し、特に重要情報の取扱いの内容をより充実させ、教員の意識の向上を図る。

(様式1号)

R4年度 事務事業評価書 (既存事業分)

事業名	高校生みらい支援事業	部課(室)	教育庁教育振興部 高校教育課	事業 開始年度	H29
-----	------------	-------	-------------------	------------	-----

総合計画	4つの柱	1	世界を視野に、未来を見据えて成長し、発展する	中項目	1	次代を担う「人財」の育成
	小項目	1	学校教育の充実	具体的な 取組	3	個性や能力を伸ばす教育の推進

**1 事業のねらい・目的**

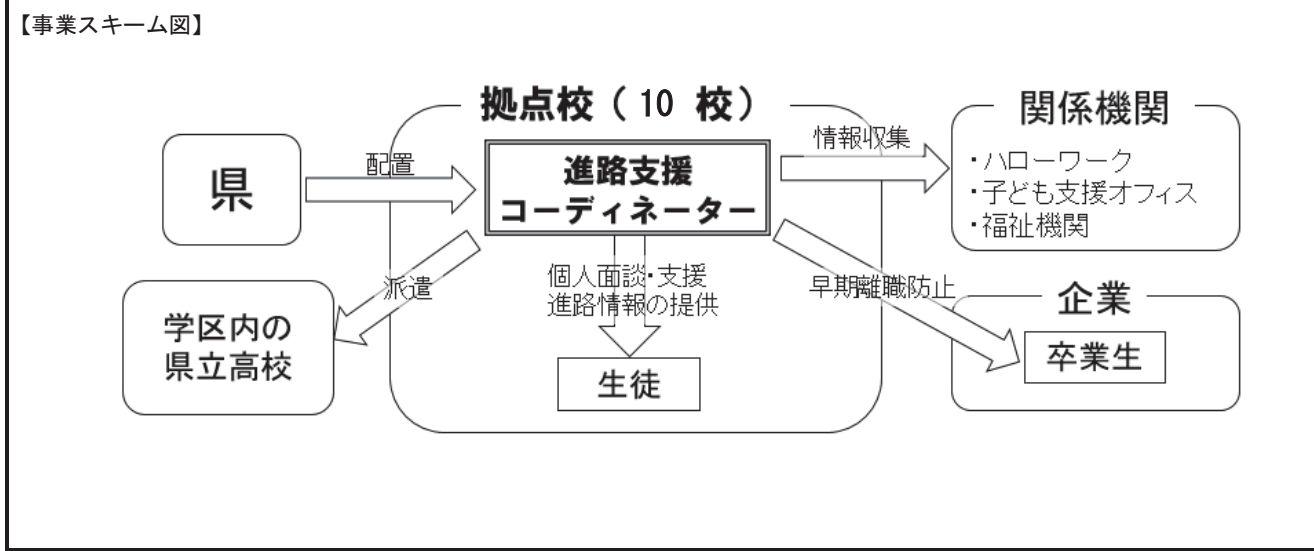
○生活困窮世帯の生徒及び就学困難な生徒（施設入所者等）に対する進路保障の支援の強化を図り、生徒に自らの適性についての認識、将来の展望及び職業に対する意識を高めさせる。

○進路未決定者や早期離職者を減少させる。

**2 事業概要**

(1) 進路支援コーディネーターの配置  
 県内に進路支援コーディネーター10人を配置し、生活困窮世帯等の生徒に対して支援を行う。  
 ・福祉労働分野での行政経験者、企業の総務・人事等での管理職経験者、退職教員などを雇用  
 ・コーディネーター1人当たり、10校程度を担当

<進路支援コーディネーターの業務>  
 ・担当校に在籍する生活困窮世帯の生徒や就学困難な生徒に関する進路情報の収集及び状況把握。  
 ・福祉労働部と連携し、子ども支援オフィスや高校就学相談支援員との情報の共有化を図り、生活困窮世帯の生徒や就学困難な生徒に対する支援内容の協議や決定を行い、進路決定のために継続した支援を行う。  
 ・地区に配置されたスクールソーシャルワーカーと情報共有し、生徒本人の希望進路に関し家庭の経済状況に起因する課題の解決に必要な支援と同時に、進路決定のための支援を行う。  
 ・大学等に関する奨学金や支援制度等の情報提供（例：福岡女学院看護大学修学支援奨学金・家計急変奨学金等）、ハローワークとの連携による就職指導及び就職情報の提供、早期離職防止に対して個人面接によるマッチング指導や就職後の企業訪問にて就職者の情報収集を行い支援する。



**3 事業目標等**

成果指標		R2	R3	R4	R5	R6
適性の認識、将来への意識が高まった生徒の割合	目標			50.0%以上	50.0%以上	50.0%以上
	実績			(調査中)		
進路未決定者の割合	目標	10%以下	8.6%以下	8.6%以下	8.6%以下	8.6%以下
	実績	8.6%	7.9%	(調査中)		

【指標の考え方】

○生活困窮世帯の生徒及び就学困難な生徒に対する進路保障の支援の強化を図り、生徒に自らの適性についての認識と将来の展望及び職業に対する意識を高めさせる事業であるため、配置校における3年生の自らの適性についての認識等に係るアンケート調査（高校教育課調べ）を指標とした。

○県立高校における進路未決定率（高校教育課調べ）を指標とする。

【目標達成状況、未達成のときはその理由】  
 <進路支援コーディネーター>  
 ○対象生徒に対する進路支援コーディネーターの継続した支援や奨学金情報の提供等により進路未決定率は減少傾向にある。令和3年度の進路未決定率は7.9%と目標の8.6%以下を達成することができた。

4 有効性・効率性

【事業の有効性】  
 ○拠点校における生徒面談は延べ2,200回（R3年度）であり、R2年度と比較し約10%増加していることから、現場からの要望が高い事業である。進路支援コーディネーターによる関係機関との連携、生徒への奨学金情報の提供といった進路の支援活動により、各学校からは進路支援体制の強化が図られたとの声が多く、進路未決定率の目標達成につながっていると考える。

【事業の効率性】  
 ○生活困窮世帯の生徒数や就職希望者数に応じて配置を行っている。  
 ○進路支援コーディネーターは配置校だけでなく派遣先の学校においても、個人面談等をとおして必要な支援を行っている。

5 事業費（千円）	R3決算	R4当初	R5当初	人件費	R3	R4	R5
歳出	23,058	32,541	35,241	時間	154	154	154
（うち一般財源）	18,941	22,482	24,965	人件費（千円）	622	622	622

6 見直しの内容

継続（ 拡充      改善（実施方法の大きな変更等を伴うもの）       一部改善      縮小 ）  
 終了（ 完了      再構築（他の事業に組み替え）      廃止 ）

【上記の理由】  
 ○配置校10校での生活困窮世帯の生徒及び就学困難な生徒からの相談件数は昨年度より約10%増加しており依然として必要性は高い。景気の先行きの不透明感が増す中、生活困窮世帯の増加が予想される。進路支援コーディネーターの支援を充実させるとともに、各学区の支援校に対する支援を強化する必要がある。

【見直し内容】  
 ○進路支援コーディネーター研修会を年2回実施し、進路支援コーディネーター間の連携を強化するとともに、ハローワークや子ども支援オフィス等、関係機関の情報提供等を行う。  
 ○進路支援コーディネーターの派遣要請及び手続について支援校に周知し、配置校との連携を強化する。  
 ○生活困窮世帯の生徒数及び就職希望者数に応じて配置校の検討を行う。

(様式1号)

R4年度 事務事業評価書 (既存事業分)

事業名	ワンヘルス教育推進事業		部課(室)	教育庁教育振興部 高校教育課・体育スポーツ健康課 人づくり県民生活部 私学振興・青少年育成局私学振興課	事業開始年度	R3
-----	-------------	--	-------	--	--------	----

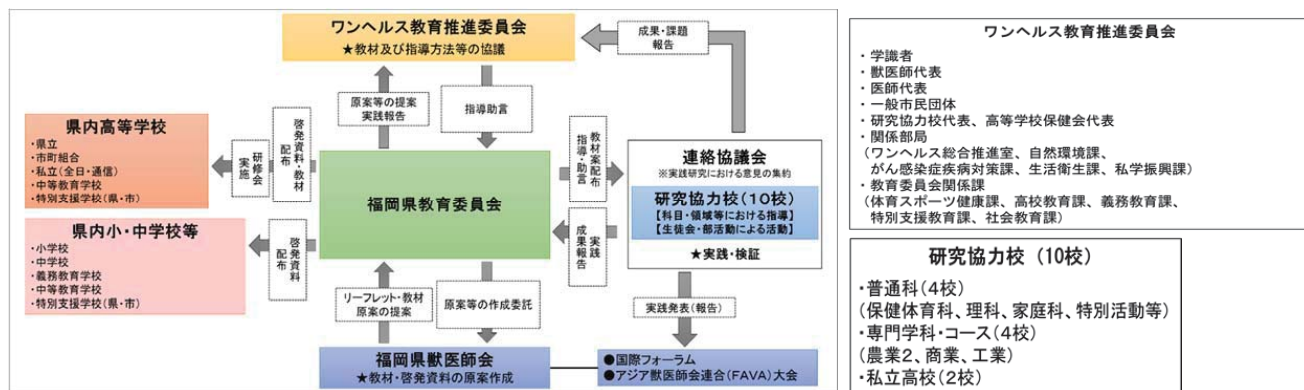
総合計画	4つの柱	2	誰もが住み慣れたところで働き、長く元気に暮らし、子供を安心して産み育てることができる	中項目	24	教育の充実
	小項目	1	学力、体力の向上	具体的な取組	4	健康教育の推進

**1 事業のねらい・目的**  
 生徒が生涯にわたって自らの健康や環境を適切に管理・改善していくための資質・能力を身に付けるため、高校生を対象としたワンヘルスに関する教育についての教材を作成し、その活用方法についての研究を行うとともに、ワンヘルスの理念の普及・啓発を図る。

**2 事業概要**

- ワンヘルスに関する教育啓発資料（リーフレット）の作成・配布
  - ワンヘルスの理念及びワンヘルスに関する教育の啓発に向けた資料（リーフレット）の作成・配布
- ワンヘルスに関する教育教材の作成・配布
  - ワンヘルスに関する教育の推進に向けた教材の作成
- ワンヘルスに関する教育推進委員会の設置
  - 専門的知見を有する学識者等による標記委員会を設置し、ワンヘルスに関する健康教育の充実に向け、教材の開発及び指導方法等について協議する。
- 研究協力校による実践研究及び国際フォーラム等における研究発表
  - 保健体育科、公民科等の教科指導において、高校生向け教材作成のための実践研究及び研究発表を実施するとともに、その事例と成果をまとめた指導実践事例集を作成し、効果的なワンヘルスに関する教育の普及・啓発を図る。
  - 生徒保健委員会等において、教科外における生徒主体の効果的なワンヘルスに関する実践について研究するとともに、学校保健研究団体等と連携し、その成果を各学校等へ普及し、全ての高等学校における実践を推進する。
- ワンヘルスに関する教育指導者向け研修会の開催（R4、R5）
  - 学校におけるワンヘルスに関する教育の一層の充実を図るため、ワンヘルスに関する情報の提供や効果的な指導方法について研修会を実施

【事業スキーム図】



3 事業目標等

成果指標		R3	R4	R5
高校生に対するワンヘルスに関する教育の周知・啓発校数	目標	218校	218校	218校
	実績	218校	218校	
高等学校におけるワンヘルスに関する教育教材の活用校数	目標	—	—	218校
	実績	10校	10校	

【指標の考え方】

・各高等学校に対し、ワンヘルスに関する教育の啓発・実施の有無(校数)を調査する。

※R3, R4の教育教材の活用校は、研究協力校の10校

【目標達成状況、未達成のときはその理由】

・ワンヘルスに関する教育の周知・啓発については、ワンヘルスに関する教育啓発資料(リーフレット)を全ての学校に活用例を示し、配布した。

・教育教材については、令和4年度末に作成し、配布することになっている。

4 有効性 ・ 効率性	<p>【事業の有効性】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「人と動物の健康と環境の保全は一つ」と捉えているワンヘルスの理念を普及・啓発することで、健全な地球で、人も動物も健康に生きることができるようになる。</li> <li>・ワンヘルス教育を学ぶことで、命の大切さについて考えることができるようになる。</li> </ul>
	<p>【事業の効率性】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・研究協力校の実践を、県内高等学校に実践例として示すことで、県内の高等学校が取り組みやすくすることができる。</li> <li>・ワンヘルス教育啓発資料（リーフレット）を活用し、ワンヘルスの普及・啓発につなげることができる。</li> </ul>

5 事業費（千円）	R3決算	R4当初	R5当初	人件費	R3	R4	R5
歳出	18,093	20,014	9,653	時間	1,750	1,750	1,750
（うち一般財源）	18,093	20,014	9,653	人件費（千円）	7,067	7,067	7,067

6 見直しの内容	<p> <input checked="" type="checkbox"/> 継続 （ 拡充      改善（実施方法の大きな変更等を伴うもの）      <input type="checkbox"/> 一部改善      縮小 ）  <input type="checkbox"/> 終了（完了      再構築（他の事業に組み替え）      廃止 ） </p>		
【上記の理由】	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ワンヘルス教育を普及・啓発していくため、今後も引き続きリーフレットの配布を継続する必要があるため。</li> <li>・研究協力校の実践を県内の高等学校に広げる必要があるため。</li> <li>・ワンヘルス教育を実践した県内の高等学校が、実践報告をするため。</li> </ul>		
【見直し内容】	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高等学校が使用する教育教材については、令和4年度に作成し、全高校へ配布予定。</li> <li>・研究協力校の取組は終了し、今後は県内の高等学校に実践したことを普及。</li> <li>・令和5年度は、ワンヘルス教育推進委員会は、継続するが、4回から3回に変更。</li> <li>・令和5年度は、ワンヘルス教育の知識・理解を深めるため、専門家による講演等を県立高等学校で実施予定。</li> <li>・私学は「私立高等学校ワンヘルス教育推進事業」としてワンヘルス教育の普及を図る。</li> </ul> <p style="text-align: right;">（▲10,361千円）</p>		



事業名	未来を切り拓く人材育成事業		部課(室)	教育庁教育振興部 高校教育課・特別支援教育課	事業 開始年度	H17
総合計画	4つの柱	2	誰もが住み慣れたところで働き、長く元気に暮らし、子どもを安心して産み育てることができる	中項目	24	教育の充実
	小項目	3	個性や能力を伸ばす教育の推進	具体的な取組	4	キャリア教育・職業教育の推進

1 事業のねらい・目的

- 職業系専門高校・定時制高校・一部の全日制高校を対象に、教職員・生徒代表・地域の方等で構成する企画委員会を各学校に設置する。企画委員会では、生徒や地域の課題等を共有し、生徒たちに求められる資質・能力を育成する取組を地域の人的・物的資源を活用しながら実施することで、生徒たちの社会的・職業的自立につなげる。
- 特別支援学校については、体験的な地域との交流活動を通して児童生徒の自立と社会参加を一層推進するとともに、障がいのある児童生徒が地域社会の構成員であることをお互いに学ぶことができるようにする。

2 事業概要

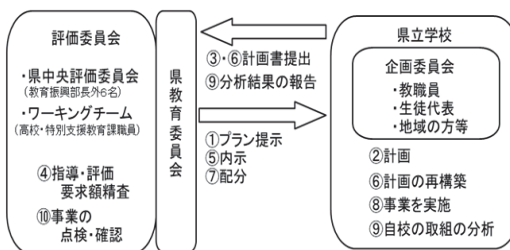
未来を切り拓く人材育成事業

県立学校：企画委員会（教職員、生徒代表、地域の方等）を設置。高等学校では、地域と課題等を共有し、地域と連携した取組を重点的に実施。特別支援学校では、児童・生徒の自立と社会参加を促進する取組を実施。

県教育委員会：評価委員会（県教委職員、学校代表）を設置。企画段階における指導・助言、優れた取組や手法の普及等を行い、事業のより効果的な実施を促進する。

【事業の流れ】

- ① 事業趣旨に合致した基本プランを県が各校に提示
- ② 各校（企画委員会）が教育効果の高い事業を計画
- ③ 事業計画書を県（評価委員会）に提出
- ④ 県（評価委員会）による計画に対する指導・評価・要求額の精査  
優れた取組や事業手法等について情報提供
- ⑤ 5段階評価に応じて配分予算を内示
- ⑥ 各校（企画委員会）が内示額を踏まえて事業計画書を再構築
- ⑦ 再構築された事業計画に基づき予算配分  
（配分は事業内容に応じて0配分も含む完全競争型）
- ⑧ 各校が事業を実施（地域の人的・物的資源を活用）
- ⑨ 各校が自校の取組を分析・報告
- ⑩ 県（評価委員会）による点検・確認



【各学校で行う事業の具体例】

○高等学校

- ・チームで地域の自然を研究し、研究成果をまとめる環境学習
- ・地元の人材に協力を求めて史跡や文化財を探究する歴史学習
- ・留学生や海外の高校生との交流を主とした異文化学習
- ・地元企業の協力によるオリジナルブランド商品の開発・製造
- ・地元の技術者とのタイアップによる地域の小中学生対象のものづくり教室
- ・地域の人々にも参加を呼びかけた研究発表会
- ・高校体験入学での研究成果発表、地域の公共施設や地域行事での発表
- ・地域行事を活用したオリジナルブランド商品のプレゼン・販売 等

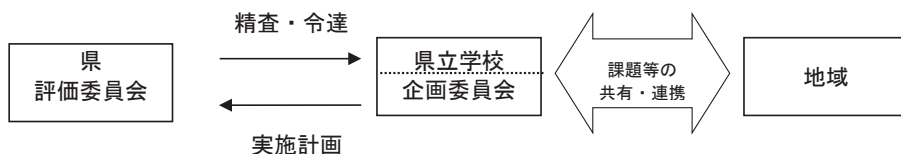
・地域と連携した活動を通して、生徒が社会への関心を抱き、自分に求められる資質・能力を理解し、育むことで、社会的・職業的自立につなげる。  
・学校から地域に送り出した有用な人材から、習得した知識・技能を学校に還元してもらう。

○特別支援学校

- ・学校や地域の特色を生かした直接体験活動
- ・ステージ発表や作品展、物品販売等の創造的な表現活動
- ・外部講師招聘による進路学習
- ・学校の特色を生かした公開講座等による理解啓発活動 等

幼児・児童・生徒の自立と社会参加を促進

【事業スキーム図】



3 事業目標等

成果指標		R2	R3	R4	R5	R6	R7
生徒アンケートを活用した事業達成度	目標	80%	85%	90%	91%	92%	93%
評価Aの学校の割合	実績	中止	84.5%	※調査中			

※年度末調査予定

【指標の考え方】

(R2～R7) R3年度実績を踏まえて目標を設定する。

- ① 企画委員会が、自校の取組が「事業のねらい・目的」を達成することができたかどうかを把握するためのアンケートを作成。事業終了後にアンケートを実施、集計する。
  - ② 企画委員会が、生徒アンケートの結果に加え、学校内外の関係者へ聞き取りを行い、自校の取組を分析、A～Eの5段階評価を行う。
  - ③ 各学校の分析結果及び評価について、評価委員会が点検・確認を行う。
- ※ 事業の達成度をさらに向上させるため、A評価の学校が、全体の93%以上となることを目指す。  
 ※ 令和2年度は、新型コロナウイルス感染拡大防止による事業中止のため指標の実績なし。

【目標達成状況、未達成のときはその理由】

- ・令和3年度はコロナ後初めての取組だったため、目標値85%にわずかに届かなかったが、概ね順調に推移している。

4 有効性・効率性

【事業の有効性】

- ・地域と連携した活動を通して、生徒が社会への関心を抱き、自分に求められる資質・能力を理解し、育むことで、社会的・職業的自立につながる。
- ・企画委員会で生徒や地域の課題等を共有し、生徒たちに求められる資質・能力を育成する取組を地域の人的・物的資源を活用しながら実施することで、地域から信頼される魅力ある学校づくりにつながる。

【事業の効率性】

- ・各校が計画する事業内容と県教育委員会（評価委員会）が行う事前評価を参考に、要求費用に対して事業実施効果が高いものについて重点的に予算配分を行うなど、効率的かつ効果的な事業の実施ができる。
- ・事業実施規模に応じた物品の購入がなされるよう、県教育委員会において予算積算上の基準づくりを進めるなど効果的かつ効率的な執行に向けた取組を行う。

5 事業費（千円）	R3決算	R4当初	R5当初	人件費	R3	R4	R5
歳出	28,231	30,775	16,605	時間	384	384	288
（うち一般財源）	28,231	30,775	16,605	人件費（千円）	1,551	1,551	1,163

6 見直しの内容

継続（ 拡充       改善（実施方法の大きな変更等を伴うもの）      一部改善      縮小 ）  
 終了（ 完了      再構築（他の事業に組み替え）      廃止 ）

【上記の理由】

- ・未来の創り手となる生徒たちに必要な資質・能力を育成する取組を実施し、生徒たちの社会的・職業的自立を目指す上で必要不可欠な事業である。

【見直し内容】

- ・各校は、例年実施してきた取組の中から生徒たちの社会的・職業的自立を目指す上でより効果的な取組を選択し、県の評価委員会に計画を提出する。県の評価委員会は、学校が選択した取組について重点的に指導及び評価を行うことで、目標達成に向けて効率的かつ効果的な取組に対し重点的に予算を分配する。（▲14,170千円）
- ・各種業務を効率化し、より効果的なPDCAサイクルとなるよう、アンケートの実施・分析等にICTを活用する。

(様式1号)

R4年度 事務事業評価書 (既存事業分)

事業名	スクールバス運行支援事業	部課(室)	教育庁教育振興部 高校教育課	事業 開始年度	R3
-----	--------------	-------	-------------------	------------	----

総合計画	4つの柱	2	誰もが住み慣れたところで働き、長く元気に暮らし、子どもを安心して産み育てることができる	中項目	24	教育の充実
	小項目	4	教育環境づくり	具体的な取組	1	今日的な教育ニーズへの対応

1 事業のねらい・目的

- 通学が不便な地域にある県立中高一貫教育校であっても、当該学校で学びたいという思いにこたえる学校であり続ける。
- スクールバスの安定的な運行を保障することで、通学が不便な地域にある学校への生徒の通学方法を確保するとともに、登下校時の生徒の安全を確保する。

2 事業概要

- 県立中高一貫教育校におけるスクールバス運行団体への支援
  - ・ 次の条件の全てに該当する県立中高一貫教育校において、スクールバスの運行経費の概ね半額を助成する。
    - ① 最寄駅から2km以上にある学校で、最寄駅からのバス路線がない、あるいは運行数が少ないなど実用的でないバス路線しかないこと。
    - ② 現在、保護者団体によるスクールバスが運行されていること。
    - ③ 本県の通学費の平均と比べ、高額なスクールバス代となっていること。
  - ・ 対象校  
県立門司学園中学校・高等学校、県立輝翔館中等教育学校

【事業スキーム図】

○ スクールバス運行団体への助成



3 事業目標等

成果指標		R3	R4	R5	R6
スクールバス利用希望者の乗車率	目標	100%	100%	100%	100%
	実績	100%	100%		

【指標の考え方】

本事業は、通学が不便な地域にある学校への通学方法の確保を目的としているので、スクールバス希望者の乗車率を指標とする。

【目標達成状況、未達成のときはその理由】

保護者団体において、スクールバス利用希望者全員が乗車できるよう調整が行われている。

4 有効性・効率性	【事業の有効性】 スクールバスを運行するには非常に高額な利用料が必要となるため、安定的な運行が困難となるが、県で一部支援することにより、安定的な運行が可能となっている。
	【事業の効率性】 スクールバスの運行ルート、規格及び台数が経済的かつ合理的となるよう、保護者団体から学校に対して協議を行うよう指示している。

5 事業費（千円）	R3決算	R4当初	R5当初	人件費	R3	R4	R5
歳出	45,000	65,713	65,713	時間	96	144	144
（うち一般財源）	45,000	65,713	65,713	人件費（千円）	388	582	582

6 見直しの内容
<input checked="" type="checkbox"/> 継続 （ 拡充 改善（実施方法の大きな変更等を伴うもの） <input type="checkbox"/> 一部改善 縮小 ） <input type="checkbox"/> 終了 （ 完了 再構築（他の事業に組み替え） 廃止 ）
【上記の理由】 現在利用中の生徒だけでなく来年度入学生などのスクールバス利用を検討している生徒の通学方法を確保するために、今後も継続して支援していく必要がある。
【見直し内容】 スクールバスの効果的な運行のため、他県での取組状況等の情報提供や効率的な運行方法の検討について、引き続き学校と連携を図っていく。

(様式1号)

R4年度 事務事業評価書 (既存事業分)

事業名	県立学校ICT環境整備事業 (ICT支援員配置事業)		部課(室)	教育庁教育振興部 高校教育課	事業 開始年度	R3
総合計画	4つの柱	2	誰もが住み慣れたところで働き、長く元気に暮らし、子どもを安心して産み育てることができる	中項目	24	教育の充実
	小項目	4	教育環境づくり	具体的な 取組	3	学校教育のICT化

1 事業のねらい・目的

○ 情報通信技術支援員の配置により、教員のICT機器の活用を推進するとともに、ICT機器使用の増加に伴う教員の負担軽減を図る。

2 事業概要

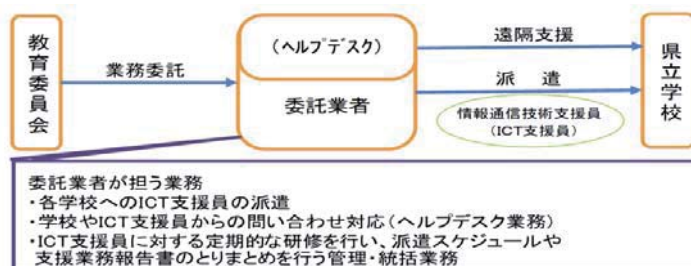
1 情報通信技術支援員 (ICT支援員) の配置

内容：学校教育法施行規則第65条の5で職務内容に規定された情報通信技術支援員を国の目標水準である4校に1人の割合で県立学校119校に配置。支援員を管理統括し、定期的な研修やヘルプデスクによる問い合わせ対応による運営支援の体制を構築。

効果：① ICT機器に不慣れな教員も含め、ICTの積極的な活用による教員全体のICT機器活用能力の向上  
② ICTを活用したより高度な授業計画による児童生徒の個別最適・協働的な学びの実現  
③ 教員の業務負担の軽減による生徒と向き合う時間の確保

法令上の 位置づけ	・教育活動その他の学校運営におけるICTの活用に関する支援に従事 (学校教育法施行規則第65条の5) ・具体的な職務内容 ICTを活用した授業支援、校務支援、環境整備支援、校内研修支援
情報通信技術 支援員の 主な業務	○授業支援 ・教材作成についての提案・助言 ・授業で使用するICT機器の準備・片付け ・授業中の児童生徒の操作支援  ○校務支援 ・教員向けのICT機器マニュアル作成 ・ネットワークを活用して児童生徒へ課題提出や連絡をするシステムの操作支援  ○環境整備支援 ・日常的なICT機器のメンテナンス支援 ・ICT機器やネットワークのトラブル対応 ・児童生徒の卒業・入学に伴う機器の設定作業  ○校内研修支援 ・ICT機器・ソフトウェアの操作研修支援 ・校内研修時にICT機器を使用する場合の操作支援

【事業スキーム図】



3 事業目標等

成果指標		基準値	R4	R5	R6
ICTを活用した授業が対前年度で増加した学校数	目標	119校	119校	119校	119校
	実績		調査中		
超過勤務が年360時間超の教職員の割合<R1比>	目標		27.6% <50%削減>	13.8% <75%削減>	0% <100%削減>
	実績	55.1% <R1年度>	調査中		

【指標の考え方】

▽ ICT機器等 (1人1台端末、大型提示装置) の授業活用状況についてアンケートを実施予定。  
・整備したタブレット型端末や大型提示装置を活用できる教員は約半数を超えているが、実際に授業で活用している教員は限られている。  
・日常的なICT機器等のメンテナンス支援やトラブル対応をICT支援員が担うことで、教員の負担が軽減し、整備されたICT機器等を気軽に活用する場面が増え、授業での活用が常態化する。  
▽ 教職員の働き方改革取組指針で掲げられている成果目標を基に設定。  
・令和元年度の超過勤務が360時間を超えている教職員の人数を基準とし、段階的に削減する。  
(令和3年3月策定指針)

【目標達成状況、未達成のときはその理由】

令和4年度末に調査予定のため、現段階で達成状況は把握していない。

4 有効性・ 効率性	<p>【事業の有効性】 ヘルプデスクによるオンラインサポートやICT支援員による現地サポートにより、教員一人一人のICT活用能力や学科・コースなどの学校の特徴に応じて、授業、学校行事、各種事務作業等へのICT活用を促すことで、生徒の学びの充実を実現できるとともに、ICT機器のメンテナンス及び管理業務を行うことで教員の業務負担軽減につながっている。</p>
	<p>【事業の効率性】 県全体で発生するような内容についてはヘルプデスクで集約し、ICT支援員全体に周知・対応でき、また、各校の特徴に応じた要望に対しては、ICT支援員を学校ごとに固定で配置することできめ細やかに対応できることで、効率的なサポート体制を構築している。 また、ヘルプデスクとICT支援員の一体的な運用を専門業者に委託することで、特に人材不足であるICT支援員の確保については学校間や地域間で格差を生じないような体制を構築している。</p>

5 事業費（千円）	R3決算	R4当初	R5当初	人件費	R3	R4	R5
歳出	157,300	223,232	248,847	時間	258	318	1,650
（うち一般財源）	157,300	201,129	221,415	人件費（千円）	1,042	1,285	6,663

6 見直しの内容	<p>継続（<input checked="" type="checkbox"/>拡充） 改善（実施方法の大きな変更等を伴うもの） 一部改善 縮小（<input type="checkbox"/>）</p> <p>終了（完了） 再構築（他の事業に組み替え） 廃止（<input type="checkbox"/>）</p>		
【上記の理由】	<p>令和4年度中に整備される1人1台端末の活用を確実に進めるために、ICT支援員の配置を含む技術的支援体制と併せて、採点業務のデジタル化や不登校生徒への個別学習支援など、デジタルを使った教員の業務の効率化、指導力の向上と生徒の学びの充実を図る必要がある。</p>		
【見直し内容】	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ デジタル採点システムを全県立高校に導入（+24,041千円）</li> <li>・ 不登校生徒が1人1台端末を活用して、自分のペースで学習したり、オンライン面談を受けられる遠隔学習環境を提供（+1,354千円）</li> <li>・ ICT支援員の配置等による広域的技術支援体制の継続実施（▲1,472千円）</li> <li>・ 1人1台端末を活用して、学校の枠を超えた教育活動を実施（+1,692千円）</li> </ul>		

(様式1号)

R4年度 事務事業評価書(既存事業分)

事業名	ふくおか学力アップ推進事業		部課(室)	教育庁教育振興部 義務教育課	事業 開始年度	H20
-----	---------------	--	-------	-------------------	------------	-----

総合計画	4つの柱	2	誰もが住み慣れたところで働き、長く元気に暮らし、子どもを安心して産み育てることができる	中項目	24	教育の充実
	小項目	1	学力、体力の向上	具体的な取組	1	学力の向上

1 事業のねらい・目的

- R8年度の全国学力・学習状況調査において、小中学校とともに学力上位層の構成割合が全地区で全国平均を上回ることを目指す。
- 県が市町村の主体的な学力向上に向けた取組を実態に応じて支援し、学力向上策の共有化や少人数による指導などのきめ細かな学習指導によって地域間の差を縮小し県全体の学力の底上げを図る。

2 事業概要

1 福岡県学力調査の実施

- ・ 対象：小学校第5学年、中学校第1・2学年の全ての児童生徒（指定都市を除く。）
- ・ 実施教科：国語、算数・数学

	小5	小6	中1	中2	中3
県調査	○		○	○	
全国調査		○			○

(効果) 中学校入学段階の生徒の学力実態の検証、調査結果を踏まえた速やかな指導

2 福岡県学力向上検証委員会の開催

- 学力・学習状況調査結果を分析し、「学力調査結果報告書」を作成して市町村や学校に配布する。
- 学力向上の取組の成果、課題、改善策をまとめた「学力向上検証改善実態調査結果報告書」を作成して市町村や学校に配布する。

3 学力向上推進強化市町村(18市町村)への支援

学力の基礎・基本や活用力の改善を図る取組が特に必要な市町村を、県が学力向上推進強化市町村に指定して支援する。

- (1) 強化市町村が実施する学力向上事業に対して、経費の1/2を補助する。
- (2) 学力向上支援チーム(教育事務所指導主事等で構成)を、強化市町村や強化市町村内の小・中学校に派遣し、学力向上策の立案や具体的な授業改善方法について、指導・助言を行う。

4 非常勤講師の派遣

学力の基礎・基本や活用力の改善を図る少人数・習熟度別指導のため、強化市町村を中心に非常勤講師を派遣する。

5 福岡県学力向上推進委員会の開催

県内6教育事務所ごとに各地区学力向上推進委員会を開催する。

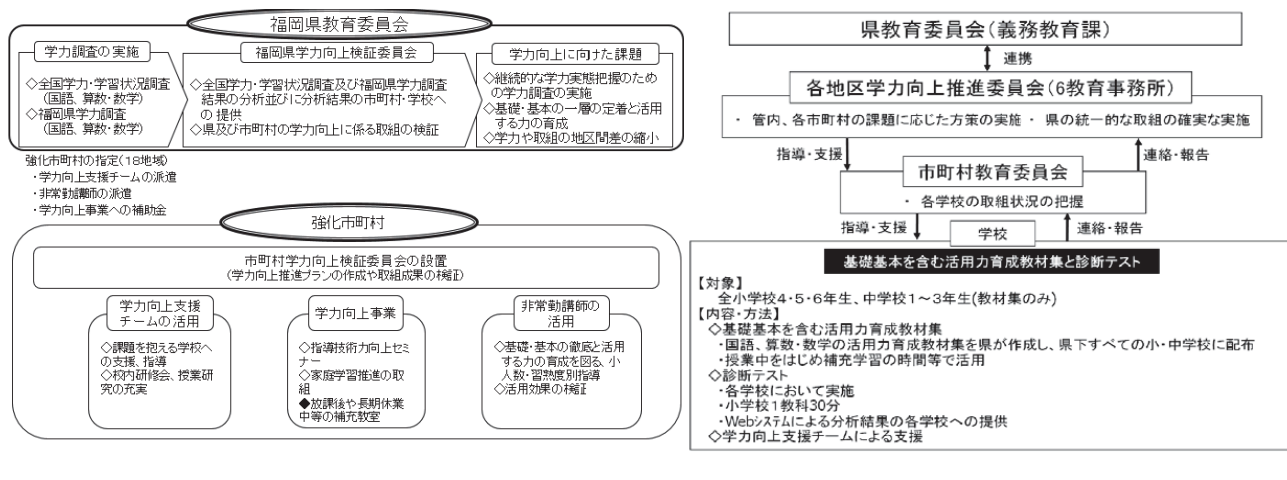
【構成】全県的な学力向上のための施策の推進及び実態把握をするため、全ての市町村教育委員会教育長等で構成する。

- ・ 全国学力・学習状況調査及び県学力調査、基礎基本を含む活用力育成教材集の活用状況及び診断テストの結果を検証し、必要に応じて学力向上支援チームを派遣する。
- ・ 全国学力・学習状況調査及び県学力調査と教材集及び診断テストを活用した、学校の検証改善サイクルの確立状況を把握する。

6 早期に課題発見！基礎基本を含む活用力を育成する教材集及び診断テストの作成と配布

- 教材集(国語、算数、数学)の作成・配布  
基礎基本を含む活用力育成教材集を作成し、全ての小・中学校に配布、授業等で繰り返し活用する。  
【対象学年】小学校4～6年生及び中学生1～3年生 【教科】国語及び算数・数学
- 診断テストの実施  
活用力の実態を把握する診断テストを実施し、全校が県や市町村の平均と比較できる集計・分析システムにより課題の確認を行う。  
【対象学年】小学校4～6年生 【教科】国語及び算数 【実施回数】年2回実施(1, 2学期)

【事業スキーム図】



3 事業目標等

指標	小学校 6年生	○ 全国学力・学習状況調査における学力上位層の構成割合が全地区で全国平均を上回ることを目指す(R8)(総合計画)												
	中学校 3年生	○ 全国学力・学習状況調査における学力上位層の構成割合が全地区で全国平均を上回ることを目指す(R8)(総合計画)												
指標の 達成 状況	小学校 6年生	国語	R3		R4		R5(目標)		R6(目標)		R7(目標)		R8(目標)	
			地区数	達成状況	地区数	達成状況	地区数	達成状況	地区数	達成状況	地区数	達成状況	地区数	達成状況
指標の 達成 状況	小学校 6年生	国語	5	-	2	×	6		6		6		6	
		算数	2	-	2	△	6		6		6		6	
	中学校 3年生	国語	1	-	1	△	6		6		6		6	
		数学	1	-	1	△	6		6		6		6	

・「達成状況」: ○…指標を達成、△…指標未達成であるが前年から改善(横ばい)、×…指標未達成で前年から悪化

【指標】全国学力・学習状況調査の児童生徒質問紙における10項目について、肯定的回答が全国平均以上

校種	質問項目	達成状況					
		R3	R4	R5	R6	R7	R8
小学校	自分にはよいところがあると思うか	×	△				
	いじめはどんな理由があってもいけないことだと思うか	○	×				
	人の役に立つ人間になりたいと思うか	○	○				
	将来の夢や目標を持っているか	○	×				
	地域や社会をよくするために何をすべきかを考えることがあるか	×	○				
中学校	自分にはよいところがあると思うか	△	△				
	いじめはどんな理由があってもいけないことだと思うか	○	○				
	人の役に立つ人間になりたいと思うか	○	○				
	将来の夢や目標を持っているか	○	○				
	地域や社会をよくするために何をすべきかを考えることがあるか	△	×				

・「達成状況」: ○…指標を達成 △…指標未達成であるが前年から改善(横ばい) ×…指標未達成で前年から悪化

【指標の考え方】

- ・ 全国学力・学習状況調査において、地域間格差縮小のため、小中学校ともに学力上位層の構成割合が全6地区で全国平均を上回ることを目標とした。
- ・ 全国学力・学習状況調査における自尊感情などの質問10項目において、肯定的回答率が全国平均を上回ることを目標とした。

【目標達成状況、未達成のときはその理由】

- ・ 令和4年度全国学力・学習状況調査における小学校の学力上位層の構成割合が全国平均を上回った地区は、国語、算数ともに2地区であり、中学校の学力上位層の構成割合が全国平均を上回った地区は、国語、数学ともに1地区のみである。(無解答率はどの地区も全国平均よりも低いが、正答率が全国平均よりも低い傾向。)
- ・ 令和4年度全国学力・学習状況調査における質問紙では、最後まで粘り強く取り組むなど好ましい回答率が増加傾向である。

4

有効性・効率性

【事業の有効性】

- ・ 小4～6の診断テスト、小5、中1、2を対象とした福岡県学力調査を実施することで、全国学力・学習状況調査と併せて、小4から中3まで切れ目なく同一集団の児童生徒の学力状況を把握・分析できるようになり、県、市町村及び学校が早い段階で課題等を共有し、児童生徒の学習意欲及び学力向上に向けた授業改善を県全体で組織的に推進されてきている。

【事業の効率性】

- ・ 全国学力・学習状況調査結果を基に、学力向上推進強化市町村を指定し、重点的な支援を行ってきたことで、学力に課題のある地域の学力向上が効率的に図られ、平成19年度の全国学力調査との比較では、地区間格差は小学校、中学校ともに国語、算数・数学とも縮小し、依然として差はあるものの改善してきている。

5 事業費(千円)	R3決算	R4当初	R5当初	人件費	R3	R4	R5
歳出	195,555	260,782	261,557	時間	4,514	4,514	4,514
(うち一般財源)	159,421	194,725	194,739	人件費(千円)	18,228	18,228	18,228

6 見直しの内容

継続 ( 拡充 改善(実施方法の大きな変更等を伴うもの) 一部改善 縮小 )  
 終了 ( 完了 再構築(他の事業に組み替え) 廃止 )

【上記の理由】

- ・ 全国学力・学習状況調査に係る目標を達成するため、学力向上推進強化市町村を中心とした支援チームの派遣等、取組の一層の充実を図る。

【見直し内容】

- ・ 学力向上推進強化市町村の選定について、全国学力・学習状況調査の結果等から課題の内容を精査し適切に選定を行う。
- ・ 学力向上推進強化市町村に対する非常勤講師の派遣については、強化市町村の学力実態(課題の内容)に応じた弾力的な運用を行い、個に応じた指導の充実や授業改善を図る。
- ・ 教育事務所、強化市町村との連携を強化し、各地区学力向上推進委員会と一体となって統一的な取組の更なる充実を図る。
- ・ 強化市町村の学力実態(課題の内容)を踏まえた個に応じた指導や言語活動の充実を図るため、算数・数学の学習到達度診断シートや教材集の活用を推奨し、補充学習、家庭学習での計画的な実施を図る。



(様式1号)

R4年度 事務事業評価書 (既存事業分)

事業名	中学校における総合的な学力向上対策事業	部課(室)	教育庁教育振興部 義務教育課	事業 開始年度	H29
-----	---------------------	-------	-------------------	------------	-----

総合計画	4つの柱	2	誰もが住み慣れたところで働き、長く元気に暮らし、子どもを安心して産み育てることができる	中項目	24	教育の充実
	小項目	1	学力、体力の向上	具体的な取組	1	学力の向上

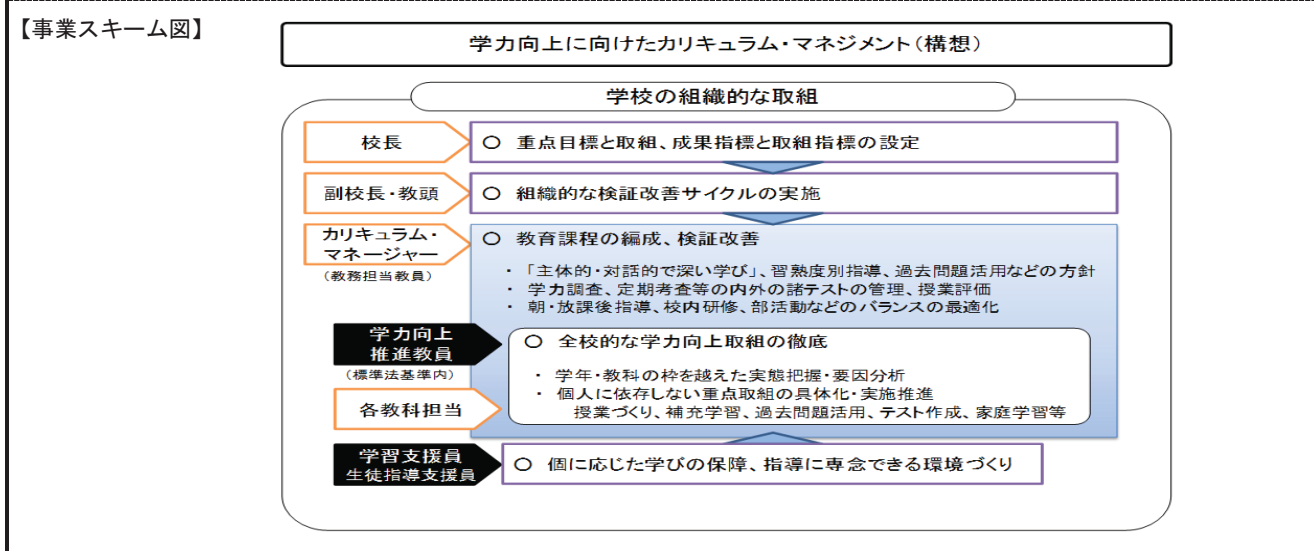
1 事業のねらい・目的

- 全国学力・学習状況調査における学力向上推進拠点校の学力上位層の構成割合が、各地区の平均の構成割合を上回ることを目指す。

2 事業概要

学力向上推進拠点校の育成

- 学力向上のためのカリキュラム・組織マネジメント等の実践研究の拠点校を6校指定
  - ・学力向上推進教員の配置 6人
  - ・学習支援員(ICT、理科等)、生徒指導支援員の配置 6人(6校×1名)
  - ・指導主事の派遣
  - ・実践研究の補助 6校
  - ・拠点校連絡協議会の開催



3 事業目標等

指標	全国学力・学習状況調査における拠点校の学力上位層(A層+B層)の構成割合が、各地区の平均の構成割合を上回る												
期	第Ⅱ期(最終年度)				第Ⅲ期(3年間) ※新規で拠点校を決定								
年度	令和4年度		令和5年度		令和6年度		令和7年度		令和6年度		令和7年度		
地区	教科	拠点校	地区平均	達成状況	拠点校	地区平均	達成状況	拠点校	地区平均	達成状況	拠点校	地区平均	達成状況
福岡	国語	61.3	66.0	-									
	数学	58.7	63.4	-									
北九州	国語	48.8	56.8	-									
	数学	57.1	51.1	-									
北筑後	国語	58.6	59.1	-									
	数学	62.1	54.0	-									
南筑後	国語	50.9	54.7	-									
	数学	50.0	52.5	-									
筑豊	国語	58.1	51.2	-									
	数学	53.5	46.0	-									
京築	国語	64.3	56.9	-									
	数学	77.1	54.7	-									

<p>【指標の考え方】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>全国学力・学習状況調査において、地域間差縮小のため、拠点校の学力上位層の構成割合が各地区の平均の構成割合を上回ることを目標とした。</li> </ul>
<p>【目標達成状況、未達成のときはその理由】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>第2期の最終年度である令和4年度全国学力・学習状況調査において、国語、数学ともに拠点校の学力上位層の構成割合が各地区の平均を上回ったのは2校のみであった。</li> </ul>

4 有効性・ 効率性	<p>【事業の有効性】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>学力向上担当者を中核に据えた組織をつくり、各担当の職務を明確に示すことで組織的・協働的な学力向上に向かう組織体制の整備が図られている。</li> <li>教科間の枠を超えて日常的・組織的な授業改善による学力の向上を目指そうとする意識付けが図られている。</li> <li>拠点校に指定した6中学校について、全国学力・学習状況調査で国語、数学ともに学力向上の結果に結びついている。</li> </ul>
	<p>【事業の効率性】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>拠点校6中学校の実践的研究による成果を研究発表会やリーフレットを通じて県下に発信することで、各地区の課題や学校の状況に応じた効果的な取組等を推進できる研究をすることができた。</li> </ul>

5 事業費（千円）	R3決算	R4当初	R5当初	人件費	R3	R4	R5
歳出	8,017	12,227	12,313	時間	2,016	2,016	2,016
（うち一般財源）	6,216	9,686	9,743	人件費（千円）	8,141	8,141	8,141

6 見直しの内容
<p>継続（ 拡充      改善（実施方法の大きな変更等を伴うもの）      一部改善      縮小 ）</p> <p>終了（ 完了      再構築（他の事業に組み替え）      廃止 ）</p>
<p>【上記の理由】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>令和4年度全国学力・学習状況調査において、国語、数学ともに拠点校の学力上位層の構成割合が各地区の平均を上回ったのは2校のみであり、引き続き授業改善・組織運営・人材育成の一体的改善を図る必要がある。</li> </ul>
<p>【見直し内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>拠点校の指定基準を「学力に課題のある学校」から、「組織的に取組を進めているが、学力に課題のある学校」に変更することで、より効果的な取組の探究を図る。</li> <li>これまで行ってきた「拠点校単独での取組」から「近隣中学校との連携による取組」への改善を図る。</li> <li>近隣中学校とのオンライン合同研修会の実施や、配備している一人一台端末を効果的に活用することで、学力向上に向けた取組の充実を図る。</li> <li>授業チェックリスト等を活用しながら、多面的な授業評価（教師・生徒・地域等）を積極的に行い、児童生徒の学習活動の質的向上につながるよう、データに基づくより効果的・効率的な授業改善の方途を探る。</li> </ul>

事業名	小学校スクールカウンセラー活用事業	部課(室)	教育庁教育振興部 義務教育課	事業 開始年度	R2
-----	-------------------	-------	-------------------	------------	----

総合計画	4つの柱	2	誰もが住み慣れたところで働き、長く元気に暮らし、子どもを安心して産み育てることができる	中項目	24	教育の充実
	小項目	2	豊かな心の育成	具体的な取組	5	いじめや不登校等への対応

1 事業のねらい・目的

○ 小学校全校へのスクールカウンセラー配置時数を拡充し、児童、保護者へのきめ細かな心のケアとともに、計画的・組織的な教育相談体制づくりの強化を図ることによって、いじめや不登校等、複雑化する生徒指導上の諸課題の未然防止や早期発見・早期解決の充実につなげ、教職員が集中して児童と向き合える環境を整備する。

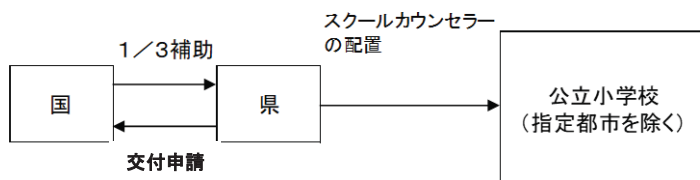
2 事業概要

○ 学校におけるカウンセリング機能を充実するため、臨床心理士等を全ての公立小学校(政令市を除く)に配置する。

○ 公立小学校(440校)に単独校、拠点校の2つの配置方式で配置。

令和元年度	小学校配置	令和3年度	令和4年度	増減	配置の考え方	配置時間
中学校配置スクールカウンセラー等を活用  1校あたり10時間	単独配置校(1校1名) 週4h×3日/校	1校(1人)	1校(1人)	0校(0人)	在籍児童数の多い小学校、1,000人あたりの不登校発生率及び暴力行為件数が全国平均を上回る小学校へ重点的に単独配置を行う。	1校あたり42時間
	単独配置校(1校1名) 週4h×2日/校	27校(27人)	29校(29人)	2校(2人)		
	拠点配置校(2校1名) 週4h/校	144校(72人)	140校(70人)	▲4校(▲2人)		
	拠点配置校(2校1名) 週2h/校	270校(135人)	270校(135人)	0校(0人)		
	計	442校(235人)	440校(235人)	▲2校(0人)		

【事業スキーム図】



3 事業目標等

成果指標		R2	R3	R4	R5
不登校から継続して登校できるようになった児童の割合(総合計画)	目標	—	27.1%	全国平均	全国平均
	実績	34.6%	37.1%		

【指標の考え方】

不登校から継続して登校できるようになった児童の割合を指標とし、全国の平均を上回ることを目標として設定する。  
 ※R4年度の目標(全国値)及び実績(県値)は、当該年度終了後のR5年度に調査を実施

【目標達成状況、未達成のときはその理由】

令和2年度から小学校にもスクールカウンセラーが配置されたことにより、児童のカウンセリングだけでなく、保護者からの相談に応じたり、担任等への指導助言を行うことにより不登校児童への支援が充実したため、全国値を上回り目標を達成することができた。

4 有効性・効率性	<p>【事業の有効性】</p> <p>○スクールカウンセラーの配置により、校内研修における講師として研修を実施し、教職員の心理面に関する理解を深めることができた。</p> <p>○個別のケース会議や校内委員会等において、専門的な立場からアセスメントや助言してもらうことで好転する事例が多くみられ、不登校からの復帰率は全国平均を上回る結果となっている。</p>
	<p>【事業の効率性】</p> <p>○小学校への配置により、計画的な活用ができ、組織的な教育相談体制づくりを図ることができている。</p> <p>○保護者のカウンセリングを行うことで、包括的な児童支援につながり、登校できるようになったり、教職員との関係が改善されたりするなど、専門的な立場で保護者へ助言を行うことで家庭と連携した支援につながった。</p>

5 事業費（千円）	R3決算	R4当初	R5当初	人件費	R3	R4	R5
歳出	81,170	106,489	106,276	時間	3,812	3,812	3,812
（うち一般財源）	54,710	70,994	70,851	人件費（千円）	15,393	15,393	15,393

6 見直しの内容
<p><input checked="" type="checkbox"/> 継続（ 拡充      改善（実施方法の大きな変更等を伴うもの）      <input checked="" type="checkbox"/> 一部改善      縮小 ）</p> <p><input type="checkbox"/> 終了（ 完了      再構築（他の事業に組み替え）      廃止 ）</p>
<p>【上記の理由】</p> <p>小学校においてもスクールカウンセラーの業務についての理解が深まってきたことで、児童・保護者へのきめ細やかな心のケア等が充実してきている。それを踏まえ、スクールカウンセラーの専門性を活かした教育相談体制の整備をこれまでより一層進め、児童を支える環境を整えていく。</p>
<p>【見直し内容】</p> <p>○ スクールカウンセラーによる通信や学校だより等を活用し、児童や保護者に対してスクールカウンセラーを身近に感じるよう周知を図り、その活用につなげていく。</p> <p>○ 令和4年3月に改訂した「学校の教育相談体制の充実を図る専門スタッフの効果的な連携・協働Q&amp;A」を各学校に周知し、教育相談体制の充実を図る。</p>

(様式1号)

R4年度 事務事業評価書 (既存事業分)

事業名	SNSを活用した相談体制整備事業	部課(室)	教育庁教育振興部 義務教育課	事業 開始年度	R3
-----	------------------	-------	-------------------	------------	----

総合計画	4つの柱	2	誰もが住み慣れたところで働き、長く元気に暮らし、子どもを安心して産み育てることができる	中項目	24	教育の充実
	小項目	2	豊かな心の育成	具体的な取組	5	いじめや不登校等への対応

1 事業のねらい・目的

- 小中高校生のコミュニケーション手段としてSNSが普及していることを踏まえ、対面や電話での相談に抵抗感がある子どもたちに対して、相談方法の選択肢を増やすことで、「相談したい気持ち」の掘り起こしを図り、早期発見・早期対応できる教育相談体制の強化を図る。
- SNSによる双方向の相談により、子どもの悩みに対して即座に対応し、問題が深刻化する前に解消への助言を行う。

2 事業概要

SNSを活用した相談体制の構築

○ SNSを活用した即時に回答する双方向システムの導入

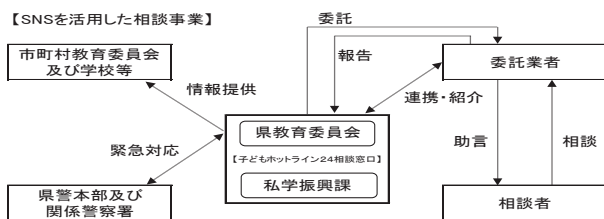
- ・ 相談業務に関する知識・経験を有する民間団体と連携した事業者に委託し、SNSによる相談窓口を運用する。  
 窓口開設時間：平日及び日曜日18時～21時（土曜日、祝日、年末年始（12/29～1/3）を除く）294日  
 相談対象者：県内の国公立小・中・高等学校・特別支援学校（指定都市除く）の児童生徒
- ・ SNSによる相談における緊急事案への対応マニュアルの作成、委託事業者及び警察等関係機関との連携体制の整備

事項名	相談場所及び人数等	相談方法	相談員等	時間帯					
				9:00	17:30	18:00	21:00	0:00	9:00
子どもホットライン24相談事業費(C経費)	平日(月～金): 1教育事務所(2名) 5教育事務所(1名)	電話相談・ 面談相談	児童生徒指導 相談員	→					
	土・日・祝日: 各教育事務所(1名) 相談員自宅(1名)			電話相談	夜間対応相談員	→			
いじめ・不登校相談事業費(AB経費)	相談員自宅(1名)	電話相談(携帯)	深夜・早期間 対応相談員			→			
SNS等を活用した相談体制整備事業	18時～21時 委託先拠点(3名) 上記以外 自動メッセージ	SNS相談	委託契約	→					

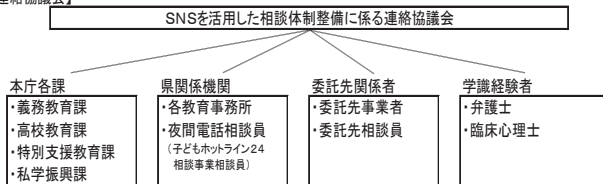
- 連絡協議会の設置  
 ・ 連絡協議会を設置し、効果的かつ円滑に事業を実施するための相談体制の在り方の検討及び情報交換や関係機関との連絡調整を行う。
- 成果の普及  
 ・ 緊急事案への対応マニュアルや相談体制の在り方をまとめた報告書を作成し、県内市町村へ周知する。

【事業スキーム図】

【SNSを活用した相談事業】



【連絡協議会】



3 事業目標等

成果指標		R1 (基準)	R3	R4	R5
児童生徒からの相談件数	目標	-	3,042 件	3,042 件	3,042 件
	実績	708 件	3,849 件		

【指標の考え方】

R1年度における児童生徒からの電話相談件数を基準とし、本事業によって相談方法の選択肢を増やすことによって気軽に相談できる環境を確保する観点から児童生徒からの相談件数が増えることを成果指標とする。  
 なお、目標値については、福岡市のSNS相談実績をもとに設定。

【目標達成状況、未達成のときはその理由】

SNSを活用することで児童生徒が抱える様々な悩みを気軽に相談できるため、対面や電話では相談しにくい内容についても相談ができ、相談件数が確保できている。

4 有効性・効率性	【事業の有効性】 専門性を持つ相談員に児童生徒が直接相談できるため、相談した児童生徒への寄り添いや、児童生徒自身の悩みの解決に必要なスキルの紹介を行うことができている。
	【事業の効率性】 相談件数や連携を必要とする相談の内容を毎日の業務終了後に報告を受けることで、日々の状況の把握や、緊急性が高い事象への対応を行うことができ、問題の早期解決に当たることができている。

5 事業費（千円）	R3決算	R4当初	R5当初	人件費	R3	R4	R5
歳出	24,461	25,254	23,960	時間	360	360	360
（うち一般財源）	16,420	16,836	15,974	人件費（千円）	1,454	1,454	1,454

6 見直しの内容	
<input checked="" type="checkbox"/> 継続 （ 拡充      改善（実施方法の大きな変更等を伴うもの） <input type="checkbox"/> 一部改善      縮小 ） <input type="checkbox"/> 終了 （ 完了      再構築（他の事業に組み替え）      廃止 ）	
【上記の理由】 児童生徒の相談内容は多岐にわたっており、その中で匿名での相談も多い。児童虐待や自殺企図など、子供の命にかかわる相談の解決を図るための連携充実を図る必要がある。	
【見直し内容】 年3回実施している「SNS等を活用した教育相談体制整備事業連絡協議会」の場を活用し、専門的な知見を持つ委員の意見を取り入れながら、連携の充実を図る。	

(様式1号)

R4年度 事務事業評価書 (既存事業分)

事業名	コミュニティ・スクール導入促進事業		部課(室)	教育庁教育振興部 義務教育課	事業 開始年度	R2
総合計画	4つの柱	2	誰もが住み慣れたところで働き、長く元気に暮らし、子どもを安心して産み育てることができる	中項目	24	教育の充実
	小項目	2	豊かな心の育成	具体的な取組	8	学校、家庭、地域の連携・協働体制の整備、家庭教育支援の充実

**1 事業のねらい・目的**

コミュニティ・スクールの導入・実践に取り組む市町村を支援し、地域とともにある学校づくりを推進することで、子どもたちの教育環境を充実させる。

◇コミュニティ・スクール＝学校運営協議会制度を導入した学校

地域住民等を含めて構成される協議会を設置し、学校運営への必要な支援等についての協議を行う。

《主な3つの機能（地方教育行政組織及び運営に関する法律第47条の6）》

- ・校長が作成する学校運営の基本方針を承認する。
- ・学校運営について、教育委員会又は校長に意見を述べるができる。
- ・教職員の任用に関して、教育委員会規則に定める事項について、教育委員会に意見を述べるができる。

**2 事業概要**

1 研修会の開催

(1) コミュニティ・スクール導入に向けた研修会の開催  
学校運営協議会制度やその必要性等を説明し、未導入市町村に対し働きかけを実施。

(2) コミュニティ・スクール充実のための研修会の開催  
CSマイスターや事例発表者を招聘し、運営の充実に向けた研修会を実施する。  
※ CSマイスター派遣制度（文科省事業）  
…CSの導入や実践経験を有する元校長や教育長、学校運営協議会会長等を自治体へ派遣。

2 コミュニティ・スクール導入を加速させる支援の実施  
全小中学校への導入を目指し次の支援を実施

(1) 市町村の導入状況に応じたCSディレクターの配置  
CSディレクターを37市町村へ配置。推進体制構築のための企画調整や協議会の運営に携わり、CSの設置準備に向けた支援を行う。

**【事業スキーム図】**

1 研修会の開催

```

    graph LR
      A[県] -- 直接執行 --> B[研修会の開催]
  
```

2 導入を加速させる支援の実施

```

    graph LR
      C[国] -- "CSディレクター配置に係る経費 国補助1/3" --> D[県]
      D -- "CSディレクター配置を支援 国補助1/3、県補助1/3" --> E["CS未導入又は一部導入の市町村  
推進体制の構築  
導入促進の方策の企画・実施  
導入の実現"]
  
```

**3 事業目標等**

成果指標		R1	R2	R3	R4
「保護者や地域の人が学校の美化、登下校の見守り、学習・部活動支援、放課後支援、学校行事の運営などの活動に参加していますか」の間に「よく参加している」と回答した学校の割合	目標	(小) 64.6% (中) 38.2%	—	(小) 54.2% (中) 30.0%	(小) 51.5% (中) 24.3%
	実績	(小) 61.7% (中) 36.7%	—	(小) 47.9% (中) 29.7%	(小) 47.0% (中) 23.3%
未導入又は一部導入の市町村におけるコミュニティ・スクールの導入	目標	—	11市町村 (76校)	15市町村 (117校)	15市町村 (135校)
	実績	—	14市町村 (72校)	6市町村 (51校)	4市町村 (39校)

**【指標の考え方】**

- ・全国学力・学習状況調査における学校への質問で「よく参加している」と回答した割合を成果指標とする。
- ・R4に全小中学校で導入されることを目指し、該当市町村の導入状況を基に目標を設定。
- ・R2については、新型コロナウイルス感染症拡大により、全国学力・学習状況調査及び学校への質問（アンケート）は中止。

【目標達成状況、未達成のときはその理由】

- ・ コミュニティ・スクールを導入している市町村は、ここ数年で着実に増加傾向にある。導入学校数も増加傾向にあるものの、4割程度にとどまっている。新型コロナウイルス感染症に関わる対応等で導入時期を延期した学校も複数あると思われる。

4  
有効性  
・  
効率性

【事業の有効性】

- ・ CSディレクターを配置した市町村では、比較的スムーズに市町村内のすべての小中学校でコミュニティ・スクールの導入が進められた。

【事業の効率性】

- ・ CS調査の回答内容等をもとに、年度ごとに導入促進事業の重点市町村を選定することで事業への意識付けを図ることができた。

5 事業費（千円）	R3決算	R4当初	R5当初	人件費	R3	R4	R5
歳出	833	4,675	—	時間	483	483	—
（うち一般財源）	797	2,825	—	人件費（千円）	1,951	1,951	—

6 見直しの内容

継続（ 拡充 改善（実施方法の大きな変更等を伴うもの） 一部改善 縮小 ）

終了（ 完了 再構築（他の事業に組み替え） 廃止 ）

【上記の理由】

- ・ コミュニティ・スクールの導入促進を働きかけたことで、導入の可能性のある市町村については、概ね導入が実施されたため。また、研修等の充実により、導入に係るノウハウが浸透したため。

【見直し内容】

特になし



(様式1号)

R4年度 事務事業評価書 (既存事業分)

事業名	帰国・外国人児童生徒への 日本語指導体制整備事業		部課(室)	教育庁教育振興部 義務教育課	事業 開始年度	R2
総合 計画	4つの柱	2	誰もが住み慣れたところで働き、長く元気に暮らし、子どもを安心して産み育てることができる	中項目	24	教育の充実
	小項目	4	教育環境づくり	具体的な 取組	1	今日的な教育ニーズへの対応

1 事業のねらい・目的

○ 日本語指導を行う教員の指導力向上を図る研修等を充実させ、日本語指導が必要な児童生徒に対する指導方法や学習、生活への適応について、専門性の高い教員の育成を推進する。

○ 日本語指導が必要な児童生徒等に対する市町村教育委員会や学校における支援体制・指導体制を確立することで各学校や教員の負担軽減につなげる。

2 事業概要

1 日本語指導担当教員の指導力向上

(1) 日本語指導担当教員等指導力向上研修の実施

○ 日本語指導が必要な児童生徒が在籍している学校(109校)の教員を対象に年2回の研修を実施する。

- ・ 大学・民間専門学校等から講師を招聘し、JSLカリキュラム(※1)の普及・定着を図る。
- ・ 研修修了者は、日本語指導の中核として、他の教員への日本語指導に関する研修を推進する。
- ・ 管理職については、全小中学校(644校)の管理職を対象に、各教育事務所で実施する管理職研修(既存)において、日本語指導における校内体制づくりの研修を行う。

※1 日本語を母語としない児童生徒が学校での学習や生活に円滑に対応できるようにするための日本語指導と教科指導を統合したカリキュラム(JSL=Japanese as a second language)

2 受入市町村への支援体制整備

(1) 支援体制整備に係る補助の実施

○ 加配教員の兼務が多い市町村及び加配教員の配置がなく対象児童が多い市町村を対象とし、支援員(※2)の配置経費や会議開催経費の補助を行い、支援体制整備の実践モデルを構築する。

※2 支援員は、日本語指導や学習指導、学校生活や保護者への対応等の支援を行う。  
(人材例) 日本語指導の有資格者、学習ボランティア経験者、NPO・国際交流協会等での活動経験者、留学生等

○ 学校生活や学習指導、保護者との対応における多言語対応等、ICT機器導入の研究に対する補助を行う。

3 成果の普及

○ 実践事例を広く県内に普及するために、本事業の2・3年目に各地域の取組状況、結果について各種教員研修会等で周知する。

○ 市町村教育委員会に対しては、市町村教育委員会指導主事が出席する研修会や教育長会議等において、取組状況や成果について周知する。

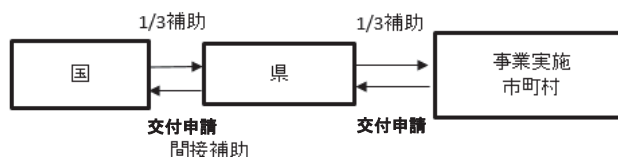
○ 県内の取組をまとめたリーフレットを作成し、ホームページ等で普及する。

【事業スキーム図】

1 日本語指導担当教員等指導力向上研修



2 受入市町村における支援体制整備に対する経費補助



3 事業目標等							
成果指標			基準	R 2	R 3	R 4	R 5
日本語指導が必要な外国籍の児童生徒のうち、「特別の教育課程」による指導を受けている児童生徒の割合	目標	59.8%	59.8%	73.4%	73.4%	全国平均	
	実績	15.3%	—	72.4%			
<p>【指標の考え方】</p> <p>「日本語指導が必要な児童生徒の受入状況等に関する調査」（文部科学省調査）における「日本語指導が必要な外国籍の児童生徒のうち、「特別の教育課程」による指導を受けている児童生徒の割合」が全国の平均（最新調査の年度結果）を上回ることを目標として設定する。</p> <p>R2年度は新型コロナウイルス感染症の影響により調査中止。</p> <p>R3年度は調査が実施され、R4年度に調査結果が公表。</p>							
<p>【目標達成状況、未達成のときはその理由】</p> <p>指標となる「日本語指導が必要な児童生徒の受け入れ状況等に関する調査」より、実績値が目標値に近づきつつあり、各校の取組が加速化している状況で、関心の高さが伺える。一方で教職員不足等の現状により、「特別の教育課程」による指導体制が十分に整備できないという実態もある。</p>							

4 有効性・効率性	<p>【事業の有効性】</p> <p>日本語指導が必要な児童生徒が在籍している学校の教員と市町村教育委員会の担当者を対象に研修を実施し、日本語指導や支援体制を充実させることができる。</p>
	<p>【事業の効率性】</p> <p>加配教員の兼務が多い市町村及び加配教員の配置がなく対象児童生徒が多い市町村に対して、支援員の配置経費や会議開催経費の補助を行うことで、支援体制整備の実践モデルを構築でき、実践事例として県内に普及させることができる。</p>

5 事業費（千円）	R3決算	R4当初	R5当初	人件費	R3	R4	R5
歳出	4,970	8,744	250	時間	1,430	1,430	850
（うち一般財源）	2,587	4,682	250	人件費（千円）	5,775	5,775	3,433

6 見直しの内容	
<p><input type="checkbox"/> 継続（ 拡充 改善（実施方法の大きな変更等を伴うもの） 一部改善 <input type="checkbox"/> 縮小 ）</p> <p><input type="checkbox"/> 終了（ 完了 再構築（他の事業に組み替え） 廃止 ）</p>	
<p>【上記の理由】</p> <p>5校以上を兼務している日本語指導加配教員及び日本語指導加配教員を配置していない学校の教員の負担軽減のためにも、日本語指導体制を維持し、さらなる充実を図る必要があるため。</p>	
<p>【見直し内容】</p> <p>3年間の補助事業であるため、受入市町村への支援体制整備に係る補助の終了。</p> <p>前回調査と比較して、実績値が目標値に近づきつつあることから、日本語指導担当教員等指導力向上研修の講師謝金、研修会場使用料を見直す。（▲8,494千円）</p>	

(様式1号)

R4年度 事務事業評価書 (既存事業分)

事業名	学校統合支援事業	部課(室)	教育庁教育振興部 義務教育課	事業 開始年度	H23
-----	----------	-------	-------------------	------------	-----

総合計画	4つの柱	2	誰もが住み慣れたところで働き、長く元気に暮らし、子どもを安心して産み育てることができる	中項目	24	教育の充実
	小項目	4	教育環境づくり	具体的な取組	5	学校施設、社会教育施設の整備・充実

1 事業のねらい・目的  
 学校の統合の支援を行うことにより、児童生徒が一定の規模の集団の中で、多様な考えに触れ、協力し合い、切磋琢磨し、各々の資質や能力の伸長を図ることができるような環境づくりに資する。

2 事業概要

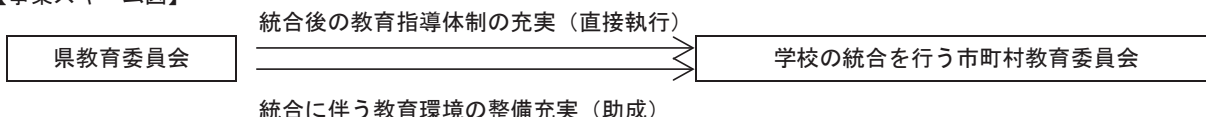
統合を行う市町村を4年間支援する。

	統合前年度	統合1年目	統合2年目	統合3年目
人的支援		○	○	○
財政支援	○			

- 人的支援 (統合後の教育指導体制の充実)  
統合後3年間、教員1名の加配を行う。
- 財政支援 (統合に伴う教育環境の整備充実)
  - ・対象期間 : 統合前年度
  - ・補助限度額 : 8,000千円 (財政力指数0.6未満の市町村) 又は5,300千円 (財政力指数0.6以上の市町村)
  - ・補助率 : 市町村負担分の1/2
  - ・事業内容 : 市町村が学校の統合に伴って、統合前年度に次の事業を実施する場合、補助限度額内でその経費を補助する。

事業分類	事業名	内容
通学支援	①スクールバスの購入	通学距離が伸びる児童生徒のためにスクールバスを購入する。
環境整備	②小規模改修	小規模改修(国庫補助のある施設整備事業(新增築、改築、大規模改造)を除く。)を行う。
	③教材、運動器具等購入	机、椅子、図書、ホワイトボード、飛び箱、ベンチ等を購入する。
	④物品移転、廃棄	廃止される学校における物品の移転や廃棄を行う。
事前交流	⑤児童生徒の交流事業	統合対象校の児童生徒が統合前に交流を深める。(遠足、体験活動、文化祭、体育祭、通常授業)

【事業スキーム図】



3 事業目標等

成果指標		R	R	R	R	R	R
目標	目標						
	実績						
目標	目標						
	実績						

【指標の考え方】

・学校の設置・廃止は、設置者である市町村がそれぞれの地域の実情を踏まえ主体的に判断すべき事項であるため、数値目標には馴染まない。

【目標達成状況、未達成のときはその理由】 ・令和3年度の実績及び令和4年度の予定は次のとおり

令和3年度実績 1件

- ① 宮若市：宮田東小学校、宮田小学校が統合し、令和4年4月に光陵小学校が新設校として開校

令和4年度見込 3件

- ① みやま市：江浦小学校、開小学校、二川小学校、岩田小学校が統合し、令和5年4月に高田小学校が新設校として開校予定
- ② 田川市1：弓削田中学校、後藤寺中学校、田川中学校が統合し、令和5年4月に田川西中学校が新設校として開校予定
- ③ 田川市2：鎮西中学校、伊田中学校、金川中学校、中央中学校が統合し、令和5年4月に田川東中学校が新設校として開校予定

4 有効性・効率性	<p>【事業の有効性】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>学校の統合により、通学距離が長くなることに伴う対応が必要となるなど新たな課題も生じているが、統合前と比較して1学年当たりの児童・生徒数・学級数が増加することにより、「学級数の少なさによる人間関係の固定化」等の小規模校の課題が解消され、また、児童・生徒が、多様な考えに触れ、協力し合い、切磋琢磨し、各々の資質や能力の伸長を図ることができるような環境づくりに資することができる。</li> </ul>																															
	<p>【事業の効率性】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>下表のとおり、学校規模の適正化が進み、人件費等の削減につながっている。</li> </ul> <p>&lt;昨年度の実績&gt;</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>学校名</th> <th>学級数</th> <th>本務教員</th> <th>事務職員等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">令和3年度</td> <td>宮田東小学校</td> <td>8</td> <td>19</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>宮田小学校</td> <td>9</td> <td>17</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>17</td> <td>36</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">令和4年度</td> <td>光陵小学校</td> <td>15</td> <td>27</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>15</td> <td>27</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>差異</td> <td></td> <td>△2</td> <td>△9</td> <td>△1</td> </tr> </tbody> </table>	年度	学校名	学級数	本務教員	事務職員等	令和3年度	宮田東小学校	8	19	1	宮田小学校	9	17	1	計	17	36	2	令和4年度	光陵小学校	15	27	1	計	15	27	1	差異		△2	△9
年度	学校名	学級数	本務教員	事務職員等																												
令和3年度	宮田東小学校	8	19	1																												
	宮田小学校	9	17	1																												
	計	17	36	2																												
令和4年度	光陵小学校	15	27	1																												
	計	15	27	1																												
差異		△2	△9	△1																												

5 事業費（千円）	R3決算	R4当初	R5当初	人件費	R3	R4	R5
歳出	5,300	21,300	16,000	時間	150	150	150
（うち一般財源）	5,300	21,300	16,000	人件費（千円）	606	606	606

6 見直しの内容	<p> <input checked="" type="checkbox"/> 継続 （ 拡充      改善（実施方法の大きな変更等を伴うもの）      <input type="checkbox"/> 一部改善      縮小 ）  <input type="checkbox"/> 終了 （ 完了      再構築（他の事業に組み替え）      廃止 ） </p>
【上記の理由】	<p>以下の理由により、本事業を継続して実施する必要がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>現在まで数多くの市町村にて本事業を活用した統廃合が実施され、市町村からの本事業の実施に対するニーズ・関心も高い。</li> <li>平成27年1月に文部科学省発行「公立学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引き書」が改正され、この内容を踏まえ、今後、各市町村において、新たな小中学校の統廃合の検討が進められることが想定できる。</li> </ul> <p>なお、令和4年8月に県内市町村を対象に令和5年度以降の小・中学校統廃合計画調査を行ったところ、令和6年度に2件、令和7年度に5件、令和8年度以降に6件の統廃合計画が立てられている。</p>
【見直し内容】	<ul style="list-style-type: none"> <li>引き続き統合を実施した教育委員会に対して統合に伴う効果や課題等の調査を実施し、今後の事業改善に役立てる。</li> <li>小・中学校の統合支援に際し、教職員課が人的支援（統合後3年間、教員1名の加配）を実施することから、当課において毎年実施している小・中学校統廃合計画調査の結果については、教職員課との間で情報を共有し、引き続き連携を図る。また、補助金の交付申請は、管轄の教育事務所を経由して行うことから、統廃合計画調査の結果を教育事務所に伝達し、申請漏れがないよう連携を図る。</li> <li>財政力指数に応じ、8,000千円×2市町村+5,300千円×1市町村としていたところ、統廃合計画調査に合わせて8,000千円×2市町村へ、補助対象市町村数を見直す。（▲5,300千円）</li> </ul>

事業名	小中学校ICT活用教育推進事業	部課(室)	教育庁教育振興部 義務教育課	事業 開始年度	R3
-----	-----------------	-------	-------------------	------------	----

総合 計画	4つの柱	2	誰もが住み慣れたところで働き、長く元気に暮らし、子どもを安心して産み育てることができる	中項目	24	教育の充実
	小項目	4	教育環境づくり	具体的な 取組	7	教員の指導力・学校の組織力の向上

1 事業のねらい・目的

- 求められる資質・能力に応じ、教員のICT活用能力を高める。
- ICTを活用した、より高度な授業モデルを作成し、広める。
- 市町村立学校や市町村教育委員会への指導体制の強化を図る

2 事業概要

1 ICT活用指導力に応じた教員研修

	対象者	求められる資質・能力	研修場所	研修回数
(1)ICT活用中核教員対象研修	情報教育担当者等	・情報活用能力の育成 ・校内研修の計画・実施	教育センター	3日 (AM/PM)
(2)道徳教育(情報モラル教育)担当 教員研修	道徳教育(情報モラル教育)担当教員	・情報モラルに関する知識及び指導力	オンライン (教育センターから配 信)	1日 (AM:中学校、PM:小学校)
(3)ICT支援リーダー研修	各市町村教育委員会から教員・担当者等	・各学校を指導する能力及び知識	教育センター	2日
(4)ICT活用管理職対象研修	校長又は教頭	・校内のICT化を進めるマネジメント力 ・校内情報化推進体制の構築	教育センター	1日

2 研究指定校によるEdTech推進モデル開発

(1) スタディ・ログ(学習履歴)を使った個別最適化のモデル作成、提示(研究協力校6校)

(2) 遠隔授業モデルの作成、提示

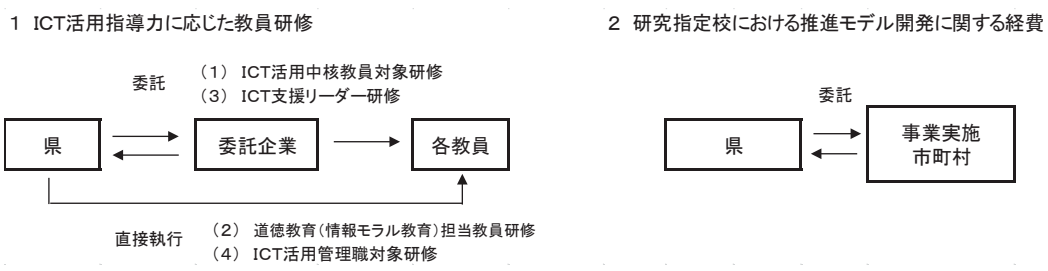
- ① 合同授業型(遠隔交流学習、遠隔合同授業)
- ② 教師支援型(オンライン英会話等、専門家等とつないだ遠隔学習)
- ③ 個別支援型(不登校児童生徒等を支援する遠隔学習)

※ 研究協力校6校(各教育事務所管内1校ずつ)

3 ICT活用教育推進のための環境整備  
<整備内容>

	タブレットPC	モバイルルータ	ライセンス	デジタル教科書	電子黒板
本庁	3台	3台	1アカウント	5教科	
教育事務所	18台		6アカウント	30教科	6台

【事業スキーム図】



3 事業目標等

成果指標		基準(R1)	R2	R3	R4	R5
「児童生徒のICT活用を指導する能力」に関して、「できる」若しくは「ややできる」と回答した教員の割合	目標(全国)	小73.0 中67.0	小74.4 中69.1	小79.4 中75.2	全国平均	全国平均
	実績(福岡県)	小64.0 中57.8	小66.0 中62.8	小71.8 中70.1	調査中	

【指標の考え方】

- ・ 「学校における教育の情報化の実態等に関する調査結果」(文部科学省調査)における「児童生徒のICT活用を指導する能力」に関して、全国平均を毎年度上回ることを目標として設定する。

【目標達成状況、未達成のときはその理由】

- ・ 文部科学省調査における「児童生徒のICT活用を指導する能力」について、一定の伸びはみられるが、全国平均には及ばない結果となった。
- ・ 目標未達成の理由として、研修を受けての各市町村や各学校におけるICTの活用状況について格差があることが考えられる。

4 有効性・効率性

- 【事業の有効性】
- ・ 学校における立場やスキル等に応じた複層的な研修を行うことで、各学校において情報教育担当（中核教員）という意識付けが進み、その教員を中心に組織的な学校教育のICT化が図られている。
  - ・ 研究協力校においては、個別最適化モデルや遠隔授業モデルを作成することを通して、スキルの蓄積のみならず機材等の環境面も充実させることができています。

【事業の効率性】

- ・ 各市町村のICT環境に応じた機器やソフトウェアを用いた内容の研修を行うことで、各市町村の実態や課題に応じた研修を効率的に行うことができた。

5 事業費（千円）	R3決算	R4当初	R5当初	人件費	R2 2月補正	R4	R5
歳出	28,475	21,590	21,590	時間	700	700	700
（うち一般財源）	28,475	21,590	21,590	人件費（千円）	2,827	2,827	2,827

6 見直しの内容

継続 （ 拡充      改善（実施方法の大きな変更等を伴うもの）       一部改善      縮小 ）  
 終了 （ 完了      再構築（他の事業に組み替え）      廃止 ）

【上記の理由】

- ・ 文部科学省調査における「児童生徒のICT活用を指導する能力」について、一定の伸びはみられるものの依然として全国平均を上回ることができておらず、引き続き教員のICT活用促進や学校教育全体のICT化推進のための研修や、研究指定校による授業モデル開発を行っていく必要がある。

【見直し内容】

- ・ 各学校におけるICTの活用に向けた組織的な取組がより円滑に進むように研修内容の改善を図る。
- ・ 授業モデルが県内の各学校に浸透できるように、取組内容の一般化等に向けた改善を図る。

(様式1号)

R4年度 事務事業評価書(既存事業分)

事業名	市町村立学校学習指導員等配置事業	部課(室)	教育庁教育振興部 義務教育課	事業 開始年度	R2
-----	------------------	-------	-------------------	------------	----

総合計画	4つの柱	2	誰もが住み慣れたところで働き、長く元気に暮らし、子どもを安心して産み育てることができる	中項目	24	教育の充実
	小項目	4	教育環境づくり	具体的な取組	7	教員の指導力・学校の組織力の向上

1 事業のねらい・目的

○ 新型コロナウイルス感染症対策として、3密を避けるための環境づくりや習熟度に応じた学習の実施など子どもの学びの保障を実施するため、教員の補助業務を担うサポートスタッフの配置を促進する。

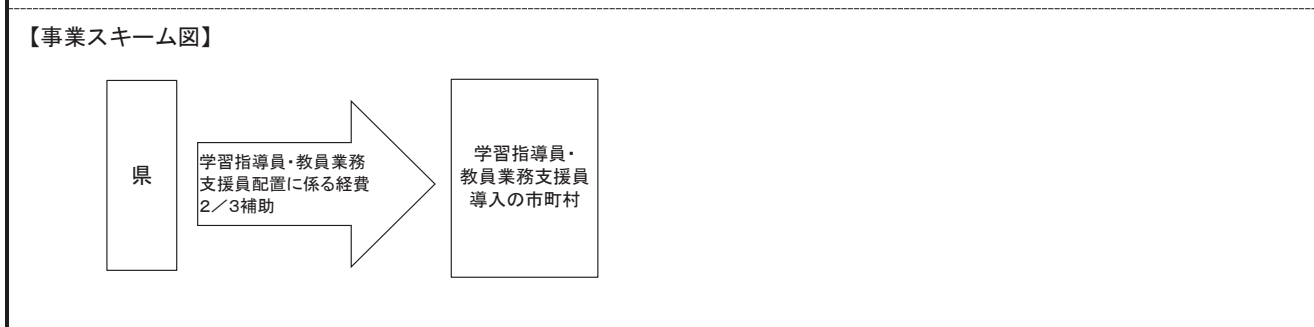
① 学習指導員の配置  
3密を避けるための少人数学習やチームティーチング指導、習熟度別学習を実施する際の教員の補助などを行うことにより、児童生徒一人一人に合ったきめ細かな対応を実現するとともに、教員が一層児童生徒への指導や教材研究に注力できる体制を整備する。

② 教員業務支援員の配置  
学習プリントや家庭への配布文書等各種資料の印刷・配布準備や来客・電話対応、消毒作業等、教師を強力にサポートし、教師がより児童生徒への指導や教材研究に注力できる体制を整備する。

2 事業概要

① 市町村による学習指導員の配置支援  
◆市町村が実施する学習指導員配置事業に対し、事業費を補助し、市町村による公立小中義務教育学校(指定都市を除く)への学習指導員配置の支援を行う。 <市町村1/3 県2/3>  
【補助内容】  
・市町村(指定都市を除く)立小・中・義務教育学校の標準的な学級数(12~18)を超える学校を対象に補助(42校)  
・配置数:学校教育法施行規則による標準的な学級数(12~18)を超える学校に1名配置  
・配置時数:1名当たり年間420時間(4時間/日×3日/週×35週)  
・想定人材:退職教員、教師志望の学生をはじめとする大学生、学習塾講師、NPO等教育関係者、地域の方々など(教員免許状所持を条件としない。ただし、学習指導員に単独で授業を実施させる場合は所持が必要。)

② 市町村による教員業務支援員の配置支援  
◆市町村が実施する教員業務支援員配置事業に対し、事業費を補助し、市町村による公立小中義務教育学校(指定都市を除く)への教員業務支援員配置の支援を行う。 <市町村1/3 県2/3>  
【補助内容】  
・市町村(指定都市を除く)立小・中・義務教育学校の15学級以上の学校を対象に補助(151校)  
・配置数:15学級以上の学校に1名配置 ※(R3)19学級以上を(R4)15学級以上の学校に配置できる規模へ拡充  
・配置時数:1名当たり年間420時間(4時間/日×3日/週×35週)  
・想定人材:教師志望の学生をはじめとする大学生、地域の方々など



3 事業目標等

成果指標		R3	R4	R5
少人数指導などきめ細やかな指導を実施している学校の割合	目標	小:100% 中:100%	小:100% 中:100%	小:100% 中:100%
	実績	小:99.6% 中:100%	小:100% 中:99.5%	

【指標の考え方】  
児童生徒一人一人にあったきめ細やかな学習指導体制を実現するため、少人数指導を実施している学校の割合を指標として設定。

【目標達成状況、未達成のときはその理由】  
ほとんどの学校で少人数指導などきめ細やかな指導を実施することができているが、ごく一部の学校で実施をしていないことから、引き続き事業の積極的な活用について周知を図る必要がある。

4 有効性・効率性	【事業の有効性】 学習指導員及び教員業務支援員を学校へ配置し、消毒や換気などの感染症対策や健康管理、家庭学習の資料印刷、ティームティーチングによる指導などを行うことにより、教職員の負担を軽減し、きめ細やかな指導による学力の保障に資することができている。
	【事業の効率性】 県が学習指導員及び教員業務支援員の配置に係る費用を一部補助し、市町村の負担を軽減することにより、多くの市町村で配置を行うことができている。

5 事業費（千円）	R3決算	R4当初	R5当初	人件費	R3	R4	R5
歳出	36,432	63,684	64,115	時間	230	230	230
（うち一般財源）	36,432	63,684	42,745	人件費（千円）	929	929	929

6 見直しの内容	<input checked="" type="checkbox"/> 継続（ <input checked="" type="checkbox"/> 拡充 改善（実施方法の大きな変更等を伴うもの） 一部改善 縮小） <input type="checkbox"/> 終了（完了 再構築（他の事業に組み替え） 廃止）		
【上記の理由】	<p>教員業務支援員が学校教育法施行規則の一部改正により新たに職務内容を規定されるなど、国においても学校教育活動の充実と働き方改革を実現するための取組がなされており、今後も教員の業務負担軽減について支援をしていく必要がある。</p>		
【見直し内容】	<p>教員業務支援員の補助対象を14学級以上の学校に見直す。（+431千円）</p>		



(様式1号)

R4年度 事務事業評価書 (既存事業分)

事業名	発達障がい児等教育継続支援事業		部課(室)	教育庁教育振興部 特別支援教育課	事業 開始年度	H23
総合計画	4つの柱	2	誰もが住み慣れたところで働き、長く元気に暮らし、子どもを安心して産み育てることができる	中項目	24	教育の充実
	小項目	3	個性や能力を伸ばす教育の推進	具体的な取組	3	特別支援教育の推進

1 事業のねらい・目的

- 発達障がい児等への教育が具体化し継続が図れるよう相談支援体制を構築する。
- 各学校種（保育所・幼稚園、小・中学校、高等学校）の個別の支援内容について、相互に円滑な情報伝達を行う。
- 早期教育相談の実施や合理的配慮の提供により、市町村や学校における支援体制の構築を図る。
- 発達障がいを含む障がいのある児童生徒に対する特別支援教育の体制充実に向けて学校の組織強化を図る。

2 事業概要

**発達障がい児等継続支援**

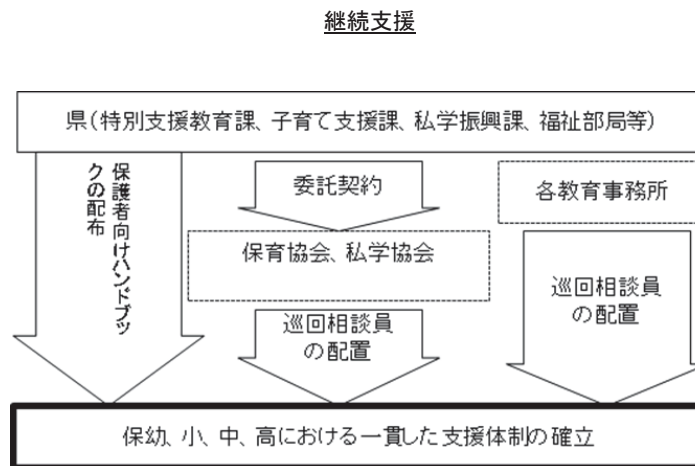
(1) 外部専門家による巡回相談の実施  
 医師、臨床心理士等専門家を学校等へ派遣し、発達障がいや聴覚障がい等（疑い含む。）のある幼児児童生徒に関する相談について助言を行う。

- 相談体制 公立幼稚園、公立小・中学校（義務教育学校含む。）、公立高等学校（中等教育学校含む。）  
 … 各教育事務所に事務局を設置  
 保育所、私立幼稚園、認定こども園、私立小・中学校、私立高等学校  
 … 保育協会、私立幼稚園振興協会、私学協会に事務局を委託
- 派遣回数 公立幼・小・中学校・高等学校：年間535回実施（1回2時間）  
 私立学校・幼稚園・保育所：年間105回実施（1回2時間）

(2) 保護者向けハンドブックの作成・配布  
 保護者が自治体の教育相談や福祉相談等をする際の相談窓口、自治体でどのような支援が受けられるかなどの情報を盛り込んだハンドブックの配布

- 配布先：各市町村教育委員会及び幼稚園・保育所、小学校等

【事業スキーム図】



3 事業目標等							
(R3まで)							
成果指標			H29	H30	R1	R2	R3
個別の教育支援計画の作成率 (幼児児童生徒の割合)		目標	100%	100%	100%	100%	100%
		実績	94.0%	93.6%	97.9%	99.3%	99.6%
(R4から)							
成果指標			R4	R5	R6	R7	R8
個別の教育支援計画等による学校間の引継ぎの 実施割合(公立学校(園))(総合計画)		目標	80.2%	85.2%	90.1%	95.1%	100%
		実績	78.8%				
【指標の考え方】							
<ul style="list-style-type: none"> <li>・(R3まで) 特別な支援が必要であると考えられる全ての幼児児童生徒について個別の教育支援計画が作成されることを指標とした。</li> <li>・(R4から) 総合計画の数値目標にあわせて、個別の教育支援計画の作成が必要な全ての幼児児童生徒に対して、個別の教育支援計画等による学校間の引継ぎの実施がなされていることを指標とする。</li> </ul>							
【目標達成状況、未達成のときはその理由】							
<ul style="list-style-type: none"> <li>・特別な支援が必要であると考えられる幼児児童生徒の内、個別の教育支援計画の作成について保護者との合意が得られておらず、着手できていないケースがあるため、100%に達していない。今後、そうしたケースについても校内支援のための計画を作成し、支援を行うことをもって作成と考えてよい旨を引き続き周知する。</li> </ul>							

4 有効性 ・ 効率性	【事業の有効性】	<ul style="list-style-type: none"> <li>・巡回相談の効率的な活用により「個別の教育支援計画」の作成率の向上につながっている。</li> <li>・情報引継ぎのツールである就学サポートノート(※)の作成により、各学校等が一貫した取組を行うことができ、情報引継ぎのシステム化を進めている。</li> </ul>
	(※) 発達障がい児の一貫した支援に必要な幼児期から学齢期における情報(支援内容など)を整理、伝達するためのノートの名称	
	【事業の効率性】	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各教育事務所を事務局とし、外部専門家の巡回相談員を派遣することで、学校のニーズに応じて効率的に実施することができた。</li> <li>・保護者向けハンドブックについては、私学振興課、子育て支援課及び健康増進課と連携して配布を行った。また、就学サポートノートの活用についてのリーフレットを市町村の関係各課を通じて、5歳児のいる家庭や希望する保護者に配布することで効率的に周知することができた。</li> </ul>

5 事業費(千円)	R3決算	R4当初	R5当初	人件費	R3	R4	R5
歳出	7,197	7,615	7,325	時間	540	540	540
(うち一般財源)	5,259	7,615	7,325	人件費(千円)	2,181	2,181	2,181

6 見直しの内容			
<input checked="" type="checkbox"/> 継続	( 拡充 改善(実施方法の大きな変更等を伴うもの)	<input type="checkbox"/> 一部改善	縮小 )
<input type="checkbox"/> 終了	( 完了 再構築(他の事業に組み替え) 廃止 )		
【上記の理由】			
発達障がい児等への支援に関する市町村及び保護者からのニーズは高いため、次の取組について継続する必要がある。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・特別な支援を必要とする幼児児童生徒の就学前から学齢期、社会参加まで切れ目ない支援体制が構築され、円滑な情報の共有、引継ぎがなされるよう引き続き関係部局との連携を図る。</li> <li>・特別な支援を必要とする幼児児童生徒の保護者が教育相談等を早期に受けられるよう引き続き相談窓口等についての情報提供の充実を図る。</li> </ul>			
【見直し内容】			
<ul style="list-style-type: none"> <li>・巡回相談に係る報償費、旅費については、これまでの実績を踏まえて派遣回数を見直し、経費を節減する。(▲162千円)</li> <li>・巡回相談の検査用紙については、1教育事務所2包から1包へ数量を見直し、経費を節減する。(▲106千円)</li> </ul>			

(様式1号)

R4年度 事務事業評価書 (既存事業分)

事業名	高等学校等通級指導推進事業		部課(室)	教育庁教育振興部 特別支援教育課	事業 開始年度	H29
総合計画	4つの柱	2	誰もが住み慣れたところで働き、長く元気に暮らし、子どもを安心して産み育てることができる	中項目	24	教育の充実
	小項目	3	個性や能力を伸ばす教育の推進	具体的な取組	3	特別支援教育の推進

1 事業のねらい・目的

- ・ 小・中学校における「通級による指導」と同様、高等学校等（※注）においても「通級による指導」が平成30年度から制度化された。
- ・ 県内で通級による指導を受けた生徒の県立高等学校等への進路状況を見ると、平成28年度は40名程度であったものが、令和4年度には89名にまで増加しており、高等学校等における通級指導の必要性が高まってきていると言える。
- ・ 小・中学校において通級による指導を受けていた生徒やこれまで適切な支援を受けることなく困難さを抱えたままの生徒に対して、県立高等学校等に通級指導教室を整備し、生徒一人一人の教育的ニーズに応じた適切な指導及び必要な支援を行う。

※ 注…中等教育学校後期課程を含む。

2 事業概要

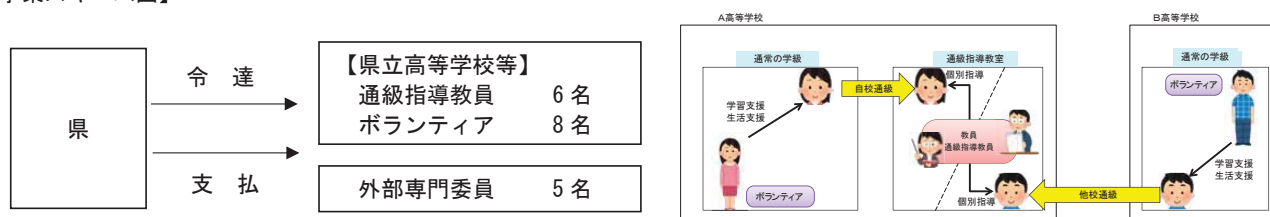
○ 高等学校等における通級による指導の実施

- (1) 通常の教育課程に、生徒の障がいに応じた特別の指導を7単位まで加えることができる。
- (2) 「自閉症者」・「学習障がい者」・「注意欠陥多動性障がい者」のいずれかに該当する生徒を対象とする。
- (3) 実施内容
  - ア 各地区に1校ずつ拠点校を設置して通級による指導を実施する。
  - イ 各地区の通級指導教室に通級指導教員を配置する。  
北九州地区…2名 福岡地区…2名 筑後地区…1名 筑豊地区…1名
  - ウ 勤務形態は5時間/日×週3日  
指導時間は100分
  - エ 在籍校における学習支援・生活支援を実施するためのボランティア（8名）を活用する。
  - オ 通級指導の在り方や対象生徒の判定について、専門的知見を求めるための外部専門委員会（5名）を設置する。
- (4) その他
  - ア 設備、施設等 … 個別の学習室（パーテーションで区切る等して落ち着いて学習できる空間）等を整備する。
  - イ 教材、教具等 … タブレット、ソーシャルスキルトレーニング用の教材、各種検査キット

○ 通級による指導を担当する教員の養成及び資質向上

- (1) 新任通級担当者の専門性向上のための研修会の実施（年2回）
- (2) 在籍学級訪問（年1回）
- (3) 通級担当者及び在籍校関係職員の専門性向上と連携強化のための研修会の実施（年2回）

【事業スキーム図】



3 事業目標等	
成果指標	H29 R1 R2 R3 R4 R5
通級による指導の教育上の効果についての在籍校長の評価	目標 3.3 3.4 3.5 3.6 3.7
	実績 3.0 3.7 3.9 3.5 調査中
<p>【指標の考え方】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>通級による指導に係る客観的な成果指標とするため、他校通級を行う生徒の在籍学校長による評価（4点法）の平均値を指標とする。</li> </ul> <p>※令和5年度からは学校長だけでなく生徒本人及び保護者へのアンケートも実施し、成果指標に組み込む方向で検討している。</p>	
<p>【目標達成状況、未達成のときはその理由】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>R3年度は目標を達成できている。</li> <li>R4実績については調査中。</li> </ul>	

4 有効性・ 効率性	<p>【事業の有効性】</p> <p>障がいに応じた特別の指導（自立活動）を個別に行うことにより、在籍する通常の学級においても必要な支援や配慮を受けることができる体制が確立されている。</p>
	<p>【事業の効率性】</p> <p>在籍校との連携業務については、実際に指導を行う拠点校の通級指導教員が担うことで、在籍学級支援員が行うより効率的かつ円滑に連携を図っている。</p>

5 事業費（千円）	R3決算	R4当初	R5当初	人件費	R3	R4	R5
歳出	4,746	11,306	11,128	時間	448	448	448
（うち一般財源）	4,746	11,306	11,128	人件費（千円）	1,810	1,810	1,810

6 見直しの内容	
<input checked="" type="checkbox"/> 継続 <input type="checkbox"/> 拡充 <input type="checkbox"/> 改善（実施方法の大きな変更等を伴うもの） <input checked="" type="checkbox"/> 一部改善 <input type="checkbox"/> 縮小	<input type="checkbox"/> 終了 <input type="checkbox"/> 完了 <input type="checkbox"/> 再構築（他の事業に組み替え） <input type="checkbox"/> 廃止
<p>【上記の理由】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>通級による指導を受けていた中学校卒業生が年々増加しており、県立高等学校等において引き続き通級による指導を必要とする生徒が増加しているため事業を継続する。</li> </ul>	
<p>【見直し内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>現在の拠点校方式を継続しつつ、支援が必要な生徒がより身近な地域で通級指導を受けることができる方法を検討する。</li> <li>ボランティアが加入する保険料については、これまでの実績を踏まえて単価を見直し、経費を節減する。（▲14千円）</li> <li>通級指導教室における通級指導教員及び在籍校におけるボランティア等を十分に活用し、引き続き、生徒一人一人の教育ニーズに応じた適切な指導及び必要な支援を行っていく。</li> </ul>	

(様式1号)

R4年度 事務事業評価書 (既存事業分)

事業名	特別支援学校専門スタッフ強化事業	部課(室)	教育庁教育振興部 特別支援教育課	事業 開始年度	H29
-----	------------------	-------	---------------------	------------	-----

総合 計画	4つの柱	2	誰もが住み慣れたところで働き、長く元気に暮らし、子どもを安心して産み育てることができる	中項目	24	教育の充実
	小項目	3	個性や能力を伸ばす教育の推進	具体的な 取組	3	特別支援教育の推進

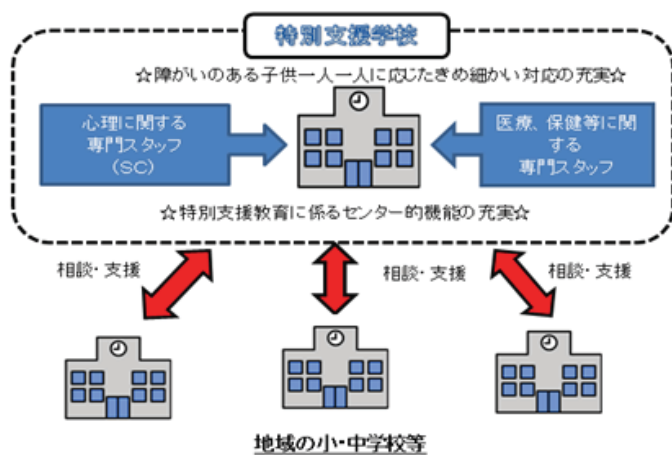
1 事業のねらい・目的

特別支援学校において、医療、保健、心理等に関する有資格専門スタッフを配置・活用することにより、特別支援学校の専門性と組織力の強化を図るとともに、地域内の小・中学校・高等学校等に在籍する障がいのある児童生徒に対する相談・支援機能（センター的機能）の充実を図る。

2 事業概要

- 1 医療や保健等に関する専門スタッフの活用  
 医療、保健等の専門的な知識・技術等を有する外部専門家を活用し、児童生徒の実態把握や自立活動の指導等に関する専門性を向上するとともに、安心・安全な教育環境を整備する。  
 ○ 活用する専門スタッフ：理学療法士（PT）、作業療法士（OT）、言語聴覚士（ST）等  
 ○ 全県立特別支援学校（20校）  
 ○ 1校当たり年間6回、1日7時間
- 2 心理に関する専門スタッフの配置  
 臨床心理の専門的知見を有するスクールカウンセラー（SC）を配置し、学校におけるカウンセリング機能や教育相談体制の充実を図る。  
 ○ 全県立特別支援学校（20校）に配置  
 ○ 1校当たり週7時間、年間35週（5校）…大規模校  
 ○ 1校当たり週4時間、年間35週（20校）…その他の学校

【事業スキーム図】



3 事業目標等			H30	R1	R2	R3	R4	R5
成果指標								
スクールカウンセラーを活用した職員研修を年2回以上実施した学校の割合	目標	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%
	実績	75%	85%	90%	75%	調査中		

【指標の考え方】

- ・ スクールカウンセラーを活用した職員研修の実施回数について、各校が最低年2回以上行うことを目指す。

【目標達成状況、未達成のときはその理由】

- ・ スクールカウンセラーを活用した職員研修を年2回以上実施している学校は75%（15校/20校）となっており、目標を達成していないが、スクールカウンセラーの活用の有効性を周知するとともに、職員研修の実施を促すことにより、目標を達成することができると思う。
- ・ R4実績については調査中。

4 有効性 ・ 効率性	【事業の有効性】 外部専門家による医療的な視点での児童生徒の障がい等の状態に関する評価や、スクールカウンセラーによる専門的視点でのカウンセリング等を教員が身近で見ることができるようになったことで、教員の専門性向上につながっている。
	【事業の効率性】 教員の専門性向上が特別支援学校としての組織力強化につながり、結果として地域の小・中学校・高等学校等に対するセンター的機能の充実にも効果が現れている。

5 事業費（千円）	R3決算	R4当初	R5当初	人件費	R3	R4	R5
歳出	20,138	21,915	19,784	時間	656	656	656
（うち一般財源）	13,424	14,611	13,191	人件費（千円）	2,649	2,649	2,649

6 見直しの内容	
<input checked="" type="checkbox"/> 継続	（ 拡充 改善（実施方法の大きな変更等を伴うもの） <input type="checkbox"/> 一部改善 縮小 ）
<input type="checkbox"/> 終了	（ 完了 再構築（他の事業に組み替え） 廃止 ）

【上記の理由】

- ・ 学校の障がい種又は対象児童生徒の年齢等によって、地域の小・中学校・高等学校等支援の方策が困難なケースがあるため、学校間での取組状況等に関する情報共有を継続して進める必要がある。

【見直し内容】

- ・ 外部専門家の報償費、旅費については、実施時間及び回数を見直し、経費を節減する。（▲2,232千円）
- ・ スクールカウンセラー連絡協議会に係る旅費については、過去の実績を踏まえて単価を見直し、経費を節減する。（▲27千円）
- ・ スクールカウンセラー連絡会議において効果的な実践事例発表等を来年度も継続して実施することにより、情報の共有とより有効な活用促進を図る。
- ・ 年度当初に実施する特別支援学校校長研修会及び副校長・教頭研修会において外部専門家の具体的な活用法や成果指標について周知を行うことにより、目標達成に向けた取組の推進を図る。

(様式1号)

R4年度 事務事業評価書 (既存事業分)

事業名	県立学校ICT活用教育推進事業 (特別支援学校ICT活用教育推進事業)		部課(室)	教育庁教育振興部 特別支援教育課	事業 開始年度	R3
総合計画	4つの柱	2	誰もが住み慣れたところで働き、長く元気に暮らし、子どもを安心して産み育てることができる	中項目	24	教育の充実
	小項目	3	個性や能力を伸ばす教育の推進	具体的な取組	3	特別支援教育の推進

1 事業のねらい・目的

児童の実態及び障がいの特性に応じて、ICTを活用した学習機会の拡充及び授業・指導方法の改善を図る。

- 1 訪問教育対象児童生徒に対して、ICT機器を活用した遠隔教育により学習機会及び通学生との交流機会を拡充する。
- 2 特別支援学校(視覚・聴覚・肢体不自由)においては、児童生徒の障がいの特性に応じたICT機器を活用することで、障がいによる学習上の困難性を軽減し、学ぶ意欲の喚起と学習内容の着実な定着を図る。

2 事業概要

1 分身ロボット「OriHime」の配備

- ・ 訪問教育対象の児童生徒が多く在籍する6校に、タブレット端末から遠隔操作できる分身ロボットを各1台配備する。
- ・ 家庭や病院等から児童生徒が教室に配備された分身ロボットを遠隔操作し、授業や学校行事に参加する。

※ 訪問教育とは

- ・ 障がいの重複等により通学が困難な児童生徒に対し、教員が週3回×2時間程度訪問して指導を行う教育の形態の一つ。
  - ・ 登校できる児童生徒については、年3回程度スクーリングとして、授業や学校行事に参加し、通学生と交流を行うこともあるが、同世代の児童生徒との交流の頻度が極めて低く、感染症流行時にはスクーリングすら実施できないことがある。
- ⇒ 分身ロボットの活用により学習機会及び通学生との交流機会を拡充し、将来の社会参加を目指して社会性を育むことができる。

2 特別支援学校(視覚・聴覚・肢体不自由)にデジタル教科書及び大型提示装置(電子黒板)の配備

(1) 児童生徒用デジタル教科書の配備

県立特別支援学校(視覚・聴覚・肢体不自由)13校の一般学級に在籍する児童生徒用のデジタル教科書を配備する。

- ・ 小学部1年生～2年生: 3教科 国語科、算数科、生活科
- ・ 小学部3年生～高等部: 5教科 国語科、算数(数学)科、理科、社会科、外国語科(英語科)

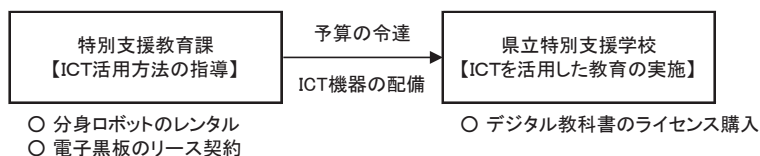
(2) 教師用デジタル教科書及び電子黒板の配備

県立特別支援学校(聴覚)5校に教師用のデジタル教科書及び電子黒板(一般学級の全教室27学級)を配備する。

※ 一般学級とは

- ・ 障がい重複していない児童生徒が在籍し、小学校や中学校、高等学校に準じた教育課程を基本として教育を行っている学級(知的障がいを除く)。
  - ・ 文字を読みとれない、文意の理解が不足する、教科書をめくれないといった学習上の困難性を有するため、障がいのない児童生徒と同程度の進度で授業を行うことが難しい。
- ⇒ デジタル教科書等の活用により、授業進度を改善し学習効率を高め、より深い学びを得る時間を確保することができる。

【事業スキーム図】



3 事業目標等						
成果指標			R2	R3	R4	R5
訪問教育対象の児童生徒の交流の年間実施回数	目標	—	10回程度	10回程度	10回程度	
	実績	3回程度	2.9回			
すべての主要教科の授業でICT機器を活用した学校の割合	目標	—	100%	100%	100%	
	実績	—	100%			

【指標の考え方】

- ・ 訪問教育対象の児童生徒が月1回（長期休業日を除き年間10回程度）通学生との交流を行うことを指標とする。
- ・ 全ての主要教科（国語・数学（算数）・理科・社会（生活）・外国語）でICT機器を活用した学校の割合を指標とする。

【目標達成状況、未達成のときはその理由】

- ・ R3における訪問教育対象の児童生徒と通学生との交流については、コロナ禍のため、訪問教育対象の児童生徒が入所している施設の方針、保護者の意向により面会ができない場合等があり、目標を達成できていない実績値となっている。すべての主要教科の授業でICT機器を活用した学校の割合は、目標を達成できている。
- ・ R4については調査中。

4 有効性 ・ 効率性	【事業の有効性】
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 分身ロボット「OriHime」を活用して遠隔教育を実施することで、訪問教育対象児童生徒と通学生との交流の機会が拡充している。</li> <li>・ デジタル教科書及び電子黒板を活用した学習指導により、児童生徒の学ぶ意欲が喚起され、学習内容の確実な定着につながっている。</li> </ul>
	【事業の効率性】
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ICTの活用により、障がいによる学習上の困難さが軽減され、効率的に学習を進めることができている。また、教員の教材研究の時間確保等にもつながっている。</li> </ul>

5 事業費（千円）	R3決算	R4当初	R5当初	人件費	R3	R4	R5
歳出	24,855	15,358	15,357	時間	316	316	316
（うち一般財源）	13,452	15,358	15,357	人件費（千円）	1,277	1,277	1,277

6 見直しの内容	
継続	（ 拡充 改善（実施方法の大きな変更等を伴うもの） 一部改善 縮小 ）
終了	（ 完了 再構築（他の事業に組み替え） 廃止 ）

【上記の理由】

- ・ 児童生徒の実態が多様化する中、ICTを活用した学習機会の拡充や指導方法等の改善についてニーズが高いため、本事業を継続する。

【見直し内容】

- ・ 分身ロボット「OriHime」の活用状況を把握し、配備校や台数を決定することで、更なる活用を促す。
- ・ 対象学年の児童生徒数を把握し、児童生徒用デジタル教科書及び教師用デジタル教科書を配備することで、確実に活用できるようにする。



(様式1号)

R4年度 事務事業評価書 (既存事業分)

事業名	「学校の新しい生活様式」支援事業 (特別支援学校通学バス運営事業)	部課(室)	教育庁教育振興部 特別支援教育課	事業 開始年度	R3
-----	--------------------------------------	-------	---------------------	------------	----

総合計画	4つの柱	2	誰もが住み慣れたところで働き、長く元気に暮らし、子どもを安心して産み育てることができる	中項目	24	教育の充実
	小項目	3	個性や能力を伸ばす教育の推進	具体的な取組	3	特別支援教育の推進

**1 事業のねらい・目的**

特別支援学校の通学バスの運行台数を増やし、1台当たりの乗車率を下げることで、児童生徒の新型コロナウイルス感染症の感染リスク低減を図る。

**2 事業概要**

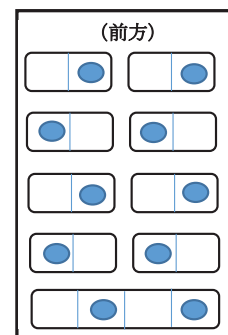
**1 増便の趣旨**

- 特別支援学校の通学バスは、児童生徒の安全上の観点から換気が行われにくく、長時間3密となる恐れがあり、通学バス内は集団感染リスクが極めて高い環境にある。
- 上記環境による新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防ぐため、通学バスを臨時的に増便し、児童生徒の間隔を一定距離空けて乗車させることで、通学バス内の安全な環境の確保を図る。

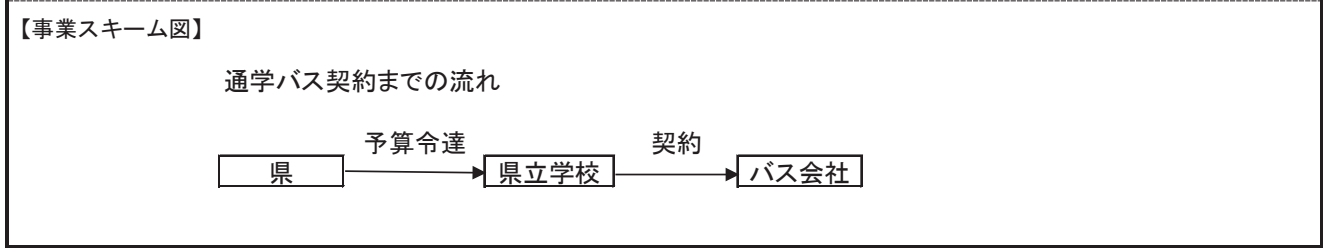
**2 増便の考え方**

児童生徒の間隔を十分に確保するため、隣の座席に空席を設けて前後座席を左右交互に乗車させることを想定して、各通学バス運行コースの乗車率がそれぞれ50%以下となるよう当該コースの増便の要否を決定する。

【乗車イメージ】  
10席/20席



	増便前	増便後
通学バスの運行台数	67台	100台
全コース平均乗車率	74.9%	53.5%
予算額	951,829千円	1,287,699千円



**3 事業目標等**

成果指標		R2	R3	R4	R5
知的障がい及び肢体不自由特別支援学校における通学バス運行率	目標	—	100%	100%	100%
	実績	100%	100%	100%	

【指標の考え方】

- 通学バスの運行により、児童生徒の安全確保及び就学促進に加え、当該児童生徒の保護者の負担軽減を図ることができるため、通学バスの運行率を成果指標とする。

【目標達成状況、未達成のときはその理由】

- R2～R4年度において目標を達成できている。

4 有効性・ 効率性	<b>【事業の有効性】</b> 通学バスの1台当たりの乗車率を下げるにより、児童生徒同士の一定の身体的距離が確保され、感染症拡大防止効果がある他、児童生徒自身、保護者、教職員等が安心感を得ることができている。
	<b>【事業の効率性】</b> 通学バス内の空間に一定のゆとりが確保されることで、感染症対策に加え、児童生徒同士のトラブル等も減少し、より安全に通学することが可能となっている。

5 事業費（千円）	R3決算	R4当初	R5当初	人件費	R3	R4	R5
歳出	1,078,823	1,287,699	1,297,501	時間	628	628	628
（うち一般財源）	925,961	1,119,765	1,129,608	人件費（千円）	2,536	2,536	2,536

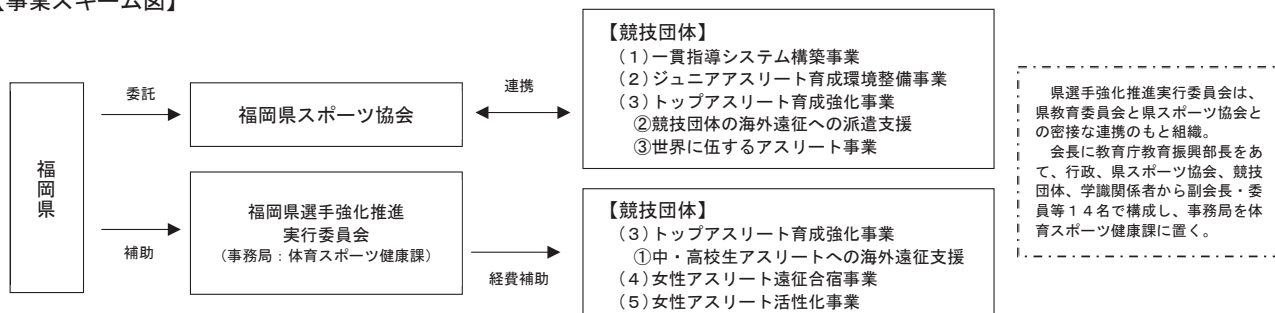
6 見直しの内容	
<input checked="" type="checkbox"/> 継続（ 拡充      改善（実施方法の大きな変更等を伴うもの） <input checked="" type="checkbox"/> 一部改善      縮小 ） <input type="checkbox"/> 終了（ 完了      再構築（他の事業に組み替え）      廃止 ）	
<b>【上記の理由】</b> 依然として、新型コロナウイルス感染症に対する保護者をはじめとする関係者の不安は大きく、3密を防ぎ安心して通学ができるようにするため、今後も通学バスの乗車率を低減させるための取組が必要である。	
<b>【見直し内容】</b> 通学バスの適正な運行のため、コース編成や契約事務等に係る効率的な方法の検討について、引き続き学校と連携を図っていく。	

事業名	ふくおかアスリート育成強化事業		部課(室)	教育庁教育振興部 体育スポーツ健康課	事業 開始年度	H29
総合計画	4つの柱	2	誰もが住み慣れたところで働き、長く元気に暮らし、子供を安心して産み育てることができる	中項目	13	スポーツ立県福岡の実現
	小項目	1	スポーツ立県福岡の実現	具体的な 取組	2	スポーツを推進する人材の育成

1 事業のねらい・目的	<ul style="list-style-type: none"> <li>・タレント発掘事業とジュニア選手所属団体が行う育成を効果的に機能させる。</li> <li>・優秀なジュニアアスリートに対し、早期からトップレベルの競技体験をさせ、国際競技力の向上、成長の可能性の幅を広げる。</li> </ul>
-------------	--

2 事業概要	<p><b>福岡県スポーツ協会への委託事業として(1)・(2)・(3)-②・(3)-③を実施するとともに、福岡県選手強化推進実行委員会の補助事業として(3)-①・(4)・(5)を実施する。</b></p> <p><b>(1)一貫指導システム構築事業</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①指導者の養成を通じた一貫指導システムの構築(※11団体が活用) <ul style="list-style-type: none"> <li>・中央競技団体等が行う研修会に各競技団体のジュニアアスリート指導者を派遣するとともに、県内の指導者に研修内容の共有を図る。</li> <li>(各競技団体(11団体)が行う強化合宿や技術指導講習会で、中央競技団体等が行った研修内容をフィードバックする。)</li> </ul> </li> <li>②競技者の育成を通じた一貫指導システムの構築(※33団体が活用) <ul style="list-style-type: none"> <li>・各競技団体が作成した「競技者育成プログラム」の目標を達成するため、ジュニアアスリートを対象とした各年代が交わる強化合宿や練習会等において、各年代の指導者が情報共有したり、年代を越えたジュニアアスリートが切磋琢磨したりすることで、効果的な育成強化を図る。</li> </ul> </li> <li>③競技者・指導者招聘事業(ジュニアアスリート対象) <ul style="list-style-type: none"> <li>・優秀な指導者を招聘(※9団体が活用) <ul style="list-style-type: none"> <li>小中学生やそのコーチが参加する研修会や強化合宿等に優秀な指導者を招聘することで、競技団体が指導方法を改善し、小中学生育成システムのブラッシュアップとなる。</li> </ul> </li> <li>・優秀な競技者を招聘(※6団体が活用) <ul style="list-style-type: none"> <li>有望な競技団体が、世界レベルで活躍するトップアスリートを招聘した練習会等を実施することで、小中学生の各競技に対する関心や競技力を高めるとともに競技意欲の向上を図る。</li> </ul> </li> </ul> </li> </ul> <p><b>(2)ジュニアアスリート育成環境整備事業</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>使用する競技用具の性能や操作性によって競技結果が左右される競技団体の競技用具等を整備する。</li> </ul> <p><b>(3)トップアスリート育成強化事業</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①中・高校生アスリートへの海外遠征支援 <ul style="list-style-type: none"> <li>国際大会への出場可能性が高いものの、十分な支援が行き届いていないアスリート個人に対して海外遠征等の実施を支援する。</li> </ul> </li> <li>②競技団体の海外遠征への派遣支援 <ul style="list-style-type: none"> <li>指導者、育成強化担当者及び選手(原則として中学生の有望選手)を海外に派遣し、世界のトップレベルを体験させ、「早期から世界に対する高い意識」を醸成し、恒常的にトップアスリート輩出を目指す組織となるよう支援する。</li> </ul> </li> <li>③世界に伍するジュニアアスリート事業 <ul style="list-style-type: none"> <li>有望な選手(中・高校生の有望選手)を中央競技団体が開催する強化練習会等に参加させ、「早期からトップレベルを志す高い意識」を醸成し、恒常的にトップアスリート輩出を目指す組織となるよう支援する。</li> </ul> </li> </ul> <p><b>(4)女性アスリート遠征合宿事業</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・女子競技遠征・主要大会参加</li> <li>・有力・強豪チームとの強化練習会・試合や全国規模の主要大会に参加するため、遠征を実施する。</li> </ul> <p><b>(5)女性アスリート活性化事業</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・女性アスリートに対する強化拠点の整備 <ul style="list-style-type: none"> <li>関係機関や団体の協力を得ながら女性アスリートの練習環境を整備し、女子競技における強化拠点づくりを支援する。</li> </ul> </li> <li>・女性トップ選手の招聘 <ul style="list-style-type: none"> <li>全国及び海外トップレベルの女性アスリート選手を招聘し、県内の女性アスリートと強化練習会・試合等を行う。</li> </ul> </li> <li>・女性コーチ育成・派遣事業 <ul style="list-style-type: none"> <li>女性アスリート指導者の強化活動における成果・諸課題に関する情報交換や、県内各競技団体の県内強化練習会に、中央競技団体の女性競技におけるトップレベルコーチを招聘する。</li> </ul> </li> </ul>
--------	---

## 【事業スキーム図】



3 事業目標等			R3	R4	R5	R6	R7	R8
国民体育大会における男女総合成績順位（総合計画）	成果指標							
	目標	8位以内	8位以内	8位以内	8位以内	8位以内	8位以内	8位以内
国民体育大会における少年種別男女成績順位	実績	中止	8位					
	目標	8位以内	8位以内	8位以内	8位以内	8位以内	8位以内	8位以内
	実績	中止	9位					

【指標の考え方】

- 国民体育大会はトップレベルの選手が出場する都道府県対抗形式の国内最大の総合スポーツ大会であることから、その成績は全国における本県競技力の指標となるものである。

【目標達成状況、未達成のときはその理由】

- 3年ぶりの開催となった国民体育大会では、各競技団体との連携のもと目標である男女総合成績8位入賞を果たすことができた。しかし、少年種別男女成績は、9位であった。次年度以降は少年種別の強化・育成を図りながら目標達成を目指す。

4 有効性・効率性	【事業の有効性】
	<ul style="list-style-type: none"> <li>オリンピックなどの国際大会をはじめ、世界で活躍する本県ゆかりのトップアスリートを育成するために、本事業の継続は不可欠である。</li> <li>本県ゆかりのトップアスリートが活躍することが多くの県民に夢や感動を与え、ひいては、県民生活をより豊かに、福岡県をより元気にする「スポーツ立県福岡」の実現に寄与することができる。</li> <li>有望なジュニアアスリートに効果的な強化活動に向けた支援を行うことで、全国中学校体育大会、全国高校総体及び国民体育大会での上位入賞者の増加が見込まれる。</li> <li>令和4年度全国高校総体において、団体優勝6校・個人優勝7名（延べ）と本事業で支援を行ったジュニア世代のアスリートが活躍を見せた。</li> </ul>
	【事業の効率性】
	<ul style="list-style-type: none"> <li>有望なジュニアアスリート及び競技団体に対して、重点的な支援を行うことによって、より効果的かつ効率的な強化活動が可能となり、オリンピック大会などの国際大会で活躍できる本県ゆかりのトップアスリートを恒常的に輩出することができる。</li> <li>競技用具の性能で競技結果が左右される競技用具等の整備事業や、優秀な指導者や競技者の招聘事業を行うことにより、より高度で効率的な育成につなげることができる。</li> </ul>

5 事業費（千円）	R3決算	R4当初	R5当初	人件費	R3	R4	R5
歳出	53,392	52,654	55,933	時間	560	560	560
（うち一般財源）	45,497	52,654	55,933	人件費（千円）	2,262	2,262	2,262

6 見直しの内容
<input checked="" type="checkbox"/> 継続（ 拡充 改善（実施方法の大きな変更等を伴うもの） <input type="checkbox"/> 一部改善 縮小 ） <input type="checkbox"/> 終了（ 完了 再構築（他の事業に組み替え） 廃止 ）
【上記の理由】
<ul style="list-style-type: none"> <li>ジュニアアスリートへの支援を継続することにより、世界の舞台で活躍する本県出身のトップアスリートが増加し、県民に夢や感動を与える存在となる。</li> </ul>
【見直し内容】
<ul style="list-style-type: none"> <li>新たに各競技団体が策定した中長期強化戦略プランを有効活用し、トップアスリートを輩出するための一貫指導システムを構築させる。また、競技団体等ヒアリングでプランの評価や振り返りを行い、その内容をブラッシュアップしていくことにより、戦略的なアスリートの強化・育成活動の活性化を図る。（+3,279千円）</li> </ul>

(様式1号)

R4年度 事務事業評価書(既存事業分)

事業名	子どもの読書習慣形成・定着支援事業	部課(室)	教育庁教育振興部 社会教育課	事業 開始年度	R3
-----	-------------------	-------	-------------------	------------	----

総合計画	4つの柱	2	誰もが住み慣れたところで働き、長く元気に暮らし、子どもを安心して産み育てることができる	中項目	24	教育の充実
	小項目	2	豊かな心の醸成	具体的な取組	4	読書活動の充実

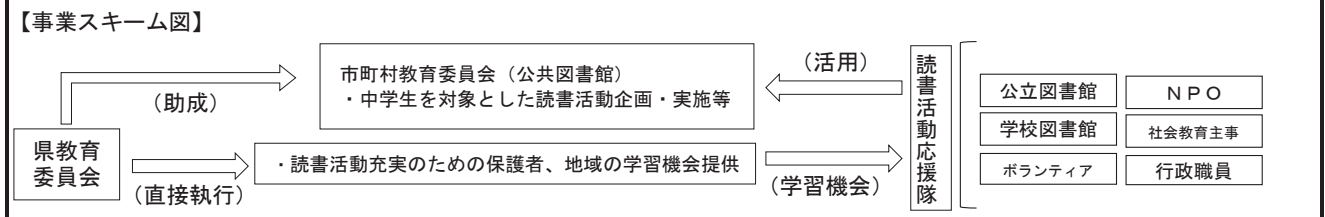
1 事業のねらい・目的  
 発達段階ごとの読書活動の取組を体系的・継続的に実施する市町村を支援し、子どもの読書習慣の形成・定着を図る。

2 事業概要  
 1 市町村への事業補助  
 県の補助要件に沿った読書活動の実施に対する補助  
 <市町村事業例>

<県の補助要件>  
 ア 部活動休養日等の中学生を対象とした読書活動の企画・実施  
 イ 小学生及び保護者・地域を巻き込むプログラムの企画・実施  
 ウ 読書活動応援隊の設置及び活用

実施主体	企画・運営	実施対象	実施内容
市町村 教育委員会 (公共図書館)	読書活動応援隊	小学校低学年	○うちどく ○読み聞かせ
		小学校高学年	○ブックトーク ○読書リーダー養成 ○ビブリオバトル大会
		中学生	○「ノ一部活デーは、図書館へ！」プロジェクト ・年3回程度のイベントを実施 ・イベント等を通じた参加者及び参画者の拡大 ・読書活動応援隊による企画・運営支援 [企画・取組例] (a:きっかけづくり、b:読みたい本発見、c:習慣化) a 図書館DE修学旅行、アスリート等の作品ブックトーク会 b 中学生目線の企画展、部活動生対象「図書館開放デー」 c テーマ別ビブリオバトル大会、中学生による「推し本リスト」作成・発表、本の1分間告知大会、ポップDEアート大会、中学生読書アワード 等
保護者 地域住民 読書関係者	・PTAを対象とした読書啓発講演会を実施 ・うちどくや読み聞かせの方法伝授 ・子どもの「読書バリアフリー」の考え方についての講演 等		

- 2 保護者、地域への学習機会の充実  
 各教育事務所管内の読書活動応援隊を対象とした資質向上研修会の実施  
 ・読書活動に関する地域の実態や課題に応じた研修内容の充実と読書活動応援隊をはじめとする管内関係者のネットワークの構築を図る。
- 3 福岡読書バリアフリー推進計画の策定  
 視覚障がい者等の読書環境の整備の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図る本計画の策定委員会設置及び協議(年2回)  
 ・関係者から意見を聴取し、本計画の内容充実を図る。



3 事業目標等

成果指標		基準(R1)	R3	R4	R5	R6
中学生の不読率	全国平均	34.8%	37.4%	39.0%	-	-
	目標	-	38.1%	37.0%	35.9%	34.8%
	実績	39.2%	39.3%	41.4%	-	-
小学生の不読率	全国平均	18.7%	24.0%	26.3%	-	-
	目標	-	20.4%	19.8%	19.2%	18.7%
	実績	21.0%	24.4%	27.7%	-	-

【指標の考え方】 一日当たり全く読書をしない児童生徒の割合(不読率)について、令和6年度までに中学生は1.1ポイントずつ、小学生は0.6ポイントずつ毎年段階的に低下させ、令和6年度以降中学生は34.8%以下、小学生は18.7%以下を継続する。(R1の全国平均以下)

【目標達成状況、未達成のときはその理由】

令和4年度全国学力・学習調査の質問紙調査の結果によると、目標は未達成である。しかし、本県の小学生の不読率は県：27.7%（国：26.3%）、中学生は41.4%（国：39.0%）と依然として全国を上回っているが、令和元年度に比べて差は縮まってきている。未達成の要因として、考えられるものは以下である。

- ・事業開始が令和3年度からであり、市町村の当該年度中の予算措置が間に合わないこと、年間事業計画の再構築が必要になることなどから、実施市町村数が15市町村に留まったこと
- ・新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、図書館利用の制限や事業縮小等があったこと

4  
有  
効  
性  
・  
効  
率  
性

【事業の有効性】

家庭での読書「うちどく」の実施、小学生読書サポーター等の養成、読み聞かせ、ブックトーク、ビブリオバトルの実施等を15市町村が実施し、不読率改善がみられる市町村や取組の充実が図られている。  
読書活動応援隊等の資質向上を目的とした研修会には374人の参加者があり、ニーズも高く、各地域における読書活動の充実が図られている。

【事業の効率性】

本事業は、小・中学生のみを対象としているものではなく、子どもを取り巻く大人への啓発を含んでおり、学校教育の充実や家庭教育支援等にも資するもので、本事業の推進により、他の施策の下支えが図られるものとする。

5 事業費（千円）	R3決算	R4当初	R5当初	人件費	R3	R4	R5
歳出	6,576	3,627	-	時間	370	370	-
（うち一般財源）	6,576	3,627	-	人件費（千円）	1,495	1,495	-

6 見直しの内容

継続（ 拡充      改善（実施方法の大きな変更等を伴うもの）      一部改善      縮小 ）  
 終了（ 完了       再構築（他の事業に組み替え）      廃止 ）

【上記の理由】

乳幼児期の読書活動事業について、青少年育成課から業務を移管されたことを受け、これまでの取組に加え、対象を乳幼児期も含めたものに拡げて、発達段階に応じた切れ目のない読書活動の充実を図るため。

【見直し内容】

これまでの小・中学校、地域や保護者を対象としていた事業を、乳幼児期の読書活動も補助対象に拡充した上で、より発達段階に応じた効果的な取組を実施する。

事業名	地域学校協働活動事業		部課(室)	教育庁教育振興部 社会教育課	事業 開始年度	H29
総合計画	4つの柱	2	誰もが住み慣れたところで働き、長く元気に暮らし、子どもが安心して産み育てることができる	中項目	24	教育の充実
	小項目	2	豊かな心の育成	具体的な 取組	8	学校、家庭、地域の連携・協働体制の整備、家庭教育支援の充実

**1 事業のねらい・目的**

地域と一体となって子どもの成長と学校を支える体制を整備することを目的とし、ひいては、地域における人づくり・絆づくりに資する。

<目的>

○学校と地域とで学校教育目標や子どもの姿、地域課題等を共有し、課題解決のための実働ができる体制づくりを構築する。

○コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進を図り、地域人材の協力による学校支援活動や放課後等における学習支援・体験活動の充実、安全安心な放課後の居場所づくりを進める。

○教師の働き方改革を推進し、教師が子どもと向き合う時間の確保とともに教育活動の充実に資する体制整備を図る。

**2 事業概要**

**1 地域学校協働活動の推進**

地域学校協働本部を設置し、地域学校協働活動推進員(コーディネーター)が学校との連絡・調整及び各活動の企画・推進等を総合的に行うことで、地域学校協働活動にかかる多様な活動(学校支援、放課後の学習支援・体験活動、地域未来塾等)を円滑に実施する。

**(1) 市町村の校区等における地域学校協働活動の実施(市町村への補助事業)**

- ① 地域学校協働本部の設置  
地域学校協働本部(地域学校協働活動推進員を中心とした組織体)の設置に係る補助  
・地域学校協働活動推進員、協働活動サポーター、ボランティア等で構成
- ② 学校・家庭・地域を取り巻く喫緊の課題解決に向けた多様な活動  
地域学校協働活動本部を中心とし、多様な活動を総合的に実施する本部への補助

**(2) 県立特別支援学校における地域学校協働活動の実施(県直執行)**

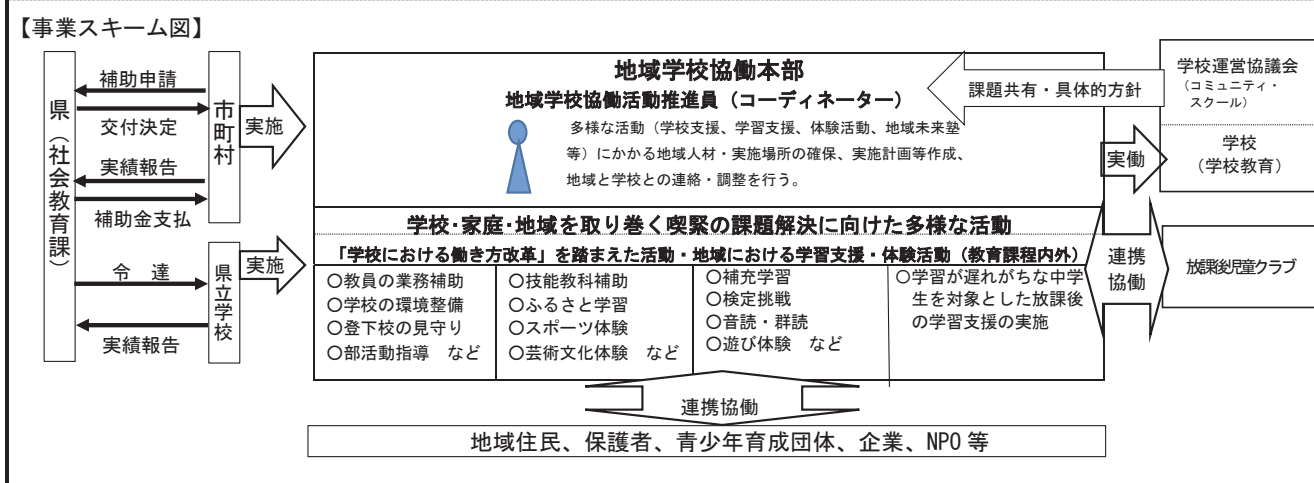
- ① 学校支援  
県立特別支援学校(初等中等部)16校において「地域学校協働本部」を設置し、地域学校協働活動推進員が学校との連絡・調整を行い、各活動の企画・推進等を総合的に行う。

**(3) 県立高校における地域学校協働活動事業の実施(県直執行)**

- ① 地域学校協働活動本部の設置  
地域学校協働本部(地域学校協働活動推進員を中心とした組織体)を設置し、地域連携の窓口となる地域学校協働活動推進員を配置
- ② 学校・家庭・地域を取り巻く喫緊の課題解決に向けた多様な活動  
地域の特色を取り入れた教育活動や地方創生に向けた地域課題解決等の活動を展開する。

**2 地域体制づくりの総合的推進と人材育成の機会提供**

- (1) 事業の総合的推進・評価を行う県域の推進会議の設置  
コミュニティ・スクール、地域学校協働活動の関係者を招集し、県域の実施状況及び推進方策等の検討会議を実施。
- (2) 地域学校協働活動の推進を図るための研修会の実施及び広報活動  
地域学校協働活動の実施にかかる、関係者の資質・能力の向上及び取組の周知を図ることを目的に実施。



**3 事業目標等**

成果指標		H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
地域学校協働活動の実施市町村数 (H29~R1) 地域学校協働活動によるカバー校区数 (R2~R4) 地域学校協働活動推進員の配置数 (R5~)	目標	20	30	40	396	489	570	154
	実績	29 (188校)	35 (275校)	39 (300校)	42 (335校)	51 (395校)	調査中	

【指標の考え方】

- ・令和7（2025）年度までに、県内190本部（指定都市・中核市を除く）に推進員を配置する。
- ・令和4（2022）年度までに、県内570校（指定都市・中核市を除く）をカバーして地域学校協働活動を推進。
- ・令和2（2020）年度からは「地域と一体となった学校づくり推進事業」として実施することとなり、「実施市町村数」を「実施校区数」とした。

【目標達成状況、未達成のときはその理由】

- ・R3年度は、目標の489校に対し、395校と下回っている。
- ・地域学校協働活動未実施校区に対して取組みの広報・啓発、奨励を行っており、徐々に地域学校協働活動の理解が図られているが、コロナ禍で地域との直接交流が難しく、実施できない校区があった。

4 有効性・効率性	<p>【事業の有効性】</p> <p>(1) 地域と学校が連携・協働することで、地域住民の子どもの教育に関わろうとする意識を高め、地域ぐるみで子どもの学力向上や教育環境の醸成につなげている。また、保護者が子育てしながら働きやすい環境をつくることができる。</p> <p>(2) 地域学校協働活動推進員が中心となって地域学校協働活動を実施し、地域住民等と学校との連絡・調整及び各活動の企画・推進等を行うことで、学校支援及び放課後等の学習支援や体験活動をスムーズに行うことができる。</p> <p>(3) 令和4年度全国学力・学習状況調査の結果、小学校の国語、算数、中学校の国語で県平均が全国平均を上回った。今後も引き続き、学習習慣の定着や学力向上に寄与していく。</p> <p>(4) 学校支援・放課後の学習支援は、教職員の働き方改革取組指針にも示すとおり、授業の補助や環境整備等に地域住民等が参画することで、教職員の負担が実質的に軽減される。また、放課後の学習支援として、予習・復習や宿題等の補充学習に取り組むことで、「子どもと向き合う時間」が確保される等学校教育の質の維持・向上につながる。</p>
	<p>【事業の効率性】</p> <p>地域人材や地域資源を活用する仕組みづくりを学校運営協議会と一体的に推進することで学校運営の改善と地域づくりに相乗効果を発揮し、活動が一層進む。</p>

5 事業費（千円）	R3決算	R4当初	R5当初	人件費	R3	R4	R5
歳出	102,654	183,689	132,551	時間	669	756	750
（うち一般財源）	51,462	92,732	67,163	人件費（千円）	2,702	3,053	3,029

6 見直しの内容	<p><input checked="" type="checkbox"/> 継続（ 拡充      改善（実施方法の大きな変更等を伴うもの）      <input type="checkbox"/> 一部改善      縮小 ）</p> <p><input type="checkbox"/> 終了（ 完了      再構築（他の事業に組み替え）      廃止 ）</p>
【上記の理由】	<p>国の補助金を活用してH29年度から地域学校協働活動を実施しており、令和3年度実施状況調査では、395校区で地域活動協働活動を実施している。引き続き、全小中学校での実施を図る必要がある。</p> <p>また、学校支援による教職員の負担軽減、放課後の学習支援等による補習授業による学力の向上、子どもの居場所づくり等の事業効果が期待できることから、市町村からのニーズも非常に高まっている。これからも、地域で子どもの成長と学校を支える体制を整えるために、地域学校協働活動とコミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）との一体的な推進について市町村を支援するとともに、地域学校協働活動事業推進の核となる推進員を全本部に配置し、継続的に活動できる体制の構築を支援する必要がある。</p>
【見直し内容】	<p>○各市町村が事業費を活用しやすくするために、地域学校協働本部の1本部当たりの費用を2段階に設定する。（▲ 51,137千円）</p> <p>（Aタイプ・・・自主的な活動は進んでいるが、推進員の配置に係る支援が必要）</p> <p>（Bタイプ・・・自主的な活動を促し、充実した事業実施にかかる継続的な支援が必要）</p> <p>○地域学校協働活動の継続的・安定的な実施を図るために、本部の整備と推進員の配置促進の強化を図るため補助要件の見直しを行う。</p>



事業名	警察業務デジタル化推進事業		部課(室)	警察本部総務部情報管理課・ 総務課・広報課・警務部教養課	事業 開始年度	R3
-----	---------------	--	-------	---------------------------------	------------	----

総合計画	4つの柱	1	世界を視野に、未来を見据えて成長し、発展する	中項目	5	デジタル社会の実現
	小項目	1	地域社会と行政のデジタル化	具体的な取組	2	行政のデジタル化

1 事業のねらい・目的						
①オンライン環境整備	～	24時間365日申請可能とし、県民の警察署訪問回数を減らす。				
②電子決裁	～	業務の効率化を図り、ペーパーレス化に繋げる。				
③AIチャットボット	～	県民からの問い合わせに24時間365日応答可能とし、県民の利便性向上と業務の合理化を図る。				
④eラーニングシステム	～	各種研修会の効果的な実施により、職員個々の能力向上及び現場執行力を強化する。				
⑤商用Web会議システム	～	各種会議等への効率的な参加を可能とし、警察基盤の強化を図る。				

2 事業概要						
① オンライン環境の整備 (県民コミュニケーションシステム回線) 部外からの申請を受け付ける各係にインターネット端末を配備し、警察行政手続のオンライン化に向けた環境を整備する。						
② 電子決裁機能を備えた文書管理システム等の整備 部内の意思決定に電子決裁を取り入れ、文書受理の迅速化、業務の効率化を図る。また、大画面の外部ディスプレイを導入し、資料等の閲覧性を高める。						
③ AIチャットボットの整備 ホームページ等にAIチャットボットを導入し、各種問い合わせの利便性と県民サービスの向上を図る。						
④ eラーニングシステムの導入 部内ネットワークでのオンライン教養を可能とするeラーニングシステムを導入し、全職員の教養・研修環境の充実を図る。						
⑤ 商用Web会議システム等の導入 無料ソフトの活用により自主開発したシステムから商用システムへの切り替え、事務用パソコンのメモリーの増設により、大人数でのWeb会議を可能とする。また、Web会議に対応した会議録作成支援システムを導入し、音声データの自動的な文書化を可能とする。						

【事業スキーム図】

① オンライン環境の整備 (県民コミュニケーションシステム回線)



② 電子決裁機能を備えた文書管理システム等の整備



③ AIチャットボットの整備



④ eラーニングシステムの導入



⑤ 商用Web会議システム等の導入



3 事業目標等

成果指標		R3	R4	R5	R6	R7	R8
①オンライン環境の整備	目標	運用開始					
	実績	-	-				
②電子決裁	目標	整備	運用開始				
	実績	-	-				
③AIチャットボットアクセス件数	目標	整備					1,000件/月
	実績	1,509件/月	835件/月				
④eラーニングシステムにおける教養資料アップロード件数	目標	-	整備	運用開始			114件
	実績	-	-				
⑤Web会議の年間開催回数	目標	-	整備				400回
	実績	-	-				

【指標の考え方】

- ① オンライン対象業務を設定するにあたり、現時点、法令の改正・警察庁主導によるオンライン化等の課題を県単位では解決できず、対象業務を算出できないことから、成果目標の設定は困難。
- ② 現在、システムで取り扱う対象文書を順次拡大させているところであり、対象文書を限定した運用では、成果指標とすべき電子決裁に係る数値の算出ができないことから、現時点では、成果目標の設定は困難。
- ③ 警察独自でAIチャットボットを整備したのは本県が初めてであり、先行整備した福岡県のチャットボットアクセス件数は、1,100件前後/月で推移していることから、1,000件/月を成果目標として設定。
- ④ 活用が見込まれる警察本部の動画等の教養資料114件のアップロードをR8年までの成果目標として設定。
- ⑤ R2年12月から導入した現システムにおいて年間約300回のWeb会議を開催しており、R8年までに400回のWeb会議の開催を成果目標として設定。

【目標達成状況、未達成のときはその理由】

- ③ 整備当月（R3年6月）は報道発表等で注目が集まり目標を上回った（4,026件）が、その後は減少傾向にあり、R4年12月末現在月平均835件と目標値を下回っており、利用促進に向けた県民への周知を図る必要がある。
- ⑤ R4年9月にWeb会議システムの構築が完了し、10月から運用を開始した。

4 【事業の有効性】

- ② R4年5月から12月における文書管理システムの取扱い文書総件数は338,745件（内電子決裁の件数39,929件）であり、業務の効率化、ペーパーレス化の効果が認められる。
- ③ 県民からの警察業務への問合せに関し、24時間365日対応可能となり、知りたい情報を瞬時に知ることができるなど、県民サービスの向上が図られた。
- ⑤ 交番、駐在所員についても、勤務場所から会議や研修に参加が可能となった。

【事業の効率性】

- ② 電子決裁を活用した意思決定の迅速化により、警察業務が効率的に推進できるとともに、印刷用紙の使用量が抑制されるなど、経費削減にも繋がった。
- ③ インターネット上で各種問合せが可能となったことで、窓口や電話対応等に係る業務の効率化に繋がるなど、限られた警察力の効果的な運用が可能となった。

5 事業費（千円）	R3決算	R4当初	R5当初	人件費	R3	R4	R5
歳出	8,439	104,573	49,214	時間	5,350	7,833	7,833
（うち一般財源）	8,439	104,573	49,214	人件費（千円）	21,604	31,630	31,630

6 見直しの内容

継続（ 拡充 改善（実施方法の大きな変更等を伴うもの）  一部改善 縮小 ）  
 終了（ 完了 再構築（他の事業に組み替え） 廃止 ）

【上記の理由】

- ② 文書管理システム（電子決裁）の利用状況等から、業務の効率化及びペーパーレス化に効果が認められており、引き続き、本事業を推進していく必要がある。
- ③ 警察業務への問合せをインターネット上で24時間365日対応可能とすることで、手軽に問合せができるなど、県民サービスの向上が図られているほか、業務の合理化にも繋がっており、今後も継続する必要がある。
- ⑤ Web会議システムの運用により、従来型の会議に係る労力を削減し、現場執行力の維持に効果が見込まれるため、継続の必要がある。

【見直し内容】

- ② 現在は、システムで扱う文書を限定した運用を行っているため、今後、対象文書を拡大するとともに利用する職員のシステム習熟度を上げていくことで、更なる業務の効率化及び費用の削減が図られる。
- ③ 各種広報媒体を活用して一層周知を図り利用を促進していくほか、翻訳機能の利点を活かして外国人への裾野も広げていく。

(様式1号)

R5年度 事務事業評価書 (既存事業分)

事業名	DV・ストーカー対策事業	部課(室)	警察本部生活安全部 人身安全対策課	事業 開始年度	H18
-----	--------------	-------	----------------------	------------	-----

総合計画	4つの柱	2	誰もが住み慣れたところで働き、長く元気に暮らし、子どもを安心して産み育てることができる	中項目	17	社会的、経済的に厳しい状況にある方への支援
	小項目	1	DV防止対策及び被害者支援	具体的な 取組	1 2	配偶者や交際相手からの暴力防止対策及び被害者支援 ストーカー対策の推進

1 事業のねらい・目的

- ストーカー・DV被害者等の保護対策の推進
- ストーカー・DV事案に係る的確な事件措置及び行政措置の推進
- ストーカー加害者等への精神医学的治療による更生対策の推進

2 事業概要

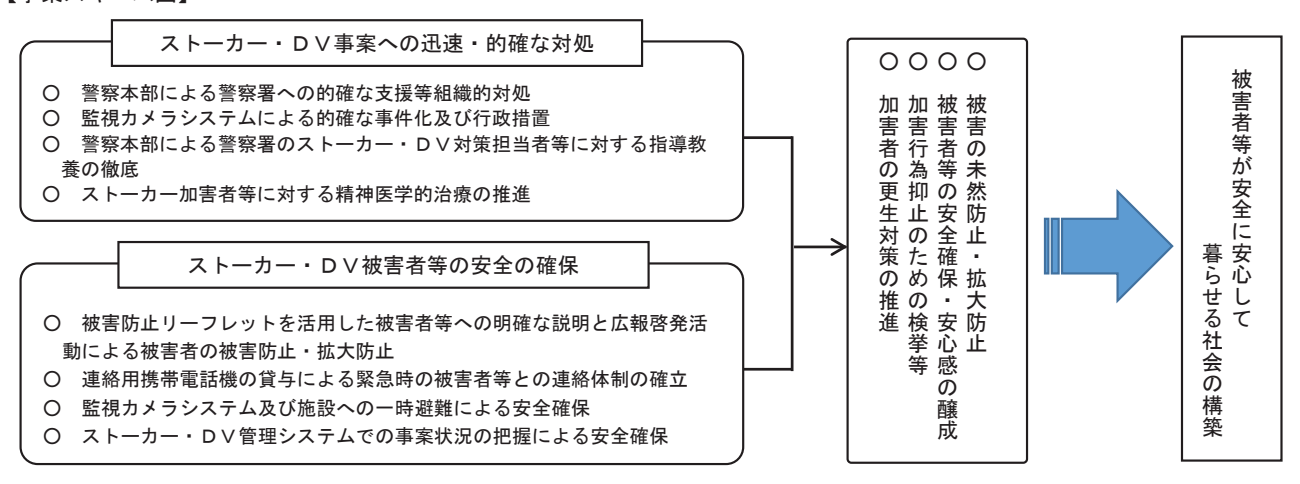
(1) ストーカー・DV事案への迅速・的確な対処

- 事案対処に当たっては、認知の段階から警察署と警察本部が一体となった組織的対処を図る。
- ストーカー行為特定用ドライブレコーダーや監視カメラシステムを活用してストーカー行為の証拠資料を収集し、ストーカー規制法違反による検挙や禁止命令等の行政措置を講じる。
- ストーカー・DV管理システムを的確に運用し、関係情報の組織的な共有・管理を図り、迅速に事案対処する。
- 警察署のストーカー・DV対策担当者及び当直責任者等に対する各種研修、業務指導を行い、現場の事案対処能力の向上を図る。
- 精神医学的見地からのストーカー加害者の更生対策を推進し、医療機関の受診を拒否又は躊躇する加害者に対しては、精神保健福祉士の面談を実施することにより医療機関への受診を促し、再犯・再被害防止を図る。

(2) ストーカー・DV被害者等の安全の確保

- 被害者等に対し、被害防止リーフレットを活用するなどして、警察におけるストーカー規制法及びDV防止法に基づく措置についての説明や防犯指導を行うとともに、防犯教室、街頭キャンペーン等における広報啓発活動も推進し、被害防止・拡大防止を図る。
- 被害者等に対し、必要に応じて位置の特定が可能な連絡用携帯電話機及び緊急通報装置を貸与するほか、危険性・切迫性が高い事案については、監視カメラシステムによる警戒やホテル等への公費による緊急一時避難により、被害者等の安全確保を図る。

【事業スキーム図】



3 事業目標等

成果指標		H30	R1	R2	R3	R4	R5
担当者研修会	目標	4回(100名)	4回(100名)	4回(100名)	4回(100名)	4回(100名)	4回(100名)
	実績	53回(2,810名)	46回(1,770名)	32回(759名)	29回(911名)	31回(775名)	-
巡回業務指導	目標	70回	70回	70回	70回	70回	72回
	実績	70回	70回	17回	22回	42回	-
広報啓発活動	目標	12回(300名)	12回(300名)	12回(300名)	12回(300名)	12回(300名)	12回(300名)
	実績	17回(1,240名)	31回(1,052名)	24回(638名)	16回(443名)	15回(595名)	-

【指標の考え方】

- ストーカー・DV事案に係る「被害の未然防止・拡大防止」「被害者等の安心感の醸成」を目標としているが、実態を表す指標がないことから、活動状況を示す「担当者研修会」「巡回業務指導」を指標とし、平成29年から新たに「広報啓発活動」を追加設定した。
- 担当者研修会は、地区別研修会、各種専科教養等の回数を指標とし、四半期毎の4回を目標値とする。
- 巡回業務指導は、36警察署に対し現場支援等あらゆる機会を活用して業務指導等を行うものであり、72回を目標値とする。(令和5年から72回(1警察署増加、各警察署年2回以上)に変更)
- 広報啓発活動は、街頭活動及び部外向け研修会の回数を指標に設定し、毎月1回(1回25名)を目標値とする。

【目標達成状況】

令和4年12月末現在

- ・ 担当者研修会が目標値4回（100名）のところ、31回（775名）
- ・ 巡回業務指導が目標値70回のところ、42回
- ・ 広報啓発活動が目標値12回（300名）のところ、15回（595名）

という結果になっている。

なお、巡回業務指導については、各警察署担当者に対する個別業務指導のほか、全署員に対する教養も実施している。

巡回業務指導の実施回数が減少した理由は、新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、業務指導等ができなかった期間があるため。

4 有効性・効率性

【事業の有効性】

- ストーカー・DV事案の令和4年12月末の相談等件数は、ストーカー事案が1,351件（前年比-120件）、DV事案が2,620件（前年比+92件）で、依然として高水準で推移している。
- ストーカー・DV事案への対処に当たり、被害者に対してはリーフレットを活用した適切な説明に努めるなどして、自己の置かれた危険な状況を理解させ、加害者に対してはドライブレコーダーや監視カメラシステムを活用してストーカー行為を立証し、各種法令を駆使して的確な事件化、禁止命令の発出、警告を実施するとともに、更生に向けた対策も講じている。

【事案対処状況(令和4年12月末現在)】

- ・ ストーカー規制法に基づく禁止命令：150件（前年比+23件）
- ・ ストーカー規制法違反検挙件数：69件（前年比+17件）
- ・ ストーカー事案の刑法・特別法による検挙件数：135件（前年比-27件）
- ・ DV防止法（保護命令）違反：1件（前年比-1件）
- ・ DV事案の刑法・特別法による検挙件数：853件（前年比-137件）
- ・ 加害者更生に向けた医療機関受診・面談実施件数：46件（前年比+7件）

【事業の効率性】

- 平成31年4月から、24時間3交替制勤務で警察署からの速報受理、助言指導及び現場の支援を行う「初動支援第1～3係」の運用を開始するなど、警察署の支援体制を強化し、他部門と連携した迅速・的確な事案対処を図っている。
- 数年毎に最新機器への更新が可能な監視カメラシステムの活用により、被害者等に安心感を与えると同時に、捜査員による張り込み捜査によらずとも、ストーカー行為の立証が可能となり、捜査効率が向上している。
- 被害防止リーフレットは、関係機関や教育機関との研修会、連絡会議、防犯教室における広報・啓発のための配布資料とするだけでなく、被害者等への警察が執り得る措置や各種手続についての説明資料として活用している。

5 事業費(千円)	R3決算	R4当初	R5当初	人件費	R3	R4	R5
歳出	34,534	32,488	95,608	時間	76,896	74,052	77,849
(うち一般財源)	29,142	28,026	79,066	人件費(千円)	310,507	299,022	314,355

6 見直しの内容

継続( 拡充 ) 改善(実施方法の大きな変更等を伴うもの) 一部改善 縮小 )  
 終了( 完了 再構築(他の事業に組み替え) 廃止 )

【上記の理由】

- 本県におけるストーカー事案の相談件数は、依然として高水準で推移しており、中でもストーカー規制法に基づく禁止命令の発出件数は、令和4年中150件と過去最多である。
- 現在のストーカー対策は、被害者宅に設置する監視カメラシステムの活用や身辺警戒などで被害の未然防止に努めているが、禁止命令の発出件数が急増する中、更なる被害者対策が必要となっている。

【見直し内容】

(監視カメラシステム整備の拡充)

- 監視カメラシステムは、加害者等の人物が接近した場合に、被害者のタブレットと警察のノートパソコン双方で映像をリアルタイムに確認でき、警察のノートパソコンに対する通知機能を有していることから、ストーカー対策に効果的な資機材である。
  - 令和2年に10台配備し運用しているが、禁止命令発出件数の増加に伴い、常に不足状態にあることから、33台の追加配備によりこれまで以上に被害者の安全に万全を期す。( +24,568千円 )
- (部局間の調整・連携)
- ストーカー・DV被害者の一時保護や自立支援を担う女性相談所のほか、DV等に至る根本原因が貧困・アルコール依存・精神障がいである場合は保健福祉事務所等と連携し、各部局がそれぞれの権限を発揮し、問題(原因)の根本解決による再被害防止を図ることで県民が安全に安心して暮らせる社会の構築を目指す。
- (その他)
- 配備済みのストーカー行為特定用ドライブレコーダー、携帯用緊急通報装置等を活用し、ストーカー・DV被害者の安全確保を図る。
  - ストーカー加害者の精神医学的治療による更生対策について、福岡県精神保健福祉士協会と連携し、当県独自の取組である精神保健福祉士の面談制度の活用を図り、医療機関の受診率向上に向けた取組を推進していく。
  - 福岡県宅地建物取引業協会や不動産関連事業者との連携を強化し、より多くの中・長期的な避難場所を確保することにより、被害者等の安全確保を図っていく。
  - 他県警とのデータ連携が可能となる警察庁共通基盤システムへの移行のため、ストーカー・DV管理システム改修 (+38,960千円)

(様式1号)

R4年度 事務事業評価書 (既存事業分)

事業名	サイバー犯罪対策事業	部課(室)	警察本部 生活安全部サイバー犯罪対策課 警備部公安第一課	事業 開始年度	H17
-----	------------	-------	------------------------------------	------------	-----

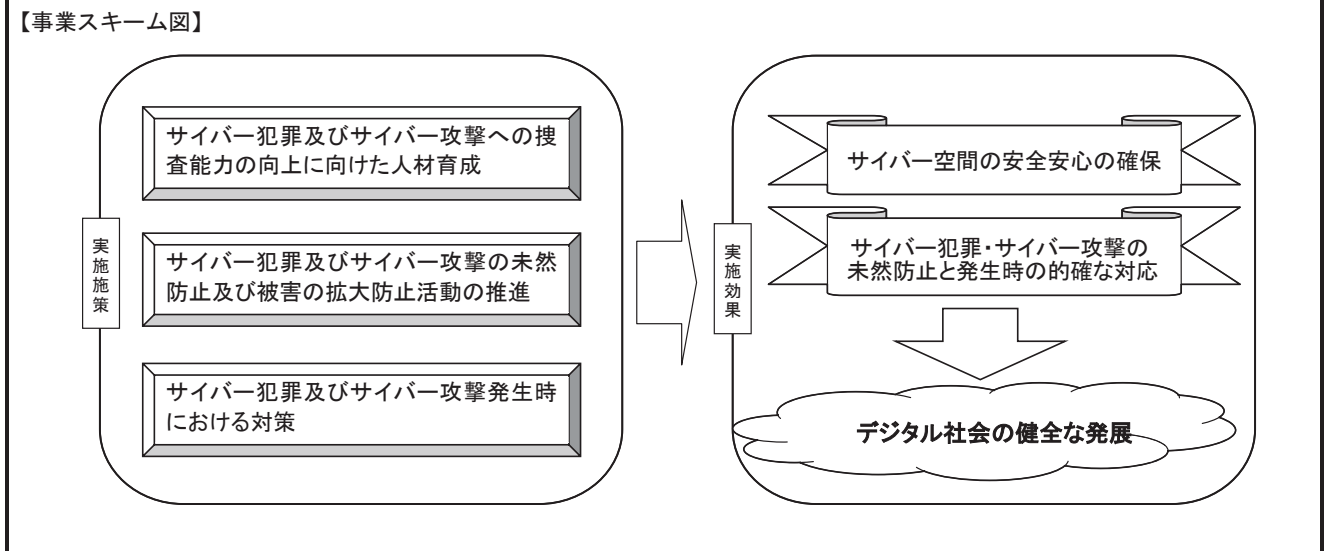
総合計画	4つの柱	2	誰もが住み慣れたところで働き、長く元気に暮らし、子どもを安心して産み育てることができる	中項目	20	安全で安心して暮らせる地域づくり
	小項目	2	犯罪や事故のない地域づくりの推進	具体的な取組	2	サイバー空間の安全確保に向けた対策の推進

1 事業のねらい・目的

- サイバー犯罪やサイバー攻撃への対策を推進することで、県民が安心して利用できる安全なサイバー空間の確保を図る。
- 政府のサイバーセキュリティ戦略を踏まえ、デジタル社会に対応した警察能力を保持する。
- サイバーセキュリティに関する講演や対応訓練の実施により、県民、重要インフラ事業者等のセキュリティ意識や対応能力の向上を図る。
- 政府のサイバーセキュリティ戦略に基づき、産学が持つ高度な知見や技術を活用した諸対策を推進し、サイバー空間の安全・安心の確保を図る。

2 事業概要

- サイバー犯罪及びサイバー攻撃への捜査能力向上に向けた人材育成
  - ・ 予防・検挙活動を行うための前提となるサイバーセキュリティに関する知識の涵養
  - ・ サイバー犯罪及びサイバー攻撃における証拠資料の収集・保全手法である電磁的記録の解析技術を習得
  - ・ 産学の知見や技術を活用したトップレベルのサイバートレーニングの実施
  - ・ 各捜査部門におけるサイバー犯罪捜査の中核となる人材の育成によるサイバー犯罪対処能力の向上
- サイバー犯罪及びサイバー攻撃の未然防止や被害拡大防止活動の推進
  - ・ 重要インフラ事業者等に対する管理者対策（個別訪問、講習会、共同対処訓練等）の実施
  - ・ 重要インフラ事業者等（73事業者）から構成される「福岡県サイバー攻撃対策協議会」を設立。同協議会の枠組みを活用した脅威情報の共有、サイバー攻撃対策セミナーや事業者向け演習の開催を通じて官民連携を推進
  - ・ 県民、中小事業者等を対象としたサイバーセキュリティ講習会の実施
  - ・ サイバー犯罪、サイバー攻撃の未然防止及び被害の拡大防止に向けた広報活動の推進
- サイバー犯罪及びサイバー攻撃の発生時における対策
  - ・ 対処能力の高度化に資する環境の整備
    - ～ 警察施設におけるインターネット環境の整備
    - ～ 最新・高性能の捜査用資機材の整備及び維持管理
  - ・ サイバーパトロールにより、違法情報・有害情報の収集活動を推進
  - ・ 日々高度化・巧妙化するサイバー犯罪への迅速・的確な対処



3 事業目標等

成果指標		R1	R2	R3	R4	R5	R6
サイバー犯罪対策に係る福岡県警察ホームページのアクセス数	指標	100,000件	100,000件	300,000件	300,000件	300,000件	300,000件
	実績	105,498件	135,516件	369,914件	366,457件	-	-
サイバー攻撃対策における管理者対策実施回数	目標	240回	240回	240回	150回	150回	150回
	実績	268回	142回	127回	190回	-	-

【指標の考え方】

- ・ 県民のサイバー犯罪への関心を高めることが犯罪被害の抑止につながることから、その関心度を測定するものとして、県警ホームページ内に設置しているサイバー犯罪対策ページ(インターネットで公開)のアクセス数を設定する。
- また、重要インフラ事業者等のサイバー攻撃への関心と情報セキュリティ意識を高めることが被害の未然防止につながることから、サイバー攻撃の未然防止の指標として重要インフラ事業者等に対する管理者対策の実施回数を設定する。
- なお、管理者対策の実施回数については、県内重要インフラ事業者等(73事業者)に年間2回以上訪問することを前提として150回に修正する。

【目標達成状況、未達成のときはその理由】

- ・ 令和3年の「サイバー犯罪対策に係る福岡県警察ホームページのアクセス数」は前年比-3,457件、「サイバー攻撃対策における管理者対策実施回数」は前年比+63回である。
- ・ サイバー犯罪対策に係る福岡県警察ホームページのアクセス数が目標値を上回ったのは、令和3年から運用を開始したサイバー犯罪対策課公式SNS(Twitter、Instagram)において最新の手口・傾向等を積極的に発信したため、リンク先であるホームページの閲覧件数が増加したものと考えられる。
- ・ サイバー攻撃対策における管理者対策実施回数については、「福岡県サイバー攻撃対策協議会」発展改組作業に伴う事業者訪問活動の増加により、目標値を大きく上回ったものである。

4  
有効性・効率性

【事業の有効性】

- ・ サイバー犯罪対策及びサイバー攻撃対策に従事する捜査官を、民間事業者が開催する研修会に参加させ、情報通信技術に関する最新の知識・技術を習得させることで、日々変化するサイバー空間の脅威に的確に対処している。
- ・ 各部門におけるサイバー犯罪捜査の中心的役割を担う人材を育成することで、事件内容に応じた捜査が可能となる。
- ・ SNSや県警ホームページを活用し、不正送金やフィッシング、コンピュータウイルス事案など県民や企業の脅威となり得る情報をタイムリーに発信し、県民のセキュリティ意識の向上を図っている。
- ・ 重要インフラ事業者等を対象としたサイバーセキュリティに関する講演や共同対処訓練を実施することで、事業者のサイバー攻撃への対応能力向上に努めている。
- ・ サイバーパトロールシステムを各警察署等に配備することで、インターネット上の違法情報・有害情報を把握し、迅速・的確な捜査が可能となるなど、サイバー空間の安全・安心の確保に寄与している。
- ・ サイバー空間の脅威に関する情報の収集・分析及び高度な知見や技術を有する民間企業、研究機関等産学との共同オペレーションにより、日々高度化する情報技術やサイバー事案の新たな手口の解明が可能となる。

【事業の効率性】

- ・ 高度な知識・技術を持った人材を育成することで、資機材の効果的な活用、新たな捜査手法の解明や各捜査部門の捜査員に対する指導が可能となっている。
- ・ サイバー空間における様々な脅威に迅速かつ的確に対処するためには、民間知見の活用が必要不可欠であることから、サイバー犯罪対策テクニカルアドバイザーを委嘱し、サイバー犯罪捜査に資する高度な情報技術について助言を受けるなど事業の効率化を図っている。
- ・ 高性能資機材の効果的な活用により、これまで困難であった通信履歴等の大容量データの分析が容易となり、捜査や対策に寄与している。

5 事業費(千円)	R3決算	R4当初	R5当初	人件費	R3	R4	R5
歳出	58,117	52,156	48,910	時間	38,955	46,095	46,620
(うち一般財源)	30,548	27,576	25,348	人件費(千円)	157,301	186,132	188,252

6 見直しの内容

継続( 拡充 ) 改善(実施方法の大きな変更等を伴うもの) 一部改善 縮小 )  
 終了( 完了 再構築(他の事業に組み替え) 廃止 )

【上記の理由】

デジタル化の進展等に伴い、サイバー空間は全国民が参画する公共空間へと変貌を遂げ、実空間とサイバー空間が融合した社会が現実化する中、県民の安全・安心及び経済の健全な発展を確保するために、サイバー空間の脅威に的確に対処するための環境の整備やサイバー人材の高度化等サイバー事案対処能力の高度化を継続して進める必要がある。

また、サイバー犯罪・サイバー攻撃の対象となる県民、中小事業者、重要インフラ事業者等にサイバー空間の脅威に対する理解を深めるため、セキュリティ意識の向上に向けた取組を強化する必要がある。

【見直し内容】

- ・ サイバー攻撃事案の対処・捜査を担当する捜査員の技術力を高めるため、eラーニングシステムと連動したハンズオン研修や、サイバー事案捜査に不可欠である情報技術の解析に資する最先端かつ高度な技術を着実かつ効率的に習得するための研修を受講(+5,557千円)

(様式1号)

R4年度 事務事業評価書 (既存事業分)

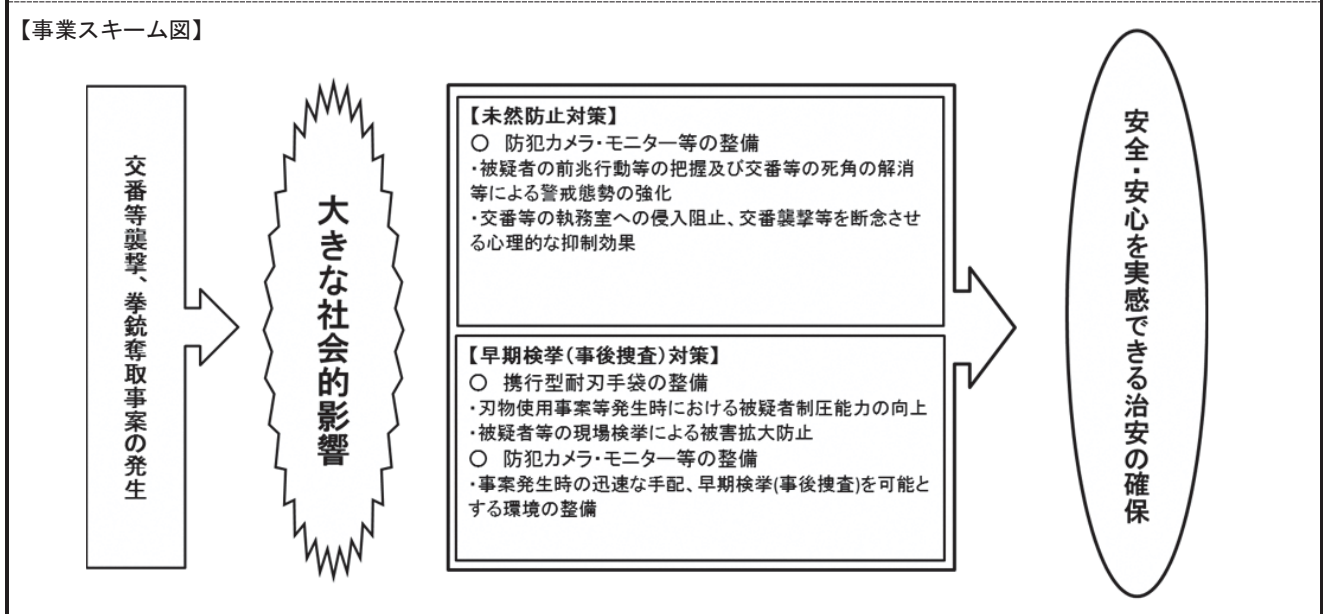
事業名	交番施設等における安全対策強化事業		部課(室)	警察本部地域部 地域総務課	事業 開始年度	R2
総合計画	4つの柱	2	誰もが住み慣れたところで働き、長く元気に暮らし、子どもを安心して産み育てることができる	中項目	20	安全で安心して暮らせる地域づくり
	小項目	2	犯罪や事故のない地域づくりの推進	具体的な取組	1	県民の身近で発生する犯罪の抑止対策の推進

1 事業のねらい・目的

- 交番等襲撃事案の未然防止 ~ 県民の安全・安心を確保するための活動拠点である交番等施設の安全対策の強化
- 社会に与える影響・不安感の早期除去 ~ 事案発生時の迅速な手配、早期検挙(事後捜査)を可能とする環境の整備

2 事業概要

- 防犯カメラ・モニター等の再整備 (全ての交番・駐在所等(333所)に防犯カメラ等を整備)
  - ・ 不審者の早期発見等による交番等襲撃事案の未然防止
  - ・ 事案発生時における被疑者の早期特定と迅速な手配等による事態の早期解決
- 携行型耐刃手袋の整備 (街頭活動する地域警察官への整備)
  - ・ 刃物使用事案等発生時における被疑者制圧能力向上
  - ・ 被疑者等の現場検挙による被害拡大防止



3 事業目標等

本事業は、交番施設等における安全対策を強化することにより、交番等襲撃事案及び拳銃奪取事案の未然防止を図るとともに、事案発生時における被疑者の早期特定等の事後対策を目的としており、その達成度を示す統計数値はなく、具体的な成果指標の設定は困難である。

4 有効性・効率性

【事業の有効性】

- ・ 防犯カメラ・モニター等の再整備に伴い、カメラの台数、設置箇所を見直し、施設の死角を解消することで、交番等襲撃を企図する者に対し「見られている(かもしれない)」という心理を働かせ、犯行を抑止するとともに、勤務員もそのような者の施設周辺及び敷地内への接近を早期に察知することができ、不意の攻撃等に対して早期対応が可能となることで、負担の軽減につながっている。
- ・ カメラ映像については、常時自動録画しており、事案発生時における迅速な手配・早期検挙(事後捜査)等の効率化に寄与している。
- ・ 携行型耐刃手袋の整備は、勤務員の被疑者制圧能力を向上させ、交番在所時や街頭活動中の突発的な刃物使用事案に即応でき、また、受傷事故に対する不安を軽減することで、現場での積極的な職務執行に貢献している。

【事業の効率性】

- ・ 防犯カメラシステムは、リース契約を締結しているため、購入契約に比べ1年当たりの経費を抑えられ、また、数年ごとに最新機器への更新が可能で、安全対策の高度化が効率的に推進できる。

5 事業費（千円）	R3決算	R4当初	R5当初	人件費	R3	R4	R5
歳出	22,996	22,828	30,240	時間	9,120	9,438	9,438
（うち一般財源）	22,996	22,828	30,240	人件費（千円）	36,827	38,111	38,111

6 見直しの内容
<p> <input checked="" type="radio"/> 継続 <input type="radio"/> 拡充 <input type="radio"/> 改善（実施方法の大きな変更等を伴うもの） <input checked="" type="radio"/> 一部改善 <input type="radio"/> 縮小 <input type="radio"/> 終了（完了） <input type="radio"/> 再構築（他の事業に組み替え） <input type="radio"/> 廃止 </p>
<p>【上記の理由】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>住民の身近な存在であるべき交番等での警察官襲撃事案の発生は、地域社会に大きな不安を与え、また、交番等在所時や街頭活動中において、刃物を把持した相手と対峙する事案も依然として発生している。同様の事案は今後も発生するおそれがあり、このような事案に的確に対応し、地域住民の安全・安心を確保していくためには、継続して本事業による安全対策を推進していく必要がある。</li> </ul>
<p>【見直し内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>現在の資機材について、随時、その活用状況の検証・見直しを行って効果的な運用を図るとともに、社会の変化に対応するため、先端技術の導入についても検討するなど安全対策の高度化を推進する。</li> <li>事業初年度に配分した耐刃手袋が耐用年数を経過することから、職務執行中の受傷事故防止を徹底するため、耐刃性能が低下した耐刃手袋に対して適切に更新を行う。（+7,368千円）</li> </ul>



(様式1号)

R4年度 事務事業評価書 (既存事業分)

事業名	証拠物件管理システム整備事業		部課(室)	警察本部刑事部 刑事総務課	事業 開始年度	H29
-----	----------------	--	-------	------------------	------------	-----

総合計画	4つの柱	2	誰もが住み慣れたところで働き、長く元気に暮らし、子どもを安心して産み育てることができる	中項目	20	安全で安心して暮らせる地域づくり
	小項目	2	犯罪や事故のない地域づくりの推進	具体的な取組	1	県民の身近で発生する犯罪の抑止対策の推進

**1 事業のねらい・目的**

- 刑事訴訟法等の一部改正に伴う証拠物件の増加に的確に対応
- 証拠物件の適切な取扱いによる裁判における立証に対応
- 業務の合理化・効率化による現場捜査力の強化～県内治安の向上

**2 事業概要**

○ 証拠物件管理システムの導入

1 証拠物件管理システムとは  
証拠物件の押収から保管、管理、取調べ・鑑定等に係る出納、送致・還付等処分に係る払出状況を証拠物件に貼付したQRコードの読み取りにより一元的に管理するシステム

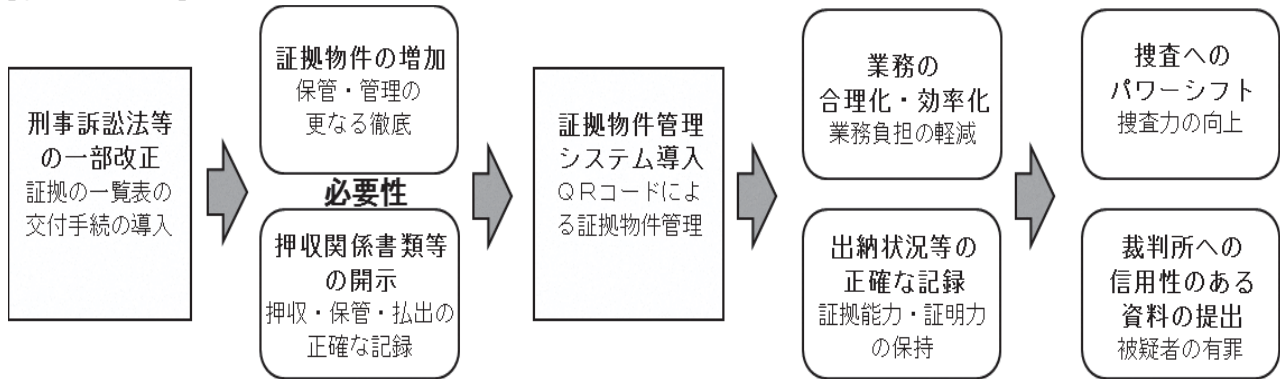
2 システムの主な機能

- (1) 証拠物件管理業務  
出納・払出の自動記録及び一覧表示(取扱者・取扱日時等)、保管状況の確認(短期から長期への保管区分の変更)
- (2) 証拠物件の検索  
QRコード、事件名、保管期間、キーワードによる検索
- (3) 警告機能  
事件引継後の未入庫、出納時の未返納、短期保管の滞留、点検期限の切迫、時効送致時期の切迫
- (4) 帳票印字機能(オフライン)  
証拠物件管理票、任意提出書、領置調書等の押収関係書類、証拠物件管理簿、鑑定物件出納簿等の証拠物件管理書類等
- (5) その他の機能  
アクセス権の指定、事件の秘匿設定、合同捜査事件等部門間の管理、当直による一時権限委譲措置

3 システムの主な効果

- (1) 書類作成の負担軽減～事件情報、証拠物件の品目等の登録情報が帳票印字機能により他の帳票に反映
- (2) 確実な記録～出納、払出等の自動記録、簿冊の作成・記載の省力化
- (3) 点検業務の合理化・効率化～警告機能による未返納の証拠物件等の把握、QRコードの読み取りによる効率的な点検作業

【事業スキーム図】



**3 事業目標等**

成果指標		H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
証拠物件管理システムの整備	目標	整備完了	完全移行	完全運用				継続運用
	実績	整備完了	完全移行	完全運用				

【指標の考え方】

証拠物件の取扱い及び保管の適正性の担保及び効率化による捜査へのパワーシフトを図るため、これまで警察が保管してきた全ての証拠物件に関する情報を証拠物件管理システムに登録し、令和元年以降、当該システムの完全運用を開始した。

【目標達成状況、未達成のときはその理由】

証拠物件管理システムについては、平成30年1月、警察本部刑事総務課において試験運用を実施。同年2月、西警察署及び久留米警察署において試行運用後、同年3月から警察本部を含め全ての警察署において運用を開始し、令和元年に整備が完了した。

4	有効性・効率性	<p>【事業の有効性】</p> <p>1 捜査へのパワーシフトが実現 証拠物件の保管及び出納手続の簡素化、証拠物件に関する作成書類の負担軽減、証拠物件の返却状況などの点検の負担軽減が図られ、捜査へのパワーシフトが実現。</p> <p>2 管理簿冊の削減 これまで県警全体で年間約450冊作成する必要があった証拠物件の管理簿冊を、約70冊に縮減（約-380冊）。</p> <p>3 裁判への対応 証拠物件の出納状況等が正確に記録されるため、裁判で証拠物件の取扱いが争点となった場合、正確かつ信用性のある資料の提出が可能である。</p>																																																										
		<p>【事業の効率性】</p> <p>1 捜査へのパワーシフト 警察署の管轄によって、事件の発生状況・内容が異なる上、押収・保管する証拠物件も多種多様であることから、全体的な事業効果を数値で示すことはできないが、下記検証結果のとおり効率性が認められる。</p> <p>○ 効率性に関する検証結果 証拠物件50品を押収した事件を1つ想定し、本システム整備前後について、当該証拠物件に関して一般的に実施する作業の所要時間を検証した結果、約118分短縮したことが認められる。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="5">～窃盗事件の犯人を逮捕し、被害品（証拠品）50品を押収した場合を想定～</th> </tr> <tr> <th>No.</th> <th>下記一連の作業の所要時間を検証</th> <th>整備前</th> <th>整備後</th> <th>短縮</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>押収した証拠品50品を保管</td> <td>70分</td> <td>51分</td> <td>19分</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>犯人の取調べで使用するため証拠品10品を出庫し、取調べ終了後に入庫</td> <td>15分</td> <td>5分</td> <td>10分</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>被害者へ証拠品の一部を返還するため、証拠品10品を出庫</td> <td>24分</td> <td>6分</td> <td>18分</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>他の警察署へ証拠品の一部を引き継ぐため、証拠品10品を出庫</td> <td>15分</td> <td>4分</td> <td>11分</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>他の警察署から引継ぎを受けた証拠品10品を保管</td> <td>14分</td> <td>8分</td> <td>6分</td> </tr> <tr> <td>6</td> <td>検察庁へ事件を送致したことにより、証拠品30品の保管の区分を変更</td> <td>18分</td> <td>3分</td> <td>15分</td> </tr> <tr> <td>7</td> <td>証拠品30品を封印</td> <td>47分</td> <td>33分</td> <td>14分</td> </tr> <tr> <td>8</td> <td>証拠品50品の状態（保管中・返還済み・鑑定中等）を確認</td> <td>10分</td> <td>2分</td> <td>8分</td> </tr> <tr> <td>9</td> <td>証拠品30品を点検</td> <td>39分</td> <td>22分</td> <td>17分</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>所要時間の合計</td> <td>252分</td> <td>134分</td> <td>118分</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 管理簿冊の削減 県警全体で保有している証拠物件の管理簿冊の冊数は、過去約3,200冊であったが、システム導入以降は約490冊に削減することができた。</p> <p>3 裁判への対応 「証拠物件に犯人以外の者のDNA型が混入したのではないかな。」など、裁判で証拠物件の取扱い状況が争点となった場合、証拠物件に貼付したQRコードの読み取り及び取扱者の指紋認証により、「いつ、誰が、どのような理由で、どの事件のどの証拠物件を取り扱ったのか。」が正確に記録されている資料を提出することができる。</p>	～窃盗事件の犯人を逮捕し、被害品（証拠品）50品を押収した場合を想定～					No.	下記一連の作業の所要時間を検証	整備前	整備後	短縮	1	押収した証拠品50品を保管	70分	51分	19分	2	犯人の取調べで使用するため証拠品10品を出庫し、取調べ終了後に入庫	15分	5分	10分	3	被害者へ証拠品の一部を返還するため、証拠品10品を出庫	24分	6分	18分	4	他の警察署へ証拠品の一部を引き継ぐため、証拠品10品を出庫	15分	4分	11分	5	他の警察署から引継ぎを受けた証拠品10品を保管	14分	8分	6分	6	検察庁へ事件を送致したことにより、証拠品30品の保管の区分を変更	18分	3分	15分	7	証拠品30品を封印	47分	33分	14分	8	証拠品50品の状態（保管中・返還済み・鑑定中等）を確認	10分	2分	8分	9	証拠品30品を点検	39分	22分	17分	計	所要時間の合計	252分
～窃盗事件の犯人を逮捕し、被害品（証拠品）50品を押収した場合を想定～																																																												
No.	下記一連の作業の所要時間を検証	整備前	整備後	短縮																																																								
1	押収した証拠品50品を保管	70分	51分	19分																																																								
2	犯人の取調べで使用するため証拠品10品を出庫し、取調べ終了後に入庫	15分	5分	10分																																																								
3	被害者へ証拠品の一部を返還するため、証拠品10品を出庫	24分	6分	18分																																																								
4	他の警察署へ証拠品の一部を引き継ぐため、証拠品10品を出庫	15分	4分	11分																																																								
5	他の警察署から引継ぎを受けた証拠品10品を保管	14分	8分	6分																																																								
6	検察庁へ事件を送致したことにより、証拠品30品の保管の区分を変更	18分	3分	15分																																																								
7	証拠品30品を封印	47分	33分	14分																																																								
8	証拠品50品の状態（保管中・返還済み・鑑定中等）を確認	10分	2分	8分																																																								
9	証拠品30品を点検	39分	22分	17分																																																								
計	所要時間の合計	252分	134分	118分																																																								

5 事業費（千円）	R3決算	R4当初	R5当初	人件費	R3	R4	R5
歳出	12,960	12,980	12,540	時間	510	515	515
（うち一般財源）	12,960	12,980	12,540	人件費（千円）	2,060	2,080	2,080

6 見直しの内容
<p>（継続）（ 拡充      改善（実施方法の大きな変更等を伴うもの）      一部改善      縮小 ）</p> <p>終了（ 完了      再構築（他の事業に組み替え）      廃止 ）</p>
<p>【上記の理由】</p> <p>現在、警察では本システムにより登録されている証拠物件の点数が昨年から約2万点増加し、約18万点で推移している現状である。今後引き続き押収する証拠物件も含め、その取扱い状況を正確に記録して適正に管理するためには、本システムを一部改善した上で事業の継続が必要不可欠である。</p>
<p>【見直し内容】</p> <p>システム処理の向上等、現場からの意見要望を踏まえたシステムの改善を行う。（▲440千円） システムの効果的かつ効率的な利用に向け、職員への正確な入力方法や改善点に関する指導教養を徹底する。</p>

事業名	重要凶悪事件捜査基盤強化事業		部課(室)	警察本部刑事部 鑑識課・捜査第一課	事業 開始年度	H23
総合計画	4つの柱	2	誰もが住み慣れたところで働き、長く元気に暮らし、子どもを安心して産み育てることができる	中項目	20	安全で安心して暮らせる地域づくり
	小項目	2	犯罪や事故のない地域づくりの推進	具体的な取組	3	重要凶悪事件の徹底検挙

**1 事業のねらい・目的**

重要凶悪事件等の検挙に向け初動捜査の充実を図るとともに、新たな司法制度に的確に対応する捜査環境を整備することで、客観証拠に基づいた事案の解明・犯人の検挙を推進し、安全・安心を実感できる治安の確保を図る。

**2 事業概要**

**1 DNA型鑑定資料の収集強化**

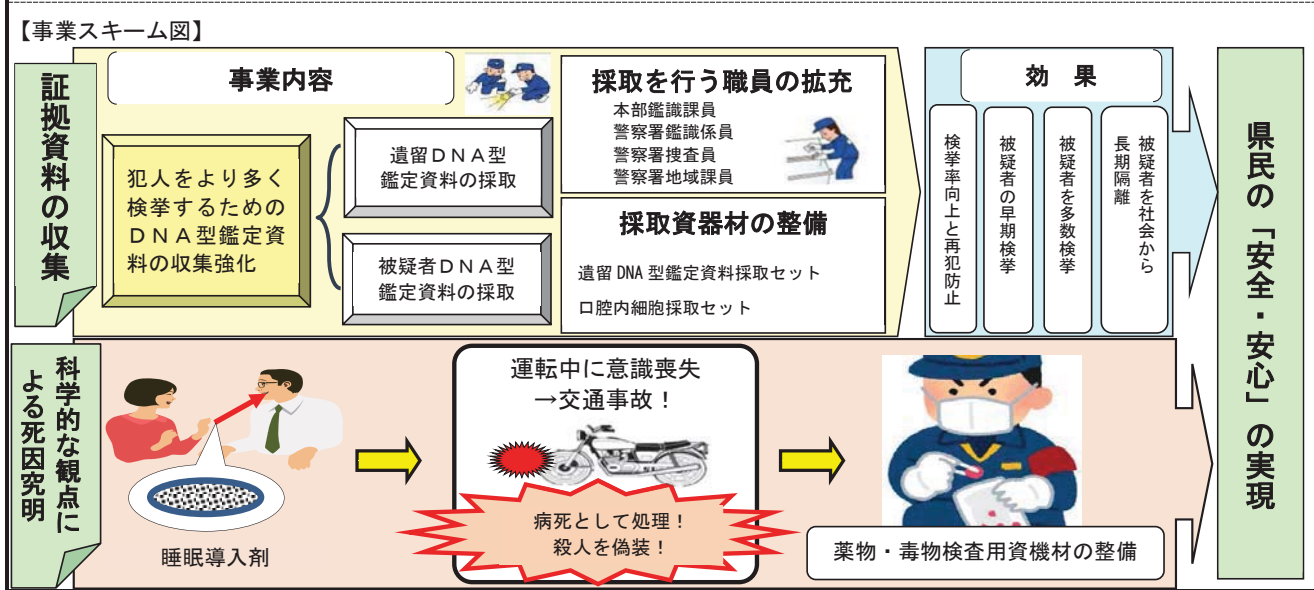
- 遺留DNA型鑑定資料の収集強化  
犯行現場のDNA型鑑定資料の収集強化を図るため、早期に現場臨場する警察署の鑑識係員や捜査員、地域課員による採取が可能となるよう必要な資器材を整備
- 被疑者DNA型鑑定資料の収集強化  
より多くの被疑者からのDNA型鑑定資料の採取が可能となるよう必要な資器材を整備

**2 薬物・毒物等検査用資器材の整備**

- 県警察が取り扱う死体のうち、犯罪死の見逃しにつながるおそれがある「死因不詳の病死死体」に対して、検査用資器材による薬物・毒物検査等を実施
- 科学的な根拠に基づく死因究明により、被疑者の早期検挙を目指すとともに、遺族に対し適切な死因を説明。

**3 現場画像VR化システムの整備**

- 事件現場において、現場の全方向を自動的に撮影し、当該撮影データをVR化することで、事件当時の現場の状況を再現する資器材を整備



**3 事業目標等**

成果指標		H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7
遺留DNA型鑑定資料の採取	目標	12,500点	12,500点	12,500点	12,500点	12,500点	12,500点	12,500点	12,500点	12,500点	12,500点
	実績	12,496点	11,097点	11,633点	13,162点	10,985点	11,504点	10,344件			
被疑者等DNA型鑑定資料の採取	目標	5,000件	7,000件	7,000件	7,000件	7,000件	5,000件	5,000件	5,000件	5,000件	5,000件
	実績	7,957件	7,788件	7,466件	5,744件	5,046件	4,542件	3,977件			

**【指標の考え方】**

- ・ 「遺留DNA型鑑定資料の採取」の活動実績の指標として採取点数を設定した。
- ・ 「被疑者等DNA型鑑定資料の採取」の活動実績の指標として、本県での被疑者等DNA型鑑定資料の鑑定件数を設定した。
- ・ 「遺留DNA型鑑定資料の採取」の令和4年目標採取点数及び「被疑者等DNA型鑑定資料の採取」の令和4年目標採取件数は、前年と同様とした。

【目標達成状況、未達成のときはその理由】

○ 遺留DNA型鑑定資料の採取  
「遺留DNA型鑑定資料の採取」については、年間目標数値を12,500点に設定して取り組んでいたが、令和4年は、10,344点採取と前年より採取件数が減少していることから令和5年の年間目標は、前年同様12,500点とし、減少傾向を改善するペースでの採取を進めていく。

○ 被疑者等DNA型鑑定資料の採取  
「被疑者等DNA型鑑定資料の採取」については、平成29年から年間目標数値を7,000件に設定して取り組んでいたが、令和2年は5,046件、令和3年は4,542件に減少した。減少の理由は、警察庁への鑑定嘱託件数が年々増加し、相対的に本県での鑑定件数が減少したことによる。令和4年は警察庁への鑑定嘱託数増加を考慮し、年間目標数値を5,000件としているところ、3,977件採取していることから、令和5年も引き続き同様のペースで採取を進めていく。

4 有効性・効率性

【事業の有効性】

1 DNA型鑑定資料の収集強化  
採取したDNA型鑑定資料は、鑑定後、被疑者DNA型記録と遺留DNA型記録をデータベースに登録することで、殺人事件等の凶悪事件や窃盗事件等の身近な犯罪の解決に多大な効果を上げており、犯人の割り出しや余罪の確認等にも活用されるなど、現在の犯罪捜査において必要不可欠なツールとなっている。裁判員制度の導入など犯罪捜査を取り巻く情勢の変化により客観証拠を重要視した捜査が求められ、DNA型資料を始めとした客観証拠は、犯罪の立証に重要な役割を担っている。

2 薬物・毒物等検査用資機材の整備  
○ 複雑、巧妙化する殺人事件に対し、初動段階で事件性的確かな判断を行うため、科学的手法に基づく死因究明を推進することで、事案の真相解明と犯人の早期検挙の実現が可能となる。  
○ 遺族に対し、科学的な根拠に基づく死因説明ができるなど、遺族感情にも配慮した対応が可能となっている。

3 現場画像VR化システムの整備  
事件の長期化に備えるため、現場の状況を網羅的に撮影し、撮影した画像を3D化、更にVR化するシステムを導入することで長時間が経過した後も現場を原寸大で再現することが可能となる。

【事業の効率性】

1 DNA型鑑定資料の収集強化  
採取したDNA型鑑定資料については、登録されたデータベースと照合することにより、早期に事件の被疑者や同一犯による事件が判明するなど効率的かつ効果的な捜査が可能となっている。

2 薬物・毒物等検査用資機材の整備  
専用の資機材を使用することで、科学的な視点から死因究明を行うとともに、事件性の有無を早期に判断することが可能となっている。

3 現場画像VR化システムの整備  
事件発生直後の現場の状況を長期間保存できるなど、事件が長期化した場合でも的確な捜査が可能となる。

5 事業費（千円）	R3決算	R4当初	R5当初	人件費	R3	R4	R5
歳出	23,539	23,926	24,109	時間	5,715	4,939	4,939
（うち一般財源）	11,769	12,133	12,582	人件費（千円）	23,078	19,944	19,944

6 見直しの内容

継続（ 拡充 改善（実施方法の大きな変更等を伴うもの） 一部改善 縮小 ）  
終了（ 完了 再構築（他の事業に組み替え） 廃止 ）

【上記の理由】

1 DNA型鑑定資料の収集強化  
DNA型鑑定やDNA型データベースの拡充は、犯罪捜査に必要な不可欠なものであり、DNA型鑑定資料を採取するための資器材の整備を図るための本事業は今後も継続する必要がある。

2 薬物・毒物等検査用資機材の整備  
科学的な根拠に基づく死因究明は、今後も継続的に求められることから、徹底した死因究明に向け、本事業を継続する必要がある。

3 現場画像VR化システムの整備  
殺人罪等の時効撤廃に伴い、今後想定される事件の長期化に対し、的確に対応する必要がある。

【見直し内容】

1 DNA型鑑定資料の収集強化  
採取方法を始め、DNA型鑑定資料を取り巻く環境は日々進歩し、少ない資器材で広い範囲を補える効率的な採取資器材も開発されており、事件検挙につながるDNA型鑑定資料の採取に向け、同種資器材を効果的に導入するとともに、研修会等による捜査員等の採取技術の向上を図り、更に費用対効果を高めていく。

2 薬物・毒物等検査用資機材の整備  
偽装殺人等は、将来にわたって発生する可能性があることから、今後も検査用資機材を有効に活用し、科学的な根拠に基づく死因究明を推進するなど、犯罪の見逃し防止に向けた対策を強化するとともに、遺族に対し、科学的な根拠に基づく死因説明を行う。

3 現場画像VR化システムの活用促進  
事件捜査の長期化に備え、多くの事件現場を撮影し、多種多様な事件で効果的な活用を推進するなど、費用対効果を高める。（+715千円）

(様式1号)

R4年度 事務事業評価書 (既存事業分)

事業名	暴力団事務所撤去促進事業	部課(室)	警察本部暴力団対策部 組織犯罪対策課	事業 開始年度	H29
-----	--------------	-------	-----------------------	------------	-----

総合計画	4つの柱	2	誰もが住み慣れたところで働き、長く元気に暮らし、子どもを安心して産み育てることができる	中項目	20	安全で安心して暮らせる地域づくり
	小項目	1	暴力団壊滅、飲酒運転撲滅及び性暴力根絶の対策の推進	具体的な取組	1	暴力団壊滅に向けた対策の推進

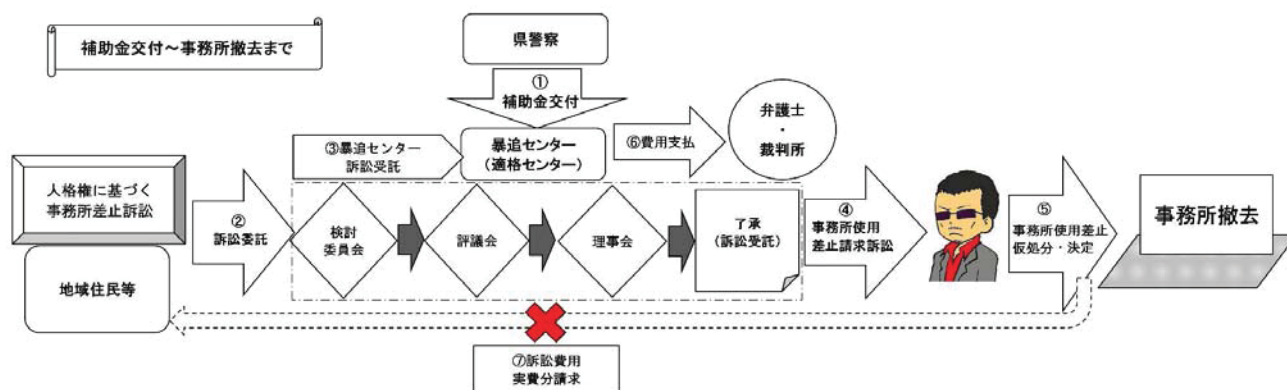
1 事業のねらい・目的

○ 都道府県適格センター（暴追センター）による暴力団事務所使用差止請求訴訟（代理訴訟制度）の活用を促進し、暴力団の事務所撤去という暴力団の弱体化を目に見える成果として示すことにより、県民の暴力団排除意識の高揚を図る。

2 事業概要

○ 暴力団事務所使用差止請求に伴う県民等の経済的負担の軽減  
 県民から委託を受けた都道府県適格センター（暴追センター）が行う事務所使用差止訴訟において、委託者である県民が負担することとなる訴訟費用を補助することで経済的負担を軽減し、事務所撤去活動を活性化させる。

【事業スキーム図】



3 事業目標等

活動指標		R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7
都道府県適格センター（暴追センター）による暴力団事務所使用差止請求訴訟	目標	2件	2件	2件	2件	2件	2件	2件
	実績	0件	1件	1件	0件			

【指標の考え方】

暴力団事務所使用差止請求訴訟の期間は事案ごとに長短があることから、年度単位で定める指標として活動指標（訴訟件数）を示す。

【目標達成状況、未達成のときはその理由】

- 県内における暴力団事務所の撤去については、暴追センター等と連携して五代目工藤會傘下組織事務所や道仁会傘下組織事務所等の撤去を進めているが、本件制度の適用要件である、いわゆる人格権に基づくものではないため未達成となっている。  
 ※ 目標達成に向けて事務所付近の住民や弁護士等に対して制度の周知活動を実施している。

事務所撤去件数

H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
9件	9件	7件	6件	7件	5件	3件

4 有効性 ・ 効率性	【事業の有効性】 ・ 事務所撤去による地域社会の環境浄化と社会経済活動の活性化を図る上で有効である。
	【事業の効率性】 ・ 訴訟費用を補助することで、県民等の経済的負担を軽減するとともに、暴力団情勢に即応した戦略的な事務所撤去活動の推進が可能となっている。

5 事業費（千円）	R3決算	R4当初	R5当初	人件費	R3	R4	R5
歳出	3,000	5,000	5,000	時間	15,360	17,280	17,280
（うち一般財源）	3,000	5,000	5,000	人件費（千円）	62,024	69,777	69,777

6 見直しの内容	<p> <input checked="" type="radio"/> 継続（ 拡充      改善（実施方法の大きな変更等を伴うもの）      <input checked="" type="radio"/> 一部改善      縮小 ）  <input type="radio"/> 終了（ 完了      再構築（他の事業に組み替え）      廃止 ） </p>
【上記の理由】	<p>暴力団事務所は、存在するだけで、県民にとって不安や恐怖を与える存在である。  これまで警察側の警告などにより暴力団側が事務所を撤去したのもあったが、本県の暴力団の尖鋭化動向を鑑みれば、今後、警察側の警告に従わない事案が複数発生するおそれがあることから、本事業による暴力団事務所使用差止請求訴訟（代理訴訟制度）の活用促進により、事務所撤去活動を更に推進する必要がある。</p>
【見直し内容】	<p>（関係機関等との連携）  暴力団事務所撤去を促進していくため、地域住民、暴追センター、弁護士等との更なる連携を図るとともに、全国における先進的な手法等を積極的に取り入れ、効果的な事務所撤去活動を推進する。</p>

(様式1号)

R4年度 事務事業評価書 (既存事業分)

事業名	海外語学研修事業		部課(室)	警察本部暴力団対策部 国際捜査課	事業 開始年度	R2
総合計画	4つの柱	2	誰もが住み慣れたところで働き、長く元気に暮らし、子どもを安心して産み育てることができる	中項目	20	安全で安心して暮らせる地域づくり
	小項目	2	犯罪や事故のない地域づくりの推進	具体的な取組	1	県民の身近で発生する犯罪の抑止対策の推進

1 事業のねらい・目的

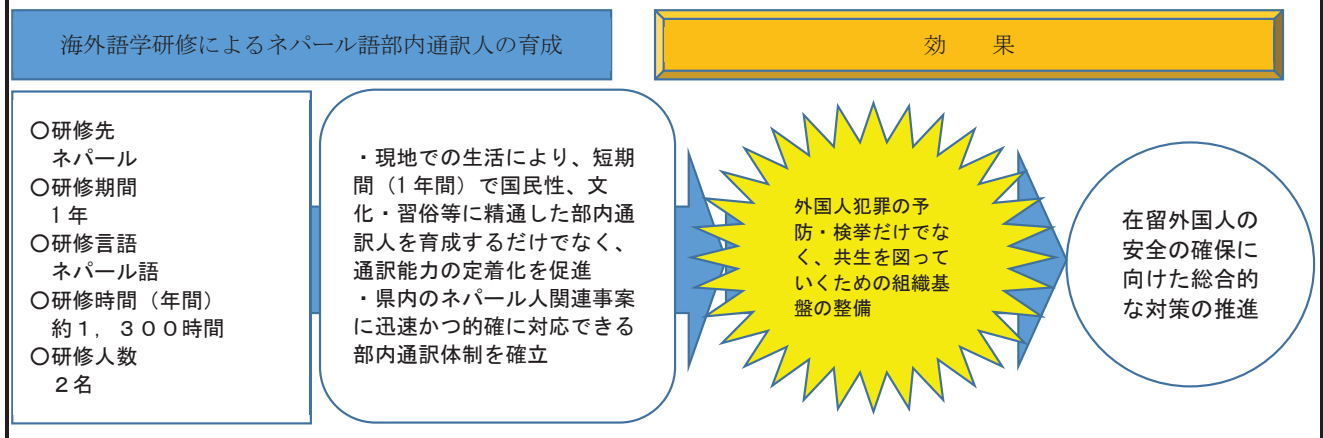
- ネパールに警察職員を派遣し海外語学研修を実施することにより、同国の国民性や文化・習俗等に精通した通訳人を育成
- 外国人犯罪の予防、検挙、共生を図るための組織基盤を整備するとともに在留外国人の安全の確保に向けた総合対策を推進

2 事業概要

ネパール語通訳人の育成を目的とした海外語学研修の実施

- 研修国 ネパール国カトマンズ市
- 研修期間 1年
- 研修生数 2名
- 研修先 カトマンズ市内の大学及び個人レッスンによるネパール語研修
- 研修時間 約1,300時間(一人当たりの年間研修時間)
- 効果
  - ・ ネパールへの現地派遣により、当該国の国民性・習俗等に精通した部内通訳人を育成
  - ・ ネパール語の通訳体制を確保し、夜間・休日等に発生した事件等の突発事案に対応
  - ・ 外国人犯罪の予防・検挙だけでなく、共生を図っていくための組織基盤を整備
  - ・ 在留外国人の安全の確保に向けた総合対策の推進

【事業スキーム図】



3 事業目標等

成果指標		R2	R3	R4	R5	R6	R7
ネパール語部内通訳人数(累計)	目標	0	2	4	6	6	6
	実績	—	0	0			
ネパール語部内通訳人実績(時間)	目標	—	—	—	—	—	—
	実績	0	0	0			

【指標の考え方】

- ネパール語部内通訳人の段階的な育成による通訳体制を整備し、ネパール人関連事案に適切に対応していくものとする。
- 部内通訳人の実績については、事案の発生状況に左右されるため目標数値を設定することは困難であるが、毎年、その実績(稼働時間)を示していくこととする。(参考: 令和4年12月末の実績は、民間通訳人のみの運用で約780時間)

【目標達成状況、未達成のときはその理由】

- 令和2年度～実施予定であったが、新型コロナウイルスの世界的感染拡大に伴う海外渡航の制限等により実施見送り。
- 令和3年度～ネパール語部内通訳人の早期育成のため、海外研修実施までの暫定措置として8月からオンライン研修を実施。
- 令和4年度～海外渡航が可能となり、5月下旬から海外研修に切替えて実施。令和5年1月に第一期生2名が帰国し、育成が完了。令和4年年12月から第二期生が現地にて研修開始。

4 有効性・効率性	<p>【事業の有効性】          コロナ禍により一服したものの、県内の在留ネパール人数及び同国人等による犯罪は増加しており、ネパール語部内通訳人材の必要性は益々高まっていることから、本事業は今後のネパール人対策を行っていく上で非常に有効である。</p>
	<p>【事業の効率性】          日本国内における通訳育成は警察大学校等で2年の研修期間が必要となることから、本事業では研修を海外で行うことで通常より短い期間で能力の向上と定着化が見込めることから、研修期間を1年とし、事業の効率性を高めている。</p>

5 事業費（千円）	R3決算	R4当初	R5当初	人件費	R3	R4	R5
歳出	8,652	8,835	11,191	時間	3,840	3,840	3,840
（うち一般財源）	4,326	4,418	5,596	人件費（千円）	15,506	15,506	15,506

6 見直しの内容	<p> <input checked="" type="radio"/> 継続 <input type="radio"/> 拡充 <input type="radio"/> 改善（実施方法の大きな変更等を伴うもの） <input checked="" type="radio"/> 一部改善 <input type="radio"/> 縮小  <input type="radio"/> 終了 <input type="radio"/> 完了 <input type="radio"/> 再構築（他の事業に組み替え） <input type="radio"/> 廃止         </p>		
【上記の理由】	<p>○ 県内の在留ネパール人増加や凶悪犯罪の発生などにより、対応可能な部内通訳人が必要であり、育成が不可欠であるため。</p> <p>○ 国（警察大学校）におけるネパール語育成の予定はなく、引き続き県の事業によって育成する必要があるため。</p>		
【見直し内容】	<p>○ 世界的な原油高、円安の急激な進行及び現地の物価高騰による航空券、現地滞在費及びレッスン費等の単価上昇のため、令和5年度は事業費を増額の上、事業を継続する。（+2,356千円）</p>		



事業名	部内通訳要員育成強化事業	部課(室)	警察本部 暴力団対策部国際捜査課	事業 開始年度	R3
-----	--------------	-------	---------------------	------------	----

総合計画	4つの柱	2	誰もが住み慣れたところで働き、長く元気に暮らし、子どもを安心して産み育てることができる	中項目	20	安全で安心して暮らせる地域づくり
	小項目	2	犯罪や事故のない地域づくりの推進	具体的な取組	1	県民の身近で発生する犯罪の抑止対策の推進

1 事業のねらい・目的

- 在留外国人の増加に伴い、高まる通訳需要について、適正に対処する。
- 取調べの録音・録画に対応できる高度な通訳技能を有する部内通訳要員の語学能力の維持・向上を図ることにより、適正捜査を推進。
- 新語・俗語等、日々変化する言語を習得し、被通訳者との円滑な意思疎通を図る。

2 事業概要

**民間委託研修の実施**

【対象者】  
英語、北京語、韓国語の部内通訳要員 (R4 106人)

【実施方法】  
民間語学学校でネイティブ講師による10日間の短期集中研修 (1日6時間、計60時間)

【内容】  
1グループ4~6人体制で、年間18クラス (英語7、北京語8、韓国語3クラス)

**部内通訳要員人材育成プログラム**

**レベル分け**

- A: 語学・通訳能力ともに高い
- B: 語学力はあるが、通訳経験必要
- C: 能力は低い、学習意欲高い
- D: 能力は低い、日常会話は可能

入替あり

意欲低下者 → 指定解除

**通訳指導員の指定(調整中)**

- ・語学検定上級の語学力を有し、通訳経験豊富な職員を指定
- 指導対象者、育成対象者の指導・育成

**語学研修**

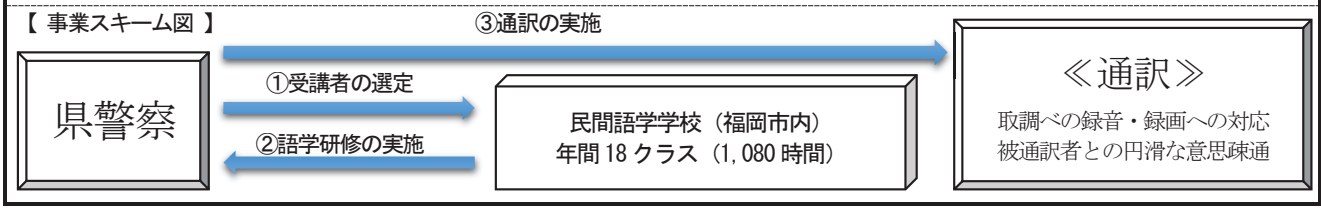
研修名	対象言語	日程等	内容
言語別語学研修	17言語	年間6回(3時間)	通訳技能の向上 ネイティブ講師による集団教養
ブラッシュアップ語学研修	3言語	年間7回(3時間)	語学能力の底上げ ネイティブ講師による集団教養
海外実務研修 (R2)	英・米・韓語	1年間	部内通訳要員の育成 現地での生活(大学入学)
民間委託研修 (R3)	3言語	10日間(60時間)	語学能力の維持・向上 ネイティブ講師による少人数教養
地区別語学研修	3言語	適宜	部内通訳要員に対する補完教養 国際捜査課員による巡回指導

【事業スキーム図】

③通訳の実施

県警察 → ①受講者の選定 → 民間語学学校 (福岡市内) 年間18クラス (1,080時間) → ②語学研修の実施 → 県警察

《通訳》  
取調べの録音・録画への対応  
被通訳者との円滑な意思疎通



3 事業目標等

成果指標		R3	R4	R5	R6	R7	R8
部内通訳要員 (A評価) の人数	目標	16人	19人	22人	25人	28人	31人
	実績	16人	21人				

【指標の考え方】  
取調べの録音・録画に対応できる部内通訳要員 (A評価) の年3人増 (英・中・韓各1人) を継続。部内通訳要員全員がA評価取得後はその維持を設定 (R3実績である16人を基準値とする)。

【目標達成状況、未達成のときはその理由】  
R3、R4のレベルチェックテストの結果、A評価が16人→21人と5人増。(目標達成)

4 有 効 性 ・ 効 率 性	<p>【事業の有効性】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 会話・ヒアリング能力の向上 1日6時間の教養を10日間連続で受講することにより、受講者の会話能力及びヒアリング能力が大幅に向上した。(通訳指導員が初日及び最終日に出席して確認)</li> <li>○ 取調べ通訳技能の向上 取調べ通訳形式で実施したレベルチェックテストにおいて、取調べ通訳技能が大幅に向上した。(録音・録画に対応できる判断基準であるA評価を得た職員が5人増加)</li> <li>○ 受講者アンケート結果による検証 受講者に対するアンケート調査を実施した結果「研修を終えて、自分のレベルはここ10年で最も高くなったと感じる」「少人数クラスで終日日本語を使用せず外国語漬けになれる環境であったことが本当に良かった」等、非常に好評であった。</li> </ul>
	<p>【事業の効率性】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 研修内容の充実化 1クラス終了毎にアンケート調査を実施し、改善意見等があれば、次のクラスの授業に活かしている。</li> <li>○ 業者の選定 研修内容の充実化、コストの削減に向け、毎年県内の語学学校を回り、新規実施場所の開拓を図っている。</li> </ul>

5 事業費 (千円)	R3決算	R4当初	R5当初	人件費	R3	R4	R5
歳出	4,858	4,856	4,825	時間	3,840	3,840	3,840
(うち一般財源)	2,429	2,428	2,412	人件費 (千円)	15,506	15,506	15,506

6 見直しの内容	<p> <input checked="" type="radio"/> 継続 ( 拡充 改善 (実施方法の大きな変更等を伴うもの) <input checked="" type="radio"/> 一部改善 縮小 )  <input type="radio"/> 終了 ( 完了 再構築 (他の事業に組み替え) 廃止 ) </p>		
【上記の理由】	<p>在留外国人等の増加に伴う通訳需要の高まりや取調べの録音・録画等に的確に対応するためには、部内通訳要員の語学能力の維持向上が必要不可欠であるため。</p>		
【見直し内容】	<p>令和5年4月から英語1名(専門捜査官)、韓国語1名(国際警察センター卒業)を新たに部内通訳要員として指定する予定であるため、受講対象者が2名増となる。(R5:108人) 増員分は、クラスの人数を増やして対応。(増額の必要なし)</p>		

事業名	交通事故抑止総合対策推進事業	部課(室)	警察本部交通部 交通企画課 交通指導課	事業 開始年度	H26
-----	----------------	-------	---------------------------	------------	-----

総合計画	4つの柱	2	誰もが住み慣れたところで働き、長く元気に暮らし、子どもを安心して生み育てることができる	中項目	20	安全で安心して暮らせる地域づくり
	小項目	2	犯罪や事故のない地域づくりの推進	具体的な取組	8	交通安全対策の推進

1 事業のねらい・目的

交通事故のない「安全・安心ふくおか」の実現 ～ 福岡県総合計画に掲げた数値目標の達成と全国ワースト上位からの脱却 ～

- (1) 総合的な交通事故抑止対策を推進するための事故管理・分析システムの高度化
- (2) 飲酒運転・高齢者・自転車に対する重点的な対策の推進
- (3) 場所に捉われない機動的な速度違反取締りの推進

2 事業概要

- 総合的な交通事故抑止対策を効果的に推進するための基盤の強化～交通事故総合システムの高度化  
従来のシステムに多次元分析機能及びGIS(地図情報システム)機能を付加し、路線別・時間帯別事故発生状況等の分析に加え、地図上に事故類型等を表示することにより、より高度な交通事故分析を行い、実効性の高い交通事故抑止対策を推進する。  
【平成26年12月運用開始、令和元年12月更新】
- 高齢歩行者に対する交通安全教育車を活用した出前型交通安全教育の推進  
高齢者が日頃から利用するスーパーマーケット等に交通安全教育車を持ち込み、高齢者に歩行者シミュレーターの体験、高齢者に対する反射材の直接取付活動等を通じた実効性の高い交通安全教育を実施する。  
【令和2年3月運用開始、令和4年80か所で活動】
- 可搬式速度違反自動取締装置による取締り(場所に捉われない機動的な取締り)の実施  
取締装置は軽量で持ち運びが簡易なため、通学路等のいわゆる生活道路において住民等の要望に即した取締りが可能で、違反現場では、違反車両の速度測定及び写真撮影の採証活動を行い、後日呼び出して違反者を検挙する。  
【平成30年11月運用開始、令和4年197か所で505回活動】

【事業スキーム図】

【現状】

○ 交通事故発生件数・死者数が高水準で推移  
⇒ 交通事故発生件数及び死者数ともに減少傾向にあるものの、両者ともに全国的には高水準

【課題】

○ 総合的な交通事故抑止対策を効果的に推進するための基盤の強化  
⇒ より緻密な交通事故分析に基づいた総合的な抑止対策及び効果検証が必要  
⇒ 運転免許の自主返納件数が大幅な増加傾向にあり、高齢歩行者の事故抑止対策が必要  
⇒ 通学路、ゾーン30等における速度違反取締りによる速度抑制効果をもって重大交通事故を抑止することが必要

【事業内容】

○ 交通事故総合システムの高度化  
⇒ 路線別・時間帯別事故発生状況等の多次元分析に加え、地図上に事故類型等を表示することにより、交通事故の要因を抽出し、分析結果に基づく、実効性の高い事故抑止対策を推進  
○ 交通安全教育車を活用した出前型交通安全教育の推進  
⇒ スーパーマーケット等で高齢者に歩行者シミュレーターの体験等を通じて交通安全教育を実施  
○ 可搬式速度違反自動取締装置での取締り  
⇒ 場所に捉われず交通事故実態及び取締り要望に対し迅速な取締りを実施

交通事故の抑止

3 事業目標等		第10次福岡県交通安全計画				第11次福岡県交通安全計画		
		H30	R1	R2	R3	R4	R7	
成果指標	目標	→		36,000件以下	→		16,000件以下	
	実績	31,279件	26,936件	21,495件	20,066件	19,868件		
交通事故発生件数（交通安全計画）	目標	→		100人以下	→		80人以下	
	実績	136人	98人	91人	101人	75人		
交通事故死者数（交通安全計画・総合計画）	目標	-	-	-	-	100%		
	実績	-	-	82.9%	77.1%	100%		
交通安全教育車稼働率（活動指標）								

※第11次福岡県交通安全計画～R3年～R7年

【指標の考え方】

- 令和7年までに交通事故発生件数については、16,000件以下を目指す。
- 令和7年までに交通事故死者数については、80人以下を目指す。
- 交通安全教育車稼働率については、年間を通じた全警察署での稼働を設定した。

【目標達成状況、未達成のときはその理由】

令和4年中の交通事故発生件数にあっては19,868件（前年比▲198件）、死者数にあっては75人（前年比▲26人）とともに減少した。

しかし、高齢運転者が第一当事者となる交通事故発生件数は、4,594件（前年比+170件）と増加し、高齢死者数は44人と全死者の半数以上を占めた。

交通事故件数及び死者数の更なる減少を図るためには、高齢者を中心とした緻密な分析結果に基づく総合的な交通事故抑止対策が必要である。

4 有効性・効率性	【事業の有効性】
	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 交通事故総合システムの高度化により、交通事故の発生場所・時間、事故類型、路線、事故当事者の年齢など複数の統計項目を自由に組み合わせた多次元分析に加え、地図上に交通事故の発生状況等を表示させ可視化することにより、事故多発地域、多発路線等を一目で把握することができ、分析結果に基づいた実効性の高い交通事故抑止対策を行うことが可能である。</li> <li>また、交通事故管理・分析システムの機能を拡充したことにより、県警察内に蓄積される交通情報等を多角的に収集・分析した上で、分析結果に基づく飲酒運転をはじめとした取締り活動等の強化に繋げる取組が可能である。</li> <li>○ 交通安全教育車の配備により、従来の集合型交通安全教育の参加に消極的であった高齢者に対しても参加・体験・実践型の効果的な交通安全教育を実施することで、高齢歩行者による歩行中事故の抑止が可能となる。</li> <li>○ 可搬式速度違反自動取締装置の配備により、指定30km/h規制道路（ゾーン30を含む）において、取締り前と取締り中の平均速度を測定した結果、取締り前の速度より6.5km/h抑制しているほか、SNS（twitter）を利用して可搬式速度違反自動取締装置による取締り情報を発信することで県民の安全運転意識の高揚が期待される。</li> </ul>
	【事業の効率性】
	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 交通事故総合システムの導入により、上記のような詳細な分析が簡易な作業により可能となったことから、交通事故抑止に向けた有益な基礎資料の集積に加え、事務の合理化・省力化が図られ、限られた人員の中、現場での活動力の強化が図られる。</li> <li>○ 交通安全教育車の配備により、資機材の搬送人員・車両の確保が不要となるほか、スーパー等への出前型教育によるため、講習場所の確保や教育参加者を募る負担もなくなり、交通安全教育業務が効率化される。</li> <li>○ 可搬式速度違反自動取締装置の配備により、少ない警察力で取締りが可能なため、その余った警察力をその他の交通安全対策へ投入可能となる。</li> </ul>

5 事業費（千円）	R3決算	R4当初	R5当初	人件費	R3	R4	R5
歳出	61,640	47,403	69,739	時間	13,233	15,926	20,951
（うち一般財源）	56,013	41,728	61,535	人件費（千円）	53,435	64,310	84,601

6 見直しの内容
<p>継続（ 拡充 改善（実施方法の大きな変更等を伴うもの） 一部改善 縮小 ）</p> <p>終了（ 完了 再構築（他の事業に組み替え） 廃止</p>
【上記の理由】
<p>令和4年中の交通事故発生件数及び交通事故死者数を前年と比較すると、ともに減少し導入効果が認められるものの、現状での減少傾向を維持し、更なる交通事故抑止を維持するためには、本件事業の継続が必要である。</p>
【見直し内容】
<ul style="list-style-type: none"> <li>交通事故分析は、様々な交通事故抑止対策の根幹をなすものであることから、今後ともその時々々の社会情勢の変化に伴う道路交通状況に即応するよう取り組む。（+17,276千円）</li> <li>安全教育車は、出前型交通安全教育の武器として極めて有効であり、その活用場所を高齢者が日常生活の中で多く集まるスーパーマーケット等を中心としていたところ、今後は、各警察署が実施するシルバードライビングスクール等の高齢者講習にも持ち込み、その活用範囲を拡充する。</li> <li>交通事故の抑止に向けた速度違反取締りを強力に推進するため、可搬式速度違反自動取締装置の活用場所を通学路等の生活道路に特化していたところ、今後は、通学路等での活用を中心としつつも、その時々々の交通事故情勢に沿った活用範囲の拡充を図る。（+4,400千円）</li> </ul>

事業名	運転免許更新手続の効率化事業	部課(室)	警察本部交通部 運転免許試験課	事業 開始年度	R3
-----	----------------	-------	--------------------	------------	----

総合計画	4つの柱	1	世界を視野に、未来を見据えて成長し、発展する	中項目	5	デジタル社会の実現
	小項目	1	地域社会と行政のデジタル化	具体的な 取組	2	行政のデジタル化

**1 事業のねらい・目的**  
 運転免許更新における予約制の導入や手続の一部自動化により、手続の簡素化・事務処理の迅速化を図ることで、県民の利便性を向上させるほか、人と人との接触機会の削減や不要な待ち時間の解消を図ることで、感染症対策を推進させるなど、運転免許手続における県民等の負担を軽減する。

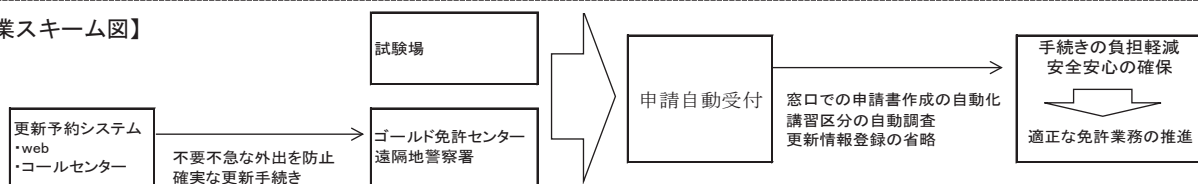
**2 事業概要**  
 運転免許更新手続の効率化事業  
 (1) 申請自動受付等システムの導入  
 ア 更新手続等を一部自動化するための申請自動受付機を導入し、申請書への記載の一部省略や講習区分調査の削減などの手続の簡素化による県民の負担軽減を図るほか、接触機会の削減などの感染症対策を推進する。  
 イ 免許登録業務の自動化により、業務の省力化・迅速化を図るとともに正確性を向上させる。  
 ウ これまで職員が行ってきた事務を一部自動化することで、免許に関する相談対応の充実を図るなど、人にしかできない県民サービスを向上させる。

更新手続の変更点	内容	導入効果
受付(申請書作成)の削減	・自動受付(更新期間、講習区分の確認等) ・申請書の自動作成 ・免許情報のQRコード化(以後の手続の短縮)	・更新期間確認、講習区分調査の省略 ・接触機会の削減
講習区分調査の削減	・講習区分の自動調査 ※ 更新連絡書を持参していない場合の自動対応	・調査窓口の待ち時間や講習区分調査時間の削減 ・講習区分の自動印字による確認作業の省略 ・接触機会の削減
申請書記入作業の短縮	・申請書への氏名等の自動印字 ※ 記載事項等に変更がある箇所のみ記載	・申請書への記載省略による手続の円滑化 ・記載の負担軽減 ・記載台における滞留、密集の防止
登録業務の削減・短縮	・QRコードの自動読取による自動更新登録 ※ 記載事項等に変更がある場合のみ職員が登録	・手続の円滑化による滞留の防止 ・登録事務の迅速化、正確化による業務の合理化 ・接触機会の削減

(2) 更新予約システムの導入  
 ア 各ゴールド免許センターと遠隔地警察署の更新手続についてウェブ予約及びコールセンターを併用した予約制度を導入し、更新希望日時の確保と待ち時間の削減を図り、県民サービスの充実化と感染症対策を推進する。  
 イ 各運転免許試験場を予約制度の対象外とすることで、更新期限の切迫している県民の即日手続を可能とする。

従前	県民サービスの充実化	感染症対策
更新受付可能数の上限に達した場合、以後の来場者は更新手続不可	更新希望日時の確保	不要な外出の抑制
先着順の受付のため開庁数時間前から更新者の列が出来る	不要な待ち時間を解消	来場者の集中・混雑を抑制 接触機会の削減

**【事業スキーム図】**



**3 事業目標等**

成果指標		R3	R4	R5	R6	R7	R8
申請自動受付等システム	目標	運用開始(10月~)					
	実績	運用開始					
更新予約システム	目標	運用開始(6月~)					
	実績	運用開始					

**【指標の考え方】**  
 本事業は、運転免許更新手続の簡素化や業務処理の迅速化を図るとともに、感染症対策やデジタルデバインド(情報格差)への配慮を推進し、県民の負担軽減及び安全・安心を確保するものであることから、個別の指標を示して評価することは困難である。

**【目標達成状況、未達成のときはその理由】**  
 申請自動受付等システム及び更新予約システムは、目標どおり運用を開始。

4	有効性・効率性	<p>【事業の有効性】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 申請自動受付等システムの導入 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 来場者と職員との接触機会が削減され感染防止対策に効果が発揮されている。</li> <li>・ 各種申請書の作成（免許証の複写や免許情報の記入）が自動化されることで申請書に記入する部分が減り来場者の負担軽減が図られている。</li> <li>・ 運転免許証の記載事項に変更がない者は免許登録窓口での手続が省略され更新手続の負担軽減が図られている。</li> <li>・ 更新通知書（連絡ハガキ）を持参していない者に対する講習区分の調査が不要となり手続の合理化が図られている。</li> <li>・ 令和6年度末に実施されるマイナンバーカードと運転免許証の一体化への対応が可能となっている。</li> </ul> </li> <li>○ 更新予約システムの導入 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事前予約により希望日時に更新が可能となったため、行列の解消、待ち時間の短縮等、円滑な更新手続を実現できている。</li> <li>・ ウェブ予約のほか電話による予約（コールセンター）の導入により、高齢者にも利用できるわかりやすいサービスを実現している。</li> <li>・ 申請自動受付等システムとの連携により、予約者が来場した際のスムーズな予約状況の確認や受付に効果を発揮している。</li> </ul> </li> </ul>
		<p>【事業の効率性】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 申請自動受付機による申請書作成（自動印字化）により、申請者の記入漏れ等が低減されたほか、申請者の保有免許種別に応じた視力値の自動印字等により、事務の簡略化、合理化が図られている。</li> <li>・ 更新対象者の自動判定により、更新期間外の者の受理等の防止が図られている。</li> <li>・ 県下4か所の運転免許試験場を予約システムの対象から除外することで、更新期限切迫者への対応を図っている。</li> <li>・ 人が対応すべき業務である、高齢者、障がい者及び外国人等の免許に関する様々な相談対応などに人員を割り振ることで、職員の有効活用を図っている。</li> </ul>

5 事業費（千円）	R3決算	R4当初	R5当初	人件費	R3	R4	R5
歳出	333,996	45,970	43,760	時間	—	—	—
（うち一般財源）	333,996	45,970	43,760	人件費（千円）	—	—	—

6 見直しの内容
<p> <input checked="" type="radio"/> 継続 <input type="radio"/> 拡充 <input type="radio"/> 改善（実施方法の大きな変更等を伴うもの） <input checked="" type="radio"/> 一部改善 <input type="radio"/> 縮小 <input type="radio"/> 終了（完了） <input type="radio"/> 再構築（他の事業に組み替え） <input type="radio"/> 廃止 </p>
<p>【上記の理由】</p> <p>○ 令和6年度末にマイナンバーカードと運転免許証の一体化が開始されることから、一体化に必要なシステム改修（プログラムの改修及び端末等の整備・改修）が想定される。</p>
<p>【見直し内容】</p> <p>○ 令和6年度末のマイナンバーカードと運転免許証の一体化に向けて、警察庁が整備予定の新運転者管理システムとの連動により、更なる免許業務の利便性向上、業務の合理化・効率化が見込まれる。（▲2,210千円）</p> <p>※ 新運転者管理システムとは、警察庁が整備する共通基盤システム上に構築された全国共通のシステム</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 共通システムの県ごとの改修が不要となることによるコスト削減</li> <li>・ 警察庁と同等レベルのセキュリティ環境</li> <li>・ バックアップ環境の強化</li> </ul> <p>などが期待される。（福岡県：令和7年1月移行予定）</p>

(様式1号)

R4年度 事務事業評価書 (既存事業分)

事業名	高齢運転者等の交通事故抑止対策推進事業		部課(室)	警察本部交通部 運転免許試験課	事業 開始年度	R2
総合計画	4つの柱	2	誰もが住み慣れたところで働き、長く元気に暮らし、子どもを安心して産み育てることができる	中項目	20	安全で安心して暮らせる地域づくり
	小項目	2	犯罪や事故のない地域づくりの推進	具体的な 取組	8	交通安全対策の推進

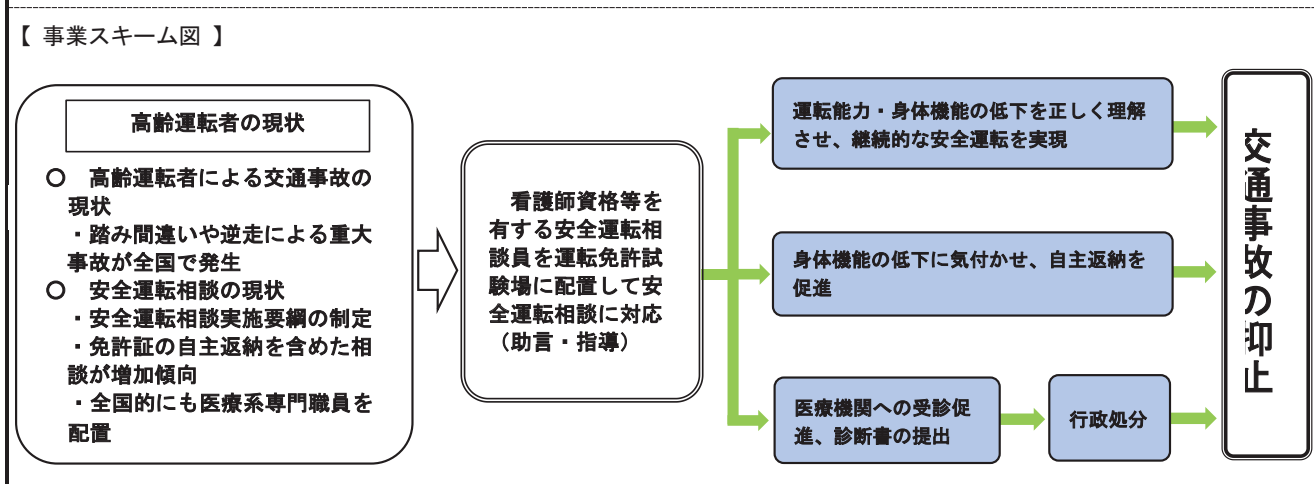
**1 事業のねらい・目的**

県内4か所の運転免許試験場に看護師資格等を有する安全運転相談員を配置して高齢運転者、身体の障がい等がある者及びそれらの家族等からの安全運転に関する相談に対応し、専門的知識を活かしたきめ細かな指導・助言や医療機関の受診を促すことで、高齢運転者等の継続的な安全運転を実現するとともに、免許証の自主返納の啓発促進、認知症等の早期発見による行政処分等の推進を図り、高齢運転者等の交通事故抑止を図るもの。

**2 事業概要**

○ 運転免許試験場へ看護師資格等を有する安全運転相談員(会計年度任用職員)を配置

- 安全運転相談等の実施
  - 高齢運転者等の継続的な安全運転を実現するため、病気等の症状に応じた指導・助言を実施
  - 運転継続が困難と認められる高齢運転者等に対し、自主返納、医療機関の受診、診断書の提出を促し、認知症等を早期に発見、迅速かつ確実な行政処分を推進
- 試験場職員に対する教養
  - 認知症を始めとした様々な病気についての正しい理解と日常の業務への活用のため、試験場職員に対し病気に関する教養を実施



**3 事業目標等**

成果指標		第10次福岡県交通安全計画		第11次福岡県交通安全計画			
		R1	R2	R3	R4	~	R7
交通事故発生件数(交通安全計画)	目標	→	36,000件以下	→	→	→	16,000件以下
	実績	26,936件	21,495件	20,066件	19,868件		—
交通事故死者数(交通安全計画・総合計画)	目標	→	100人以下	→	→	→	80人以下
	実績	98人	91人	101人	75人		—

活動指標		R2年度	R3年度	R4.4~12
来場者への声掛け	目標(年間)	—	→	30,000人
	実績	25,927人	21,326人※	20,996人

○ 第11次福岡県交通安全計画…R3~R7年  
 ※ R3.6.24~9.30・1名欠員

**【指標の考え方】**

- ・ 令和7年までに交通事故発生件数については、16,000件以下を目指す。
- ・ 令和7年までに交通事故死者数については、80人以下を目指す。
- ・ 令和4年度の試験場来場者への声掛け数については、30,000人(安全運転相談員1名あたり1日約32人)を設定した。
- ※ 令和3年度中21,326人(安全運転相談員1名あたり1日約25人)

**【目標達成状況、未達成のときはその理由】**

令和4年中の交通事故発生件数にあっては、19,868件(前年比-198件)、死者数は75人(前年比-26人)と減少し、導入の効果が認められる。

高齢死者数が44人(前年比-5人)と減少したものの、依然として全死者に占める高齢者の割合(58.7%)が高いことなどから、交通事故件数及び死者数の更なる減少を図るためには、緻密な分析結果に基づく総合的な交通事故抑止対策が必要である。

4 有効性・効率性	<p><b>【事業の有効性】</b>  各試験場に看護師資格等を有する安全運転相談員を配置することで、下記活動実績のとおり、運転継続の検討が必要な方への迅速・的確な対応及び安全運転が困難であると思慮される方に対する自主返納制度の説明等を行っている。  また、高齢者の生活不安に関する相談や支援を行っている各自治体の地域包括支援センターを始め、医療・介護機関等と連携を図り、安全運転相談を必要とする高齢者等の把握に努めている。</p> <p>・令和3年度安全運転相談員4名の活動実績（R3.6.24～9.30・1名欠員）</p>																				
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>件数</th> <th>項目</th> <th>件数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>来場者への声掛け</td> <td>21,326人</td> <td>安全運転相談等に基づく自主返納</td> <td>38件</td> </tr> <tr> <td>安全運転相談</td> <td>948人(964件)</td> <td>医療機関等への連絡</td> <td>152件</td> </tr> <tr> <td>質問票で病状申告した方からの個別聴取</td> <td>1,000人(1,018件)</td> <td>職員への教養</td> <td>46件</td> </tr> <tr> <td>認知機能検査第1分類者への対応（診断書提出命令や自主返納制度の説明等）</td> <td>710件</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	項目	件数	項目	件数	来場者への声掛け	21,326人	安全運転相談等に基づく自主返納	38件	安全運転相談	948人(964件)	医療機関等への連絡	152件	質問票で病状申告した方からの個別聴取	1,000人(1,018件)	職員への教養	46件	認知機能検査第1分類者への対応（診断書提出命令や自主返納制度の説明等）	710件		
	項目	件数	項目	件数																	
	来場者への声掛け	21,326人	安全運転相談等に基づく自主返納	38件																	
	安全運転相談	948人(964件)	医療機関等への連絡	152件																	
質問票で病状申告した方からの個別聴取	1,000人(1,018件)	職員への教養	46件																		
認知機能検査第1分類者への対応（診断書提出命令や自主返納制度の説明等）	710件																				
<p>※（ ）は、延べ相談件数  ※ 認知機能検査第1分類  記憶力・判断力が低くなっている者</p>																					
<p><b>【事業の効率性】</b>  1 各試験場に来場された方に対する声掛けにより、積極的な安全運転相談を実施  2 積極的な安全運転相談の実施により、自動車等の安全な運転に支障を及ぼすおそれがある病気等にかかっていると疑われる方等を把握  3 症状に応じたきめ細かな指導、助言が可能で、相談者や家族が納得し安心して相談できる環境を構築  4 試験場には、認知機能検査受検等のため多数の高齢者が来場しており、急病人が発生した際に一次的な救護措置が可能  また、試験場職員に対してAED等の教養を実施し、救急法に関する知識の底上げを図り、県民の安全を確保  県内4試験場の来場者数～796,977人（令和4年中）</p>																					

5 事業費（千円）	R3決算	R4当初	R5当初	人件費	R3	R4	R5
歳出	13,701	14,008	14,519	時間	6,136	6,188	6,188
（うち一般財源）	13,666	13,972	14,445	人件費（千円）	24,778	24,988	24,988

6 見直しの内容
<p>継続（ ） 拡充 改善（実施方法の大きな変更等を伴うもの） 一部改善 縮小（ ）  終了（完了 再構築（他の事業に組み替え） 廃止（ ）</p>
<p><b>【上記の理由】</b>  今後の高齢社会の一層の進展に伴い、高齢者の運転免許保有者数は更なる増加が見込まれるなど、高齢運転者の安全対策は重要な課題である。  本事業において、認知症を含めた一定の病気等を有する方に対し、安全運転への影響を判断することは、極めて効果的であり、看護師資格等を有する安全運転相談員による実効力のある対応が必要である。</p>
<p><b>【見直し内容】</b>  1 安全運転相談員に対して、高齢運転者に直結する運転技能検査制度やサポートカー限定免許など、改正道路交通法を踏まえた教養を行い、より質の高い安全運転相談を実施する。  高齢運転者等の相談者に対して、引き続き、運転免許証の自主返納や自動車等の安全な運転を補助する安全運転サポート車など、先進安全技術等についての教示を行い、運転に関する不安の解消に努める。  2 あらゆる機会を通じて安全運転相談専用ダイヤル#8080等の広報活動を行い、電話による相談窓口を周知することで、安全運転相談業務の進展を図っていく。</p>



